

第二十五章 平等は不公平にして 差別は公平なり

公平に二様の意義あり

平等善を以て此の存在界を律しようとするは、現代通有の謬想であることは既に明らかであるが、平等思想と共に公平といふ思想がまた甚だ世を惑はして居るので、之れ亦吾人の闡明を要する一箇條である。

公平と云ふ言葉にも色々の意義があるが、主なる意味を取れば次の二つに歸するであらう。即ち

第一、公平とは總てのものを平等に取扱ふことである。

第二、公平とは總てのものを其の本質に適應するやうに差別をつけて取扱ふことである。

例へば五人の人に食物を分配するに當つて、其の人々の性質をも年齢をも労働の種類をも考へず、たゞ同じ種類の食物を同じ分量づゝ分ち與へねばならぬといふのは第一の意味の公平である。之に反して、五人の中の一人一人の性質を調べて、男女により老少により又労働の種類によつて差等を設け、

男ならば男に適する食物を選び、少年や老年には分量をやゝ少くし、壯年には最も多く、しかも筋肉労働者と精神労働者によつて食物の種類にも分量にも加減を施して、五人が五人共、種類も分量も違ふけれども各自に最も適した種類の食物を最も適當した分量だけ與へられるやうにせねばならぬといふのは第二の意味の公平である。

第一の意味での公平は甚だ誤つた思想である事は、此の存在界が差別の世界であることを考へれば直ちに了解の出来ることである。試みに自然物に對して平等に取扱つて見よ。元來萬有は總て差別が本質であるから、何物と雖も平等に扱ふことは出来ない。魚と石とを平等に扱ひたいと思つても不可能である、稻と雜草とを平等に待遇したならば日本人は直ちに食物に窮乏することになるであらう。同じく稻であつても早稻と晚稻では作り方を異にせねばならず、同じ早稻の中でも植ゑる場所によつて取扱ひを異にせねばならず、同じ一つの田の中に植ゑたとしても精密に云へば一本一本で皆違つて居るのだから、之を全然平等に扱ふことは望ましいことでもなく、また事實上不可能なことである。既に田植の時からして、二本の苗を同時に同所に植ゑることは全く不可能であることは「物質即差別、物體即差別」を論じた章の意味に照して明らかである。斯の如く第一の意味の公平は自然界に對しては決し實現の出来ないことであつて、隨つてまたこれを實現することを目的とすべき理由もない。若

し強ひて之を實現しようとするならば、即ち萬有を破壊することになる。之れ亦「平等は破壊なり」と題した章に述べた所に由つて明らかである。

差別は眞の公平なり

公平を第二の意味に解する時は、先づ萬有は總て差別體であるといふ原則を認め、總てのものを其の差別相に適合した取扱をするのであるから、石は石として其の性質を全うするやうに利用し、米は米として其の効用を十分に發揮させるやうに取扱ひ、早稲は早稲とし晚稲は晚稲として適當な時期に植ゑて適合した肥料を施し、兩者の取扱を混同することを避けるのである。斯様に取扱ふならば人間が如何なるものを取扱ふ場合にでも能く相手の性質に従つて其の性能を發揮させると共に人間界へ貢獻せしめる事が出来る。即ち差別善の實現であり同時に不自由善の精神に適つて居る。故に、

第一の意味の公平は惡である。

第二の意味の公平は善である。

公平の觀念の起原

元來公平といふ觀念の起原は、品物を平等に分配するといふ所から起つたものであらう。併しそれは相似た權利を有する者同士の間で起つたことで、著しく違つた性質を有する者の間に生じた觀念ではあるまい。例へば親と子と云ふやうに明かに差別の認められた者の間には、公平といふ觀念は起るまい。斯様な差別は文化の幼稚な時代にでも既に認められて居たことであらうが、同年輩の大人が二人以上協力して狩獵を行つたとすれば、其の獲物は平等に分配されなければならぬといふやうな場合から公平といふ觀念が発生したものであらう。協力した場合に於ても、精密に云へば其の働きの差別のあることは勿論であるが、其の差別は文化の進歩した今日に於てさへも往々無視せれる位であるから、古い時代に於て夫等が平等なものと考へられたのは無理もないことである。従つて平等と公平とが同じ事のやうに思はれた事も自然であると謂はねばならぬが、今日の様に明かに差別の認められて居る親子の如き夫婦の如き或は主従や師弟の如き間柄にまで、平等と公平とを同一視して應用しようとするのは甚だしい誤謬であると云はねばならぬ。昔のやうに殆んど相類似した勞力に服したものの間にだけ公平に分配しようと思つたのは、まだしも恕すべきであるが、今日のやうに、差別が明かに認められるに拘らずそれを平等に取扱ふことを以て公平であると考へるのは、公平の本義から見て決して當を得たものと云ふことは出来ない。何となれば公平の觀念の本義は、相似た働きをした者は相

似た獲得をしなければならぬと云ふのであるが、もし如何に相異なつた働きをした者でも皆平等の分配に與らねばならぬと云ふことになれば全く反對の意味になつてしまふからである。之れ即ち石も米も人も動物も平等に取扱はうとするものであつて、結局破滅に赴くの外はないからである。故に眞の公平は「相似た者は相似た取扱をなし、相異つた者は相異つた取扱をする。」といふことである。併し相似たといつても精密に見れば必ず差別があるのだから、精密に云へば、

總てのものを差別的に取扱ふことが公平である。

と云ふに歸する。故に吾人は、

差別は公平なり、平等は不公平なり。

と唱道するのである。此の原理は人事に應用して極限まで推し進める時は、益々其の動かし得ないものであることがわかる。

差別待遇即公平

先づ俸給の場合に適用して見るならば、或る會社の社員の中で、甲は就職以來既に十餘年を経過して會社の事業に精通し事務に練達し、又幾多の著しい功績をも擧げて居る。乙は昨今就職したばかり

であるならば、此の二人の俸給は如何にあるのが公平であるか。斯様に甚だしい相違を有して居るに拘らず全然同額の俸給を與へるとすれば、それは果して公平な處置であると云ひ得るであらうか、又丙丁の二人は一ヶ年以前に同時に入社した者であるが、丙は拔群の精勤家で無遅刻無缺勤の上に敏活に事務を執つて居るが、丁は折々遅刻もするし缺勤もするし、執務時間内の働振りも僅かに人後について行くだけのものに過ぎない。さうなれば一ヶ年を経過した今日將に昇級の沙汰があらうと云ふ時、此の二人は同額に昇級せしめることが公平であらうか。右の如き甲と乙とに差等をつけ、丙と丁とに差等をつけることは即ち各々の人に適當な待遇を施す所以であつて、それが眞に公平の處置である事は何人も首肯するであらう。もし社長が自ら格外に多額の俸給を取るとか、或は社員の中で、勤怠に由らずして社長や重役の個人的感情によつて或る者が格外の俸給を得るとか云ふやうな偏頗な處置がある時には、それは差別相を正しくするのではなく却つて差別相を混亂せしめるものであるから不公平呼ばはりをするのも至當であるが、差別を正しく認めて、年功により勤務状態により才能の高下により或は家族の多少等を總て正しく考慮した上に、夫々適當に給與するならば之れ程公平な處置はないので、之をしも不公平といふならば一切平等の給與とするの外はない。即ち社長から小僧に至るまで同額の俸給とすることになるが、さうなれば小僧だけは喜ぶかも知れないが、其の他の者は事

實上小僧以下の給與に甘んずると同じことになる。何となれば小僧以上の者は年齢といひ家族と云ひ生活状態といひ交際といひ小僧以上に遙かに複雑な生活をしなければ其の任務を果す事が出来ないの拘らず、其の受ける所は小僧同様であるとすれば、比較上小僧以下の給與を受けて居ると同じことである。其の人々は會社からは仕事の方では高級な複雑な責任を負はせられて、給與は却つて小僧以下を受けることになるので、之れこそ眞に不公平な處置となるのである。斯の如くすれば公平なる報酬といふ觀念は全然打破せられて、畢竟人道が破壊せられることになる。何故なれば此の趣旨を推して及ぼして行くなれば、年幼も勤勞も毫も之れに酬むるの必要なく、怠惰も無能も亦報酬を減せられる心配も無いのであるが、その精神を社會全體に行ふとすれば、善惡勤惰の差別は没却せられ、聖人も盜賊も君子も狂人も同様同權となり、白晝惡鬼の横行を見るに至り、吾人の生活は全く安定を奪はれ、遂には人間の共倒れとなつて破壊に歸するの外は無いのである。露國の變亂の如きは其の適例である。公平といふことを誤解して、何でも平等にさへすれば公平だと考へるならば、當然右の如き恐るべき窮境に陥るのである。

政治上の公平不公平

轉じて政治上のことに就て考へて見るに、一切差別を認めないと云ふならば、議員選舉などもあつてはならぬ筈である。何故なれば一切平等ならば誰が議員になつても差支ない筈で、誰でも議員になり得る權利を平等に所有して居るわけである。然るに其の平等な者の中から或る少數の者を候補者として選出出すと云ふことが恚うして出来るであらう。差別のないものゝ中から差別をつけようとするのは自家撞着ではないか。また或る人に一票を投ずるのは、其の他の總ての人の權利を蹂躪することになるではないか。故に最も平等に議員を出さうとするならば少しも人意を加へない方法を以てすることにせねばなるまい。して見れば抽籤によつて決定する位が最も適當な方法であらう。そして苟も當籤した以上は男であらうが女であらうが、老人であらうが赤ん坊であらうが、其の能力に差別のある筈はないから、誰でも議員になるがよい。議員だけではない、大臣でも官吏でも、本來誰があつてもよい筈だから矢張抽籤によつて生れたての赤ん坊にも籤を引かせねばならぬ。斯の如きは戲言を弄して居るやうに聞えるけれども、一切を平等に取扱ふことを以て公平だと考へる思想を極限まで推しつめて見れば斯様な結論に至るので、其の不合理であることは何人も頗る明白になつて来る。猶極端に論ずれば治者と被治者などの差別もあつてはならぬことになる。斯様な例を擧げるならば限りも無いことであるから、此の外は讀者の類推に譲つて置く。

要するに公平とは人々が差別に應じた差別的地位と待遇とを得て居る事を指すので、「賢者位に在り能者職に在り」と云ふ言葉があるが、其の通りに各々才能に應じた地位を得て、各自の個性に適した職業に従事して、一人前の働きを爲す者には相當に家族を養ひ得るの衣食住が與へられ、普通以上に才能のある者又は勤勉なる者等に對しては夫々に酬みられると云ふやうに、各自特定の地位に於て生活を行くことが出来るやうになり、悪人又は怠惰なる者に對しては相當に懲戒又は獎勵の方法が設けられてあるといふ状態でなければならぬ。公平の美名の下に濫りに平等性を發揮せんとして社會の秩序を破壊せんと試みるが如きは甚だしい誤りであり又罪惡である。

機會均等、婦人解放、人種平等などの語は此の公平の語と相並んで悪用せられて居る傾きがある。是等は總て差別善の大眞理より批判の鐵槌を下すべきである。

規範第五則 公平の原則

公平とは各其の差別相に適應するやう差別的に取扱ふことを云ふ。

註。元來差別あるものを平等に取扱ふ事は不公平なり。

第二十六章 差別善に基く選舉法の理想

制限選舉法の缺陷

現在の議員選舉法並に目下將に實現されんとして居る普通選舉法案なるものを吾人の差別道から見る時は、兩者共に根本的の誤謬を含んで居て何れも平等思想に累せられて居る。現行の制限選舉法なるものも元來平等思想に基いて出發したもので、結局は普通選舉に到ることを理想としたものであるが、たゞ國民の知識の進歩が未だそれを實現するに堪へないといふので、一時的に姑息の策を採つて居るに過ぎない。従つて選舉權の有無を差別する標準も亦根據の無いものである。即ち直接國稅三圓といふ點を以て選舉權のあるものと、無いものがかつきり分れる。一見差別をはつきりつけたやうなものではあるが、少しく考へを廻らすものは之れが頗る平等に近いことを悟るであらう。即ち三圓以上のものは平等に一票の權を有し、三圓以下の者は又平等に一票の權をも持たない。三圓を境にして、以上も平等、以下も平等といふことになる。三圓の處を境にして唯一つの大なる溝を設けると云ふ理由は何であらうか。二圓九十錢と三圓と僅か一錢の差によつて權利の有無が分れると云ふのは

畢竟するに何れの點を差別の基礎としてよいか分らない所から、たゞ人爲的に三圓といふ所で無理に差別をつけたのに過ぎない。又單に納税額だけを標準にして差別を設けることも餘りに偏見と云はねばならぬ。納税額の多少も差別の一標準としてよいのであるが、人生の差別はそれだけのものではない。人間の資格を二大別して物質的と精神的と看做す時は、吾人の圓形的進化論より見て靈は物より上位にある事となるが故に物質的資格より下位とならねばならぬ。人々の經驗の上にも學問教育の上にも差別があつて小學校卒業だけのものと中等以上の學校を出たものとの間には、納税額の差別よりも一層重大なる差別が存して居る。然るに現今の制度では、三圓以下の者は如何なる學者と雖も目に一丁字なきものと平等視せられて居り、三圓以上でさへあれば知識經驗の有無を問はず之れ亦平等に扱はれて居る。要するに現行制度は其の根本が平等思想から發したものであるから、右の如く實際上頗る平等に近いものとなつたのである。即ち國民を二つに大別して、二種の差別をつけたままである。

普通選舉法の缺陷

次に普通選舉と稱して主張されて居る思想には次の三種の差別がある。即ち(一)は獨立の生計を營

んで居る男子には悉く一票の權を與へるといふので(二)は獨立の生計云々の條件をも設けず成年の男子全部に一票の權を與へようとするもの(三)男子は勿論成年の女子にも總て一票の權を與へようとする説である。此の中(一)と(二)とは選舉權を有する者の範圍が擴張されると云ふまで、矢張り國民を二大別して各々の範圍内に於ては平等に扱ふのだから、前項に現在の制限選舉法を評したと同様の意味で之も平等に近い方法と云はねばならぬ。次の(三)の場合で男女を通じて悉く一票の推を與へるがよいといふ説は、現行制度よりも更に一層平等に進んだものである。何となれば成年以下の者は暫く別として成年以上の國民に就ては二種の差別をさへ撤廢して、唯一様に一票の權を與へるのだから、平等の理想から見れば最も徹底して居ると同時に差別を重んずる精神には最も反對したものである。故に此の意味で普通選舉は選舉法案中の最も劣等なるものと云はねばならぬ。之亦勿論西洋の平等思想を根柢としたもので吾人の主張する差別善から見れば極端に反對した思想である。其の(一)と(二)との法案も結局は(三)の法案に到達することを目的として居るのだから、普通選舉法案は何れの案でも皆現在よりも平等に向つて進まうと試みるものであつて制限選舉よりも更に悪いものであることは、差別善の精神からして斷定することが出来る。

選舉法と家族制度

一八八

併し差別善の理想から見て、現行制度と普通選舉との間には偶然にも一つの著しい相違點を現はして居る。それは現行法では納税額を標準とする所から、實際に於て選舉人の多くは戸主である事である。そこで實際に於て現行法は我が國の特色たる家族制度に混亂を生ずる危険が無いが、之を普選として男女平等に一票の權を有する事になれば、家族制度といふ事は全然無視して西洋流の個人主義となるのである。家族主義を棄て、個人主義に遷る事は、我が民族の差別相を無視するもので、延いては我が國體にも影響する危険思想である。西洋のやうに個人主義の發達した國家は、それに相當した低い程度の國體、即ち差別相の比較的貧弱な國體を有するのであるが、我が國の如く、元來差別相の豊富なる優越せる國體を有するものが、今更彼れを學んで我が長所を棄てんとするは愚の極である。選舉法の制定に於ても、此の根本思想を誤つてはならぬ。

差別的選舉法の要件

差別善の原理から選舉法の理想的要件を擧げるならば、

第一 國體の差別相を明らかにし國家の特色に適合する方法を採らねばならぬ。これについて今日選舉法を講究する者の殆んど總てが暗々裏に藏して居る大なる誤謬がある。それは選舉權を行使して人民が政治をするといふ思想である。それは民主國に於ては一應當然のことと思へるけれども、我が國に於ては人民が之によつて政治をするのではない。我が選舉權は人民が獲得したものである。天皇から與へられたものである。云はゞ参考の爲めに國民の意見を徵せられるので、國政の權を人民が握つて居るわけではない。此の差別は政治上教育上常に闡明されねばならぬ要件である。選舉人は天賦の權利を國家に向つて行使するのではなく、國家から命ぜられるが故に國民の義務として選舉を行ふのである。故に我國に於ては選舉權といふよりも選舉義務と云ふ方が適切である。

第二 家族の統一を鞏固にし、家を通して國家に盡すの様式を採らねばならぬ。之れ亦國民性の差別相に應ずる要件である。故に我が國に於ける選舉法としては、各家族から一人の選舉人を選出せしめ、其の選舉人が一家を代表して選舉するといふ制度が最も適當である。而して家族が選舉人を選ぶには、家族全員が選舉する事にするがよい。家族内の事であるから投票などの形式を踏む必要もなく多くは口頭の話し合ひで定まるであらう。一家族中の最も賢明なるものを推して代表選舉人とするのである。斯くすれば婦人も子供も皆間接に選舉を行ふ事になる。普通の場合には戸主が推されて選舉

人となるであらうけれども、必ずしも戸主と限らず、戸主が既に老いて時勢に通じないならば學識ある成年の家族が選舉人となる場合もあらう。或は戸主が幼年の場合にも家族中に成年以上の人ある時はそれを選舉人として出すことも出来る。又一家族中の適任者が婦人であつた場合には、婦人も選舉人となる事が出来る。

第三 教育の差別を認めねばならぬ。選舉人たるものは、少くとも義務教育を終へたものでなければならぬ。義務教育も終らない位の程度では選舉資格が不足である事は論ずるまでもあるまい。若し成規の學校を卒業しなかつた者でも、選舉人となりたい者は小學校長に認定して貰へば宜しいと云ふ制度にすればよい。

第四 年齢の差別を認めること。選舉人は矢張り廿五才以上が適當であらう。

第五 財産の差別を認めねばならぬ。但しこれは選舉人の資格ではなく、選舉人を出し得る家の資格とすべきである。一家の中に誰の名義でもよいから、國税を納める者がありさへすれば其の家族中から選舉人を出す事が出来るといふ制度がよい。斯の如きは最も我が國の家族制度の精神に適した方法である。

其他委細の點は専門家の研究に任せるとして、差別善の思想から主張する選舉法の原則は右の通りである。

今や我が國の大勢は普通選舉に向つて居るけれども、何等の差別相を認めずして平等に選舉權を與へる事は、家族の統一を破壊し、延いては社會國家の秩序を破壊する傾向を有するもので、恐るべき危険を伴ふのである。政治家も國民も宜しく覺醒して、斯の如き西洋思想に囚はれる事なく、固有の國民精神に立脚して最も健全なる方法を探るに至らんことは、吾人の熱望する所である。例令今日の趨勢には對抗し得ずして、一時は普選の實施を見るに至らうとも、吾人は他日更に改革されて吾人の主張が實現される時が來ねばならぬと思ふ。

第二十七章 差別善と労働

労働の意義及び種類

労働に関する問題を考察するには先づ第一に労働の意義を明かにせねばならぬ。元來動物が動くといふことは、自己の差別相を出来るだけ豊富明瞭にせんが爲に、各自の心が肉體の力を借りて外界の諸差別相と交渉を営むことであつて、其の働き方の差別相が漸次進歩して豊富になつて來たものが所謂人間の働きである故に、最も廣い意味で云ふ労働は人間の働き全體を含んだものである。そして其の働きの差別相が心の方面に多くあるものを精神労働と云ひ、肉體の方面に多くあるものを名けて筋肉労働と稱するのである。

例へば田を耕して米を作るのは、人間が米を食して自己の差別相を増進するために外界に於ける土壌、水、肥料、稻等の差別相と交渉し、自己の心力筋力に差別をつけること、即ち心力筋肉を働かせることである。故に労働とは、換言すれば、差別を豊富明瞭にすることを目的としたる心力筋力の差別相である。そして田を耕す場合の如きは心の力をも要することは勿論であるが、それよりも筋肉の

力を要することが多いから、大體から見れば筋肉労働に屬して居る。又、學者が専門の學術を研究するのは、人間の知識に於ける差別相を豊富明瞭にするために力を致すので、此の場合には筋力よりも心力を要することが多いから之を精神労働と呼ぶのである。如何なる労働でも心力と筋力とを要するので、筋力ばかりの労働も無く心力許りの労働もないが、此の兩者の働く割合は労働の種類によつて違つて居る。今其の多少に基いて労働を分類すれば大略次の如くなる。

第一 主として筋力に訴へる労働。重い物を動かすとか荷物を運ぶとかの労働で、知力の必用は極めて少い。此の種の労働は如何なる野蠻人でも爲し得ることで、殆ど特別な教養を受ける必要もない差別相の最も少い單調な労働である。

第二、筋力を要するけれども同時に専門的熟練を要する労働。單に力役を主とするものではなく、大工、左官、職工、兵士等の如きもので、筋力に訴へるのではあるが唯筋力だけでは出來ない。多少の専門的教養を受けて熟練を積まねばならぬ。随つて此種の労働は誰でも出來るといふ譯には行かない。必ず専門的の教育を受けた人でなければならぬから、第一の労働に比すれば遙かに差別相に富んで居る。

第三、筋力を要することは少いけれども、精神力は第二の労働よりも遙かに多くを要する労働。官

吏、事務員、技師、將校、教育家、美術家、政治家、宗教家等の仕事は之に屬する。之は少くも専門學校を卒業する位の教養を受けなければ出来ない仕事である。

第四、殆んど筋力を要しないけれども、精神的には極めて程度の高い労働、即ち思想家、哲學者及宗教家等の仕事である。之は最高の教養を経なければならぬ、最も差別相の豊富な労働である。

以上四種の労働の中で、第一種と第二種とは今日でも普通に労働と稱せられて居るが、第三種と第四種に至つては労働と稱せられて居ない。けれども第三第四と雖も筋肉の力を少しも要しないのでなく、第一第二と雖も知力を少しも要しないわけではなく、たゞ兩者の割合の上に差別があるだけであるから、一方を労働と稱し他方を非労働とするのは適當でない。

そこで進歩した見解を有するものは第一第二を筋肉労働と稱し、第三第四を精神労働と稱して居る。此の名稱は何れも労働であることを認めたものである。今日各所に組織される労働者團體の中には第三第四のものは極めて少數に加入して居るだけであるが、それは何れにせよ實際に於て第三第四に屬する者も随分勞苦の多い労働に従事して居ることは認めなければならぬ。寧ろ其の勞苦の程度は前者よりも後者の方が高く、其の勞苦に堪へないで腦を傷め生命を短縮するやうなものは後者に多い。そこで吾人は以上四種の仕事に従事して居る者を何れも労働者と認め、今日或る方面に行はれて

居る思想のやうに、筋肉労働者のみを労働者と認め、其の他は皆労働せずして不當な衣食をしに居る者のやうに考へることは反對するのである。

非労働者とは何ぞ

然らば労働者でない者即ち非労働者とは如何なる者を指すかといふに、之は恰も善に對する惡の如く、正に對する不正の如く、之れあるが爲めに労働の價値を一層大ならしめるものには相違ないけれども、しかも常に絶滅せらるべき運命のもとにある。其の趣は恰も犯罪者の如きもので、犯罪者は文化が進歩しても減少しては居ないのみならず、却つて増加するやうな傾向さへあるが、併し社會は常に犯罪者を減少させ、出來得るならば根絶せんことを努めて居る。且つ一面には犯罪者あるが爲めに犯罪せざる者の人格の價値が輝いて來るので、彼の收賄の議員が續々拘引される爲めに、收賄に關係なき清廉潔白の議員が世の感賞を博するに至り、一見すれば清廉の士の價値を世に示さんが爲めに收賄したやうにも見做されるけれども、社會はその故に收賄を奨励しようとはしない、極力それを絶滅することを圖るのである。非労働の徒食者は、勿論犯罪ではないけれども、それが労働者の價値を發揮する爲に有効であることは争はれない。之れが相對的差別相の本領である。さればとて吾人は徒食

者の存在を獎勵することは出来ないのみならず、常にそれを一人にても少なからしめ、出来るならば之を根絶する事を望んで居る。何となれば斯くして非労働者と労働者との對立を變じて、労働量の少きものと多きものとを對立せしめ、漸次斯の如くして存在界の差別を富豊ならしめんことを欲するからである。從來我國に於ける徒食者の中で最も著しいものは華族であつたが、近來は華族も大に覺醒して來て、夫々自分に適した仕事を考へて徒食せざらんことを努めるやうになり、中には自ら筋肉労働者の群に投ずる人さへ出來たのは社會進歩即ち差別相増進の一證として喜ぶべきことである。併しながら今日に至るも猶ほ覺醒せず、徒らに境遇に甘んじて徒食して居る者もある。富豪に至つては近時益々安閑たる生活の出來ない時勢になつたので、大抵は何等かの仕事に従事して居る。貴族富豪の外にも徒食者は色々ある。乞食なども其の一であるが、其の他にも學者に似た徒食者もあり藝術家に似た徒食者、官吏に似た徒食者、軍人に似た徒食者などが、社會の各方面に寄生虫となつて居る。

又、徒食に準すべきものがある。彼等は全然労働しないのではないが、労働によつて生産即ち差別相を増加するよりも以上に多くの濫費を爲す連中である。一面では僅かに労働をしても他面に於てそれよりも遙かに大なるマイナスを行ふが故に結局徒食の輩と同じ結果になるのである。此の種の準徒食者は富豪並に小成金者流の中に頗る多數に存在して居る。是等の徒食者並に準徒食者こそ労働者の

敵である。隨つて理想的の社會に於ては非労働者は一人も無い筈である。そして現今の我が國に於ては、勤勞を獎勵し徒食の罪惡たる所以を悟らしめ、非労働者は自ら其の跡を絶つに至らしめるやうに努力せねばならぬ。

労働の階級制

吾人は労働とは差別を豊富ならしめることを目的とした働きを名けたので、其の反對に平等に進むことを目的とした働きを労働と稱しない。之は惡行又は犯罪行爲と稱すべきものである。例へば自他の財産を平等に扱ふ所の盜賊の如き、或は國家社會を平等ならしめんとする過激派の如き、その他之に類する行爲は總て正業とは認められないので、隨つて吾人は之に労働の美名を與へないのである。之れ獨り吾人のみならず、今日の常識でも犯罪行爲を以て労働とは稱して居ない。

右の如く、労働と犯罪とは全然其の目的を異にし方向を反對にして居るのであるが、正しい労働の中でも、總ての労働が悉く平等の價值を有つて居るものではない。今日の平等思想に囚はれた人々は筋肉労働も精神労働も平等の價值がある様に考へて居るやうであるけれども、吾人の差別觀からすれば七千萬人の労働には七千萬種の價值の差別があり、十五億人の労働には十五億種の價值の差別があ

る。例へば車の後押を業とする立ん坊も勞勞者であり、國家行政の任に當る大臣も勞勞者であるが、其の價値は全く平等であると考へることが出來ようか、立ん坊といふ者も、それが無ければ車が動かさないから、國家の産業にとつて必要であるには相違ないが、其の一人の立ん坊が影響する範圍は極めて僅かのもので、其の者が大に勉強して其の仕事に盡した所で僅かに車が少し早く進んだといふだけのことであるし、もし其の者が居なかつたとしても他に代用者を求めることは容易である。つまり彼れの關係して居る仕事の差別相は極めて少いのである。然るに大臣の仕事となれば國家全體に影響する程廣大なる差別相を含んで居るもので、隨つて甲が大臣たると乙が大臣たるとによつては國政の運行に大なる差別を生じて來る故に現在の我が社會から一人の立ん坊を取り去つた場合と、一人の大臣を取り去つた場合とは、社會が失ふ所の差別相の多少には大なる相違がある。但し此の場合に於ける大臣は勿論大臣たるの資格を十分に具へて忠誠に職務を盡すものとしての話である。

立ん坊と大臣の差別はこれ以上に説明を要しないであらうが、斯様に極端な場合でなくとも、前項に挙げた四種の區別に就て見ても其の間に價値の大小の差別がある。

純筋肉労働の差別相

第一種の純筋肉労働は、労働中の最も差別相の少いもので、最も教養の少い人間でも之に従事することが出来るし、また人間でなくとも動物の力又は器械の力を以て之に代用することも出来る場合がある。文明が進歩するに従つて單純な力役は次第は器械力に讓つて人間は之よりも差別相の多い労働に従事するやうになる、東海道の雲助や大八車が客車貨車に代り、早打飛脚が電信電話に代つたなどは其の著しい例であるが、斯様に器械を利用したり又は牛馬等を利用して、人間は次第に此の單純な筋力労働を捨て、上位の労働に進みつゝあるのである。

筋肉的知力的労働の差別相

第二種の労働、即ち筋力に知力が加はつて、特殊の堪能を得た職工技術家等になると、専門の教育も受けねばならず、複雑なる差別相に適應した活動を要し、隨つて其の労働の結果は第一種の労働よりも遙かに豊富なる差別を作り出すものである。此の種の労働は既に器械力の代用をするのでなく、器械を使用する位置の労働である。算盤が達者だとか文字が書けるとか云ふ長所を以て労働して居る人も矢張り此の類に屬するから、多くの職工職人事務員軍人など皆此の類で、何れも純筋肉労働者よりも上位にあつて、時として經濟界の好況に乗じて随分多額の報酬を受ける場合もあるが、併し此

の程度の労働ではまだ大規模の仕事を支配することは出来ない。獨立の小さい仕事を營むか、大きい仕事ならば其の一部分を分擔するに過ぎない。

精神労働の差別相

第三に、主として頭腦を使ふ所の教育者、科學者、美術家、宗教家、上級文武官、政治家及び一事業の經營主となつて居る實業家等は常に多數の人を統一して大規模の仕事を支配することを任務として居る。随つて此の種の労働に従事する人は、其の人自身も差別相に豊富でなければならず、其の仕事も亦社會の差別相を豊富ならしめる上に重大關係を持つて居るもので、今日の實社會に於ては上位を占める労働者である。

最高精神労働の差別相

第四は、差別相の最も豊富なる労働即ち宇宙及び人生の眞義を闡明し且つ之を宣傳する労働である。此の種の労働者中の最も偉大なるものは哲人、聖人、救世主、佛等と稱せられて、百世の宗師となつて居る。斯様な偉人は其の數極めて少く、古往今來僅かに三聖又は四聖を數へるに過ぎないが、

小さいながらも此の種の労働に従事して居る者は敢て少數でない。今日世人から、學者、宗教家、思想家、教育家等の名稱を以て呼ばれて居る古人今人の中には、各自の力量相當に宇宙人生の眞善美を悟り得て之を宣傳して居る人を見出すことが出来る。學者といふも或る一科を専門に研究するに止まる者もあるが中には然らずして總ての差別相を究めて人生の秘義に徹底せずは止まない者もある。前者は前項の第三類に屬するもので後者が本項に屬するものである。宗教家教育家の如きも同様で、僅かに自ら習ひ覺えた事を他人に傳へるだけでも宗教家教育家と稱せられて居るが、それでは未だ最高の労働と稱し得ない。藝術家にしても、眞に宇宙の美の本源を衝いて之を詩歌に繪畫に彫刻に音樂に表現したものは、詩聖、畫聖、樂聖など推賞せられて居るので、當然本項の中に入るべきものである。此の種の労働は物質的差別相よりも一層複雑なる精神的差別相に關係するが故に、物質文明を重んずる時代に於ては直接に實社會を支配する力を持たず、時としては却つて迫害を受けることさへあるけれども、間接には偉大なる支配力を有するものである。王位を捨て、去つた釋迦は却つて後世無數の衆生を支配し、十字架上に磔殺せられた基督の精神は永く歐洲に君臨し、轉軻不遇にして喪家の犬の如しと形容された孔子がよく東洋の人道に差別相を附與したことなどは就中著しい例であるが、其の他にも日蓮の如き親鸞の如き或は仁齋、藤樹の如き、大小幾多の哲人賢士によつて、人心人道は深き

教養と支配とを受けて居る。此の故に吾人は此の種の労働を以て人間最高の労働と稱するのである。以上の如く労働には階級があるが、労働者の個人個人は此の階級に固定させられるものではない。即ち個人は其の差別相が増進するに随つて、第一の程度から第二の程度に進むことも出来、第三から第四へ或は第一から直ちに第四へ進む事も出来る。それと同時に又第四の階級から第三以下に退くことも出来る。故に個人としては常に上位に進むことを目的として努力すべきである。彼の外國の労働者のやうに一旦職工となつたならば終生其の地位を變へることが出来ないといふやうに制限されるべきものではなく、又實際に日本の社會に於ては個人の進歩に向つて何等の制限をも加へて居ないのである。

第二十八章 資本と労働との差別相

如何なる意味に於て労働は神聖なるか

「労働は神聖なり。」とは古くから唱へられて居る言葉で、近時労働問題の勃興につれて労働者は此の語を更に強く唱へて自分の仕事が最も高尚なものであり、随つて権利も多く獲得せねばならぬと主張して居るが、労働神聖とは果して如何なる意味であらうか、また其の意味からして更に如何なる斷案を得るであらうか、茲には先づ之を闡明したのである。

労働は神聖なりとは、労働は人生に於て最も尊ぶべきものだといふ意味でなければならぬ。併し其の労働が筋肉労働だけの意味であるならば此の語は全然誤謬である。何となれば前章に述べた通り、筋肉労働以上に位する精神労働が存在するからである。若し筋肉労働と限らずして、労働全部を含むものとして之を見るならば、労働は人生に於ける最も尊敬すべきものであるといふのは眞理である。

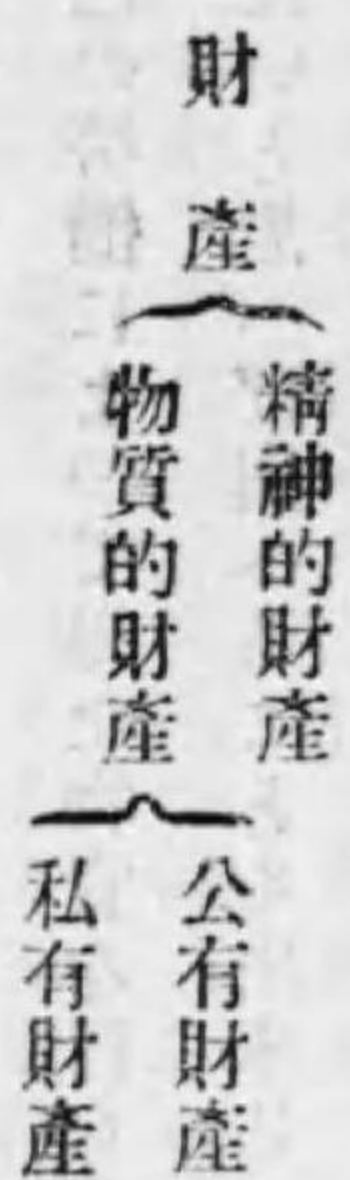
生活の差別増進と労働

總て動物は物質を得るために身心を動かさねばならぬ。原始時代の人類は少くとも食物を得るために労働したであらう。次で住居のために労働したであらう。次で衣服のためにも労働したであらう。然るに此の衣食住なるものが、如何に之を得てもこれで十分だと思ふことはないもので、食物が腹を満たすに足るやうになれば一步を進めて更に美味なるものを求めるやうになり、住も衣も同様に、よりよき住居、よりよき衣服を纏はんが爲めに身心を働かすやうになる。更に進んでは、人間の生活を愉快にし幸福にする爲めにあらゆる手段を講ずることになるが、人生を幸福にするためには、單に物質を得るだけでは足りないから學問によつて知識を研き、宗教によつて安心を得、人道によつて秩序を立てるといふやうな文化生活の要求が生じて来る。然も是等のものは、一として労働によらずして得られるものは無いのみならず、物質方面に於ても文化方面に於ても人間の欲望には際限がないから、何時までも労働しなければならぬといふ事が人間を進歩向上せしめるので、若し欲望に限りがあつて或る程度に満足して居るものならば、人間の進歩は或る一定の程度に止まつて居なければならぬ。或る程度に止まつて居るとすれば、人間に進歩は無いから、今日の文化といふものは決して生じて来る筈は無い。欲望に際限が無く、不斷に労働しなければならぬやうに出来て居ればこそ今日の文化もあり將來の希望もあるのである。此の故に労働は神聖であり、人類進歩の必須な條件で、何人も

労働せねばならぬのである。人生の差別相を豊富にし明瞭にするの道は労働を措いて他に無いのである。

財産は労働の結果の蓄積なり

財産は労働の結果の蓄積である。故に労働問題と財産問題とは必ず連關して解釋せねばならぬ。先づ秩序の立つた社會に於ては財産に左の如き差別がある。



精神的財産

精神的財産とは、言語、宗教、學問、藝術等、文化の精神的側面の全部を指すので、國民精神とか良心とかいふものも亦一種の精神的財産である。是等の精神的財産は、一人が所有して居る知識を他人に傳授しても量の減ずる性質のものでなく、却つて知識が普及するだけ増加するわけであるから、公有であると同時に私有であることも出来る。否、公有私有は相對的であるから、私有が無ければ

公有も無い。即ち公有私有の區別は無いけれども、労働しなければ之を得ることの出来ない點は物質的財産と同様である。

物質的財産

物質的財産は一つの物を二人が同時に所有することは出来ない。そこで個人個人で所有品の差別をつける必要が起つて来る。其の差別をつけない場合には各個人間に衝突の起ることを免れない。各個人が自己の労働によつて得た物資を自ら蓄積して置いて、必要な場合に自ら之を使用する、また他人に與へたいと思へば與へることも出来る。之を私有財産と名ける。併し社會國家を組織して生活する時には、各個人に屬せずして、社會なり國家なりに屬する財産が無ければならぬ。そこで公有財産といふものが出来る。公有財産は各個人が同時に所有するのではなく、何人の所有にもあらざる團體の所有であつて、私有財産とは全然反對の性質であるから、此の差別は明らかにせねばならぬ。毫厘と雖も此の差別を没却することは必ず社會生活の混亂の原因を成すものである。

私有財産は認めざるべからず

私有財産を認めないといふ思想は社會主義者や宗教家の中に主張する者があるが、それは決して徹底し得ないものである。労働を要せずして獲得し得る物、例へば空氣の如き物は何人も私有せずとも差支はないが、多少に拘らず苟も労働の結果として得たものは、個人の私有を許さないわけには行かない。之れは個人としての差別相であつて、丁度各人の體軀と同様のものである。故に私有財産を認めないと云ふのは恰も各個人から手足を取り去らうと云ふと同様の道理となる。勞農政府が實行して居ると傳へられて居るやうに、労働した者に對して食物も衣服も一々分配して與へるとしても、少くとも與へられた物だけは私有が許されねばならぬ。殊に労働した者に對してだけ必要な物資を與へると云ふならば、労働の結果として或る物資の所有が許されると云ふ原則は認めて居ると云はねばならぬ。唯彼等は人工的に不自然に其の私有を制限して居るだけに過ぎない。斯の如く不自然に私有を制限する時は、文化の進歩も制限されるを免れない。即ち個人の私有財産を出来るだけ平等にしようと試みるものであるから、社會の發達を阻止して未開時代に逆行するのみである。

貧富の差別を豊富ならしめよ

社會が進歩するに隨つて最富者と最貧者との間の差は大きくなるのが當然であつて、差別善の立場

からすれば、人工的に財産平等を圖ることは絶対に反對せねばならぬ。但し、貧富の差別相も亦豊富なるを可とするので、世の中が富者と貧者の二つの階級に分れて其の階級間の距離が大きくなると云ふが如きは、却つて差別相を唯二個に限るもので平等に近づき差別に遠ざかるものである。最貧者と最富者との中間に貧者の差別が無數に存在しなければならぬ。斯様に貧者の差別を豊富ならしめる爲には、私有財産を尊重し各自の差別相に随つて差別的に労働し差別的に蓄積所有せしめねばならぬ。既に個人の私有を許すとすれば、子孫に譲り渡すことも許さねばならぬ。父祖の労働の結果が子孫に與へられるのは當然至極の事であつて、是亦富の差別相を豊富ならしめる必須條件である。

或は次の如き疑問を出す人があらう。即ち右の如くすれば、富者は益々富み、貧者は益々貧となり遂には資本家と労働者とが判然區別されて、懸隔の甚だしい二個の階級に歸着するではないかと、果して左様な結果を見るならば差別善の理想に反するけれども、事實は決して斯様な結果を成す虞はない。何となれば、財産は労働の結果であり、労働の力には各人各様の差別があるから、不自然な平等を強行しない限りは各人各様の富を有する筈であり、十四億の人間の中には正しく十四億種類の富の程度の差別が出来る筈である。彼の革命以前の露國に於て、貴族階級と労働階級との懸隔が甚だしくなつたのは、私有財産制度の爲めではなく、却つて貴族が壓制を加へて労働者の財産私有を制限した

からである。即ち彼等貴族も人工的に平等に近づくことを實現せんと試みたのであるが、今日では又勞農政府が、それに代つて人工的に平等を實現しようとして居る。其の前途は知るべきのみである。日韓併合以前の韓國の如きも亦其の適例であつた。

物資は労働に代用することを得

労働の結果である所の財産は、之を以て労働に代用することが出来る。故に資産ある者は極めて僅かな労働、例へば食ふ爲に口を動かすとか、雇人に對して命令を下すとかするだけの労働に過ぎない者でも、日夜孜々營々として労働する者より以上に美衣美食することも出来、欲するまゝの娛樂を取ることが出来る。但し其の爲めに財産が減少することは免れないけれども、兎に角其の財産のある間は安逸坐食することが出来る。これが財産の有難さであるが、併し差別善の理想はそれを許さない。既に財産を所有するならば、其の財産を利用して物質的に精神的にか差別相を豊富ならしめ爲めに労働せよと命ずる。然らずして安逸に耽るものは差別相の増進に反對するものであつて、存在界の惡事である。そこで進んで精神労働に入るも可、或は更に一層富の増加を圖るも可である。其の後者たるを選ぶ者、即ち財産を利用して更に生産的事業に従事する者は所謂資本家である。

資本家と労働者とは何れが上位なりや

資本家にも大小があるが、大資本を投じて事業を営むものは、多数の労働者を使用してそれと協力せねばならぬ。其の場合に於て資本家と労働者とは何れが上位にあるか、即ち何れが権利者で何れが義務者であるか、更に云ひ換へれば、資本家と労働者とは何れが差別相に富んで居るか。是れ實に目下の緊急問題である。以上論述した通り、財産は労働の結果の蓄積であるから、大資本を投ずる者は多量の労働を提供すると同様である。労働者は現に労働するけれども、一人にして二人分の労働は出来ぬ。資本家は幾百人幾千人分の労働を一時に提供することが出来る。斯く比較する時は、其の何れが上位であるかは最早説明を要しない。況んや資本家は、既に多量の労働の結果を提供した上に、更に經營し統御する所の精神労働に服して居るのである。

賃銀の意義

但し現に義務者となつて労働して居る者に對して、資本家は其の労働に相當した賃金を以て酬むべならぬ。それを與へるからこそ資本家たるの資格があるので、それを與へる事が出来ないならば勿

論資本家たることは出来ない。又労働者は、其の労働の結果を蓄積して行けば財産を作ること出来る、それを生産に投ずれば資本家たることも出来る。労働者は永久に労働者たらねばならぬといふ制限は勿論あるべきものでない。労働者は自ら進んで資本家となるか、又は先づ自ら労働の結果を蓄積して、之を子孫に遺して子孫をして資本家たらしめるか、或は又、財産は或る程度に止めて置いて、轉じて精神労働に入るか、何れを選ぶも要するに差別を豊富ならしむる方向に進めばよいのである。

第二十九章 現時の労働争議

最も甚だしき平等中毒

現時の労働争議の如きは平等中毒の甚だしいものであつて、其の害毒を受けて居るものは獨り所謂筋肉労働者に止らず、國政の衝に當る人も亦其の毒に感染して居る。

今日の労働争議は資本家に對する筋肉労働者の反抗であるが、元其の資本家とは何であるかと云ふに、資本家は労働の結果を蓄積したる物資を提供して、既に多量の労働に對するだけの事を爲した上に、當該事業の経営主であり支配者である。今一つの工場に就て云へば、資本家は自ら計畫し投資して工場を作り、職工を備ひ事務員を備つて夫々に仕事を分擔させ之を監督し支配して居るので、事務員なり職工なりは其の支配の下に命令に従ふべき約束に甘んじて入社したものである。此の場合に於て、資本家と労働者とは、差別相の上に於て何れが上位に位するかと云ふに、労働者は仕事の一部を分擔し、資本家は全體を支配し且多量の労働を提供するのであるから、資本家の方が上位にあることは明らかである。これは前項の労働の階級制から考へても、また前々の章に述べた「國家と差別善」並

に「權利義務と差別善」等の趣旨から直ちに演繹し得ることである。

資本家は權利者にして労働者は義務者なり

既に資本家が上位で労働者が下位であるとすれば、資本家は權利者であつて労働者は義務者である。義務者であると同時に權利者である事は出来ないから、労働者が資本家に向つて命令又は強迫的の要求を提出することは甚だ差別を無視した行爲である。唯、義務者と雖も歎願することは必ずしも不可ではないが、それも勿論賞すべきことではない。まして徒黨を組み示威運動をして權利者に迫るなどは實に人道即差別道を見殺した行爲である。殊に暴力に訴へて國家の官吏たる警官に反抗するが如きは實に平等性以上に脱線して上下の權利義務を轉倒せしめる甚だしい亂暴といはねばならぬ。

然るに世間には斯の如き行動も世界の大勢だから仕方が無いと諦めて居る人もあり、或は如何にも働者の行爲が正當であるかの如くに論じて警官の行動を非難する人もあり、また一步を進めて働者をして斯かる行動を盛んに起さしめるやうに煽動する人もある。斯の如く義務者たるものが權利者に向つて、換言すれば被治者が治者に向つて公然反抗することを善なりと認めるならば、國家は今日直ちに過激派の領分と化するに違ひない。

斯くいへば然らば支配者たる資本家が縦令無道な命令を下した場合でも、被支配者はそれに服従しなればならぬのであるかと質問する人もあらうが、吾人は此の間に對しても「然り」に答へるのである。例となれば、上下の差別は飽迄明らかにならぬ。縦令間違つた命令であらうとも、上位の權利者から來る命令には服従せねばならぬ。有形物に例を採るならば、人體の組織を見るが一番よい人體は有形物中の最も進歩したものであるが、これには頭腦と五官四肢との差別が最も明瞭である。耳目鼻口などは頭腦に近い所に位して居るけれども、何も獨立の思慮分別をなさずして頭腦の命するが儘に働いて居り、四肢に至つては勿論命令のまゝに働いて居る。或時は手足は耳目鼻口の下働をして居るやうに見える場合もあるけれど何も不平を云はない。之に反して耳目鼻口が勝才に自分の意見を主張したり、不平を云つてストライキをしたりするならば一個の人間としての働きは出来なくなつて、ストライキを企てた手足其のものも矢張り身體の一部であるから、全身と共に衰弱して遂に死に到るの外はない。猶ほ手近い例を以て云へば彼の軍隊に於て、兵士たるものが將校の命令に對して一々其の可否を批判し、可なれば服従し不可なれば反抗すると云ふが如き有様になつたならば軍隊は最早何の役にも立たない事になる。一令下る毎に彼是と兵士が批判するやうな軍隊で何の活動が出来よう。工場でも同様で、支配者の命令を一々批評して後に服従するやうなことでは支配者は支配する事が出

來ず、工場の仕事は統一を失つて了ふ。國の政治でも其の通りで、一つの法律命令が發布されたとしても、それを是認するものは服従し、非認するものは服従するに及ばないと云ふならばそれは法律にも命令にもならない。さういふ國家では全然司法も行政も出来るものではない。

此の權利者義務者の差別は國民の總てが明確に心得て居なければならぬ頗る肝要なことである。權利者に向つて反抗せんとする時には先づ自身が義務者の地位から離れて後にすべきである。即ち工場主の命に反抗せんとせば先づ其工場の職工と云ふ義務者の地位を止め、即主従關係を解いて後にすべきである。吾人は此の點に就て現今の筋肉労働者に對しても、また國政當局に對しても一大猛省を請ふものである。

併し筋肉労働者は何時までも一つの工場に居なければならぬことはない。進んで精神労働者となつてもよし、又現在の工場を退いて筋肉労働者同志を糾合して別に一つの工場を作つてもよい。但し聯合して一つの新しい工場を作つたならば、其の工場にも矢張り主腦者が無くてはならぬ。總てが純粹に平等權を持つて共同事業を営まうとしても統一の中心が無いから決して繼續することは出来ない。否平等權と云ふ事は差別善の法則に依て決して初めより成立すべきものでない。(差別と人生の章參照)そこで選舉とか抽籤とかの方法で誰かを主腦者とせねばならぬ。よしそれが一年交代であらうと

も一日交代であらうとも、其の主腦者の命令に服従せねばならぬことは資本家の場合と同じである。但し資本迄共同にした時の主腦者の権利は資本家にして同時に經營主たる主腦者の場合よりは大に減するものである。

資本家も國家に對しては義務者なり

吾人の此の主張は甚だしく資本家の肩を持つて労働者を抑へるやう見えるから、必ずや汝の主張に従へば資本家は横暴を極めて底止する所を知らず、國民の大多數を占めて居る筋肉労働者の生血は盡く資本家に吸ひ取られるであらうと反問する者があらうが、それは大なる謬見である。吾人は資本家を以て筋肉労働者よりも上位にあると認めるけれども、決して資本家を以て今日の社會の最上位を占めるものとはしないのである。資本家は自己の配下に屬する者を支配するけれども、彼れは國家の法律に従ふべきは勿論、國家の監督を受けて、監督官の命令には服従しなければならぬ。労働者を虐待して不當の利益を自己の懐中に入れることを圖るものは、之れ亦財産に就て自他の平等を行ふもので、國家社會を破壊する行動であるから、國家は資本家の工場内に向つての命令權の行はれる様に保護する事が大切なると同時に嚴重に之を取締つて、資本家と雖も苟も横暴の振舞ある時は之を處分す

ることを躊躇してはならぬ。労働者の紛擾も制しなければならぬが、資本家の横暴は寧ろ其の原因を爲すものであるから一層嚴密に取締らねばならぬ。國家としては労働者を監督するよりも一層努力して資本家を監督するのが至當である。労働者の監督は其の支配者たる資本家又は其の仕事の主腦者が直接に爲すべきことで、國家としては寧ろ其の主腦者の取締を主とすべきである。自己の支配の下に紛擾を起して自らそれを鎮撫することが出來ずして警官の力を借りるやうな主腦者は既に主腦者たるの資格の無いものであつて、昔の大名ならば領地を沒收され、今日の官吏ならば進退伺を提出すべき所である。然るに今日獨り労働者側のみが嚴格に罰せられて、資本家側には頗る寛大であるのは之れ一つには法律の不備によるものであらうが、多少當局の偏頗な見解にもよるであらうと想像するのは非か。兎に角、法律が不備ならば之を改善して、國家の力を以て十分に資本家並に工場の主腦者たるものを支配しなければならぬ。然らずして國家が資本家と結託して労働者と戦ふが如き態度に出たならば、國家は自ら資本家と同位に落下するもので、即ちこゝに平等に向つて一步を進めて自ら破壊を招くものである。

要するに差別相の多少によつて上下權利義務の別を明かにし、下位の者が上位の者に服従し、上位の者が下位の者を支配することを労働者と其の支配者、支配者と國家との間に徹底せしめることに依

つて、労働争議は始めて解決することが出来る。此の明快なる決断を採らずして、徒らに曖昧な折中案の埒内に彷徨して居るならば、平等説は日に益々其の勢力を逞しうして、危険の淵に一步一步近づいて行くの外はない。

第三十章 組合の利弊

多数の個人が結合して組合を作る時は、従来個々別々であつた個人の間には統一作用が行はれて、從來存在しなかつた所の組合といふ一つの差別體を構成するのであるから、即ち人間社會に一つの差別相が増加したことになるので、差別善の第一則に照して善である。

併し組合なるものは必ず其の組合よりも一層廣大なる國家又は社會の中に於て成立するものであるから、差別善の第二則に照して其の組合が國家又は社會の差別相の増進を目的として働くか否かを考察せねばならぬ。單に組合を作る事だけを考へればそれは善であるけれども、もし其の組合が自身よりも一層差別相の大なる社會國家等の差別相の増進を圖らずして却つて之を減少することを圖る組合であつたならば、其の結果は却つて社會全體の差別相を減少する事になり、或は遂に國家社會を破壊するに至るので、斯うなれば差別善の規範第二則に照らして勿論者ある。故に統一作用によつて構成された組合は、更に國家又は社會全體の統一を堅實にし差別相を豊富にすることを目的として働かねばならぬ。初から或る破壊的行動を爲すことを目的とした組合は最も危険有害なものである。

労働者にして組合を作るならば、組合の力によつて能率の増進を圖るとか、或は人格の向上を圖る

とか或は勞働者と密接の關係ある資本家との協調を圖るとか云ふ種類の、構成的差別増進を目的とせねばならぬ。然るに若し、之に反して資本家に對して同盟罷業怠業等を行ひ、自ら生産力を減少せしめ、資本家及び其の他社會全體を敵として争闘する事を目的とした組合ならば、是れ即ち破壊的に差別を減殺する行動であつて大なる惡事である。依て此くの如き目的の組合は絶対に出來ぬやう國家は之を取締らねばならぬ。故に組合を作る事が善であると云ふのは其の目的が社會全體の差別相増進に置かれた場合だけである。此の點は何れの組合にしても其の組合員及び其の指導者の深く注意すべきことである。

同業組合は同業者間の競争衝突によつて勢力及び經費の徒費せられることを防ぎ、協同して同業の發展を期すのであるから、其の性質上差別善の原則に叶つて居るが、往々にして組合の力を悪用して社會全體の不利益を醸すことがある。即ち同業組合によつて強ひて物價を引上げて社會一般の者に迷惑を及ぼす場合等がそれである。尤も之は急激な破壊作用とならないけれども、徐々ではあるが人心に惡結果を及ぼすことは頗る深いものであるから、之れ亦實業家の常に深く戒むべきことである。

第三十章 組合の破壊

第三十一章 小作爭議

近時頻々として起り來る小作爭議が愈々惡化する傾向があるのは、之れ亦現代の平等思想に惑はされて所謂識者も明快なる判断を示す能はず、政府も斷乎たる處置を執る事が出來ないからである。之を差別善の原則に照す時は直ちに是非を判定する事が出來る。

小作人が多數相寄つて協議し共同して自家の利益の増進を圖ることは單獨に小作人だけに就て云へば差別相の増進を圖るのであるから即ち善である。併し人間社會は單に小作人のみによつて成立して居るのでないから、小作人以外のものとの關係を考へねばならぬ。先づ小作人は地主と相對關係にあるので、爭議の由て生ずる所の地面は云ふ迄もなく地主の所有であつて、地主は貸主であり小作は借主である。即ち規範第三則に據りて其兩者の差別相を比較するときは地主が大にして、小作人が小である。そこで地主と小作との相對關係に於て何れが權利者であるかといへば地主であり、隨つて小作人は義務者である事は、權利義務の第四則によつて明かである。故に小作人の中に如何に立派な人物があるとしても、少くとも地主對小作人の關係に於ては權利者でない。隨つて地主に向つて歎願することは出來るけれども要求する事も出來ず、まして命令する權利は無い。小作人たるの契約を解除す

る事は差支なく、又地主の同意を得て契約を改訂する事は出来るが、現に契約を繼續して居る間は地主に對して義務者である事に甘んじなければならぬ。然るに地主たり小作人たる権利義務の關係に在りながら、地主に強請して恰も自己が権利者であるかの如く振舞ふのは甚だしい間違で、差別善の規範第二則に照して惡事である。

併しながら、地主と雖も小作人に對しては権利者であるが國家に對しては義務者である。自己の權利を濫用して國民たる小作人を虐待する如き行ひがあるならば、即ち國家に對する義務を忘却する者であるから、國家は直ちに地主に警告を與へ或は制裁する事にせねばならぬ。地主を指導し制裁する權利は國家にあつて小作人には無い。然るに小作人自身が直ちに地主を制裁しようとするが如きは單に地主に對する義務者關係を没却するのみならず、國家の權利を侵害するものであつて、二重の罪惡を累ねるものである。況んや徒黨を組んで暴力を以て地主を壓迫するに至つては國家の法律を棄し社會の秩序を破壊する亂倫無道の行爲で、之を呼んで暴徒と云ふも辯解の途は無い。

斯の如く理非を没却して暴力によつて自家の利益を圖らうとする者には、國家は迅速に處罰せねばならぬ。徒らに平等思想に迷うて遲疑して處置しないならば、暴動は忽ちにして全國に普及するであらう。近時軍隊にも甚だ險惡な惡氣流があると傳へられるが、之れとても餘りに差別を没却して平等

に進むが故である。國家は今にして速かに悟る所がなければ、遂に露國の如く無差別混亂の狀態に陥らざるを得ないのである。

國家は宜しく小作人の不當なる行動を嚴重に取締り、一面に於ては地主の行動を監督し、之れ亦不當の行動ある時は直ちに取締るべきである。斯の如く差別を明瞭にすれば、國政の權威も亦確立するのである。

第三十二章 労働者立身論

上位下位の差別は紊すべからず

労働者の中には獨立經營で労働して居る者もある。即ち自作農及び小規模の商工業者の多くはそれである。是等は直接に他の支配を受ける事が無いから小さいながらも働けば働く程自分の運命を向上させる事になるので其の立身成功の方法に就ては別段に疑惑を生ずる虞もないが、大規模の事業に係して他人の支配を受けつゝ労働して居る者の立身の道に就ては今日疑問とせられて居る觀もあり、又多く海外思想の影響を受けて非常な迷誤に陥つて居る者もあるから、之れも差別善の原理から釋明して置かねばならぬ。

差別善の規範第三なる上位下位の原則から見れば工場主、社長、店主等は差別相が比較的優秀なるを以て権利者であつて上位にあり、其の支配の下に働くべく備はれた労働者は差別相が比較的劣弱なる故を以て、義務者であつて下位に屬する事は勿論である。即ち権利義務の原則によつて、主人は権利者で労働者は義務者である。此の上位下位、権利者義務者の地位は決して轉倒してはならぬもので、

苟も之を轉倒する時は社會は直ちに支離滅裂の混亂に陥り、人類の生存を危殆ならしめるものである。労働者が主人の命令に反抗するが如き事があつては生産事業は成立しないことは明白である。労働者にして苟も他人の支配を受けて働いて居る以上は、其の支配者に對しては常に服従しなければならぬ。差別善は斯くの如き差別は飽迄明瞭にすべき事を示して居る。併しながら此の事は決して労働者の立身を妨害するものではない。労働者であつても他人の支配を脱して獨立労働に移る事も出来るし、又能力を養ひ富力を得さへすれば、自ら如何なる大事を經營して多數の労働者を支配する主人となることも出来る。昔の封建時代に行はれた階級制度は固定的のもので、平民は何處迄も平民で、武士は何時でも、支配階級であつたが、斯くてはこれ亦固定して居るといふ點に於て平等に近いので、差別相を豊富ならしめる所以でない。一旦他人の支配を受ける地位に立つたものは、永久に義務者として満足せぬばならぬといふ原理はない。のみならず社會の差別を豊富ならしめんとするには労働者は長く其の地位に甘んぜず、自ら他人を支配し得る地位に進むことを努めなければならぬ。故にもし差別善を以て、固定的に労働者たる個人を下位に甘んぜしめることを主張するものと解するならばそれは大なる誤解である。

下位者は進んで上位者となれ

西洋の或る時代には資本家が労働者に不當の壓迫を加へて、一旦労働者となつた者は再び浮ぶ瀬が無い様にしたといふ事である。今日に於ても資本家の中には斯様な悪人がないとも限らないが、もしあるとすればそれは差別の増進を妨害する資本家であつて、左様なものは忽ちにして資本家たり支配者たる地位を失墜するものである。少くとも今日の日本の社會に於ては、大多數の資本家は労働者を商品のやうに心得て居るものでなく、其の立身を妨げるやうな事はない。少年時代から無一文で勞苦を積んで來た労働者の中から有名な成功者を出した例は少くない。労働者になつたからと云つて、自分で其の差別に固着して了ふのは差別善の原理に反する悪事である。

然り、斯の如く労働者の立身は可能であると同時に、立身するやうに努力することが善であるが、其の方法について現今甚だしい誤解がある。それは支配者に對して反抗したり示威運動をやつたり、寧ろ支配者を打ち壞すことによつて自分の立身が得られるものと考へることである。露西亞では斯く考へてかく實行したものらしい。そして資本家を打ち壞して外國へ放逐した結果、今では資本に缺乏して外國からの投資を仰ぐに汲々として居る。外國から資本を借り入れる事が、結局如何なる結果を齎すかといふに、外人が投資するのは利益を目的としての事であるから、投資した以上の収益が再び

外國へ持ち去られる事を豫期せねばならぬ。それでは國內の労働者は何時も不利益の地位に立つて、外國人に儲けさせる爲めに労働をつとけるやうな状態にならねばならぬ。これは國家として國民も、甚だ不利益な話である。斯様に國內に於て争鬭することは國民全體の不利益を來すもので、労働者にとつて立身の道が得られるわけではない。それこそ却つて幾ら働いても成功が出来ないといふ地位に沈淪するのみである。

労働者立身の方法

差別善の原則による労働者立身の方法は、先づ第一に労働者としての義務をよく果し、且つ現在よりも一層よく果し得べく努力する事である。即ち職工ならば自分の工業能率の増進を圖り、日一日とよりよき成績をあげることに努力するがよい。さうすれば差別増進力の多い者ほど上位に上るの原則によつて、労働者中でも重要な地位に進んで、組長とか班長とかに進み、猶ほ進んでは職工といふやうな位地に進み、待遇もよくなり、支配權も加はつて來る。その間には心掛け一つで貯蓄をする事も出来るし、他人から信用せられる事にもなつて、遂に獨立經營を爲し得る事になる。

或は又、現在従事して居る職業以外の目的を立て、進んでもよい。例へば或る工業の労働に従事して居りながら、餘暇を以て政治法律文學哲學等の研究をつゞけて、其の道に相當の素養の出來た時に職工生活をやめて自分の目的とする仕事を初めるもよい。此の場合に於ても、目下従事する労働に對しては十分に義務を全うしなければならぬことは勿論である。自分が學問する爲めに、目下の仕事を忽せにするやうでは直に職業を失つて、却つて勉學の時間をも失ふ事になるであらう。日々の業務には十分其の責任を果しながら學問技藝の修養をするといふ方法によつて立身した人もまた夥しいものである。

親と子の關係

之を親子の關係について考へて見ればよくわかる。親は権利者で子は義務者であるから、子は親に對して命令し反抗するのは惡である。併し其の子も亦子を持つて親となる事が出来る。そして自分の子に對しては権利者である。子でありながら親をいぢめたりなどしたとて少しも成功の階段にはならない。子としての義務をよく盡して親孝行をすれば、それは自分に報いて來て自分の子がまた孝行をしてくれる事になる。労働者として自分の義務を忘れて主人に反抗するやうな事をして置けば、今度自分が支配者の地位に立つ時には其の報いが來て、散々に苛められて遂に支配者の位置に居溜らなくなる。之れ自分の作つた手本が自分を苦しめるのである。かういふ性質のものは到底立身成功の見込はない。

反抗や煽動は凡て破壊運動なり

今日世間の思想家又は社會指導者を以て任ずる人々の中には、労働爭議のやうな場合には大に労働者のみに同情して、反抗的氣勢に煽びるやうな言論を爲す人があるが、是等は真正に労働者の立身を圖つてやるものではない。即ち眞實の親切心があるのでなく、一時の人氣取りの言論を弄して居るに過ぎないと謂はねばならぬ。例へば乳母や女中などが、所謂令嬢や令息の御氣に入るために其の我儘なる言行にも讃辭を吝まないやうなものである。眞實の親が子供に對する時には決して煽びる心はないから、我儘な言行を見ては決して褒めない。その子の將來の爲めに厳しく戒しめないでは居ない。親が子に對する場合には決して御座なりの御世辭はない。社會に於ける思想家や指導者なる者は當にそれと等しい親切を以て後輩を導かねばならぬ。一時的に大向の喝采を博するやうな無責任なことを云つて置けば、あとでは取返しつかない混亂を惹起するのである。近時學者たちが平等主義を唱へたので、其の説を聞いた學生達はそれを實行する。そして大學などで學生としてあるまじき暴言暴行を公然とやるやうになつた。さうなれば教師としての威嚴を保たうとしても最早效を奏しない。慎

むべきは言論の責任である。我が差別善の原理は今日の時勢に於ては聞く人に快感を與へないであらうけれども、終局の眞理はここに存するのだから、吾人は一時の人氣に投ずると否とに拘らず之を宣傳するに憚らないのである。

「少し餘談のやうだが必ずしも餘談でない。労働者立身論も吾人の説く所が最も適切で随つて眞理に適つて居る。飽く迄上位下位、權利義務の差別に随つて、不自由を積んで自由を獲得するといふ根本的立身法策を探らんことを、労働者諸君に勧告し同時に識者も亦此の方策を以て指導せられる事を希望して止まないものである。」

今日世間の思想界を支配するものは、労働者階級の思想である。労働者階級の思想は、労働者階級の利益を主張するものである。労働者階級の利益は、労働者階級の自由である。労働者階級の自由は、労働者階級の立身法策である。労働者階級の立身法策は、労働者階級の立身法策である。労働者階級の立身法策は、労働者階級の立身法策である。

第三十三章 差別善と婦人問題

男女は平等にあらず

人間には男女の差別があつて、此の兩性の協力によつて家庭が作られ社會が作られ國家が作られて居る。人類社會は決して男ばかりの力で作られるものでもなく、女ばかりの力で作られるものでも無いことは勿論であるが、併し既に兩性の差別ある以上は此の兩性は平等である事は出来ない。萬有即差別の原理によつて兩性も不平等でなければならぬ。且つ此の兩性は相對的で相反した性であるから其の間に上位下位の差別がなければならぬ。男女の何れか一が上位にある權利者で、他の一が下位にある義務者でなければならぬ。これだけの斷定は既に述べた原理から直ちに演繹の出来ることであるが、然らば男性と女性とは果して何れが上位であるか、換言すれば何れが差別相に富んで居るか。之れが本章の問題である。然るに兩性の差別は、國家と個人とを比較するが如き大小の差別の一見明瞭なものではなく、兩性共に個人であつて、共に國家の要素を成して居る者であるから其の差別の距離は極めて少いのである。之れ實に男女平等説の起り易い所以である。併し差別が少いとしても相對

的存在である以上は一方は命令し一方は服従する關係とならねばならぬから、決して其の間を平等にすべきものではない。而し其の上位下位の差別を知るには、矢張り男性と女性とを事實に就て比較して決定しなければならぬ。

身體上の差別

先づ身體について兩性を比較すれば、身長に於ても體重に於ても體力に於ても、頭腦の大きさに於ても血液の量に於ても食物の分量に於ても、男性は女性に優つて居る。之れ生理學者が統計によつて下した結論であつて、今日の定説であるから詳説するにも及ぶまいが、右の通り、男が強く大きく、女は弱く小さいのであるから、身體上では男性が上位にあることは明瞭である。

精神上の差別

次に精神に就て比較すれば、男性は知に優れ、女性は情に優れて居ると一般に云はれて居るが、其の知は情よりも遙かに差別の豊富なるものである。例へば物體の色を見分けるのに、知の方面では幾萬の色を差別することが出来るが、情の方面ではたゞ快か不快かを差別するに過ぎない。知識の差別は

森羅萬象の差別と同様に多數であるが、情の差別は喜怒哀樂愛惡慾の七情か、又は之に類する少數の差別があるに過ぎない。故に精神的側面に於ても男性は女性に優つて居る。但し女性には知識が無いと云ふのではない。男性に近い程の知識を有つて居るけれども女性は其の知識よりも情によつて支配されることが多い。且つ知識だけに付て比較して見ても心理學者の説によれば、男性は大きいもの遠いもの困難な事柄などに關する知識に富んで居り、女性は小さいもの手近いもの平易な事柄などの知識に富んで居るさうである。此の説から見ても男性は大きい遠い困難な仕事に適して居るところがわかる。そこで古來の大思想家、大科學者、大發明家、大詩人等、あらゆる有名な天才は殆んど皆男性である。

仕事に對する態度の差別

仕事に對する態度を比較しても、男性は積極的進取的發動的で、女性は其の反對に消極的保守的受動的である。新しい仕事を始めるとか、事業を擴張して成功するとか積極的の方面は男性の得意とする所で、既に出來上つたものを壊さないやうにするとか、從來の風俗習慣を破らないやう守つて行くとかは女性の得意とする所である、そこで大政治家、大遠征家、英雄豪傑のあらゆる偉大なる人物は

殆ど皆男性である。殊に世界最大の人物たる釋迦、孔子、基督の三人は何れも男性であつた。かく云へば或は、其の偉人も皆女性が産んだのだと云ふかも知れないが、女性が産んだとしても、女性には其の偉人や天才だけの働きは出来なかつたのである。且つ又、産むといふことは女性だけの手柄ではない。

男性は支配者にして女性は被支配者なり

以上の理由によつて、人類社會に於ては男性が支配者となつて政治、軍事、實業、學術等の仕事に従事し女性が被支配者となつて小さき社會即ち家庭を治めて行くと云ふのは頗る適當な分擔であることは明らかである。此の故に、男性は生れながらにして權力を好み他を支配する事を欲する性質があるが、女性には其の反對に服従を喜び他に支配される事を好む性質がある。女性は自分よりも優勢な男性を選んで其の支配の下に身を託することによつて満足し、男性は從順可憐な女性を得てそれを支配することによつて満足する。此の相對によつて人類は平和であり又繁榮するのである。天性からして平等であるならば調和は成立しない。

一般に男性は社會の表面立ち、女性は裏面に立つべきものであること。並に男女が夫婦關係を結

ぶときは男性が権利者となり、女性が義務者となるべき事は以上の所説によつて十分明らかであらうと思ふ。其の裏面は對しては義務者となるべき事は以上の所説によつて十分明らかであらうと思ふ。

特殊の場合

一般に男性女性の相對關係は以上の通りであるが、男性女性といふ差別の外に他の差別相が加はつた場合には特殊な關係が成立するのである。先づ體力に就て云へば一般には男は女より強いけれども男の中にも弱い者があり女の中にも強い者があるから、弱い男と強い女とが力競べをしたならば當然弱い男の負になつて、體力に於ては女の下風に立たねばならぬ。知力に於ても之に同じく、女性中の優秀なるものは男性の中等又は劣等なるものを支配することが出来る。又或る程度の富を有して事業を經營して居る婦人は多數の男女従業員を支配することが出来る。或はまた男子でも自分の恩人の妻君や娘などに對しては自ら進んで義務者となるべき場合がある。併し是等特別の場合に男子が女子に服従するのは、相手が女子であるが故に服従するのではなく、その相手が體力、知力、富力等に於て優れて居るためか、或は恩人等の特別な事情のために服従するのである。即ち是等の附帶差別あるが爲めに、男女の差別相を差引いても猶ほ女の方が差別相に富んで居る場合には男性と雖も服従しなけ

ればならぬ、斯様な附帯差別が一切なく、相匹敵した男女が共同事業に關係する時には當然男性が支配者の地位に立つべきである。

婦人解放運動の批判

婦人解放運動は大戦後の著しい出来事の一つであつて、勿論男女は平等であるといふ思想に基いたものであるが、其の解放とは如何なる事を指すかといふに、第一は政治上の束縛を解いて婦人にも参政權を與へ政治運動をも認めよと云ふ。第二には職業上の解放で、女子と雖も男子同等に如何なる職業にも従事することを得しめ、且つ其の賃銀をも男子同等にするのみならず、妊娠分娩育児等の爲に特別の優遇を與へよ云ふのである。第三には從來の婚姻關係からの解放であつて、舊來の窮屈な法律を徹廢して結婚離婚を自由ならしめ、結婚生活中と雖も男子に特權を與へずして一切の權利を平等にし、女子に家庭内の仕事のみを強ひることな、行動の自由を與へ、嫡子とか私生兒とかの差別を廢して兩者全く同等の權利を與へよと云ふが如きである。

戦後に此の運動が俄かに勢力を得たのは、一般に平等思想が盛になつたからではあるが、戦争で男子が多く出征した留守中に、婦人が男子に代つて各種の事業に従事して男子に劣らぬ成績を挙げたと

いふ事實の爲に婦人自身も男子と同等の方があると思ひ、男子も亦それを認めたので、一層男女平等の思想を強くしたからである。前米國大統領ウイルソンも大に婦人の地位を進めねばならぬと宣言した位である。併し斯の如き非常な變亂の場合に於ける出来事を以て、男女の根本的差別を没却しようとするのは甚しい誤りである變亂に際して變則の手段を採るのは止むを得ないけれども、常時に於ては常道に依らねばならぬ。變時と常時とを同様に考へるのは之れ亦差別相を没却するの誤りである。

婦人解放論は全然男女を平等にすることを主張するもので、平等は破壊なりといふ原則によつて、それが誤まつて居ることは明らかであるが、更に之を實際に就て考へるに、第一に政治上に於ける婦人の權利が男子に比して少いのは之れ男女能力の差別に基づく當然の結果であることは、今日迄の世界各國の歴史並に現状がそれを示して居る。若し婦人が政治の能力に於て男子に優つて居る者であるならば今日迄に既に婦人が政權を握つて居る國家が成立して居なければならぬ。もし男子に優つて居らずとも同等の能力を有するものであるならば、女子の参政權などは夙に男子同等に認められて居なければならぬ筈である、然るに有史以來四千年の今日に至つて漸く婦人参政が主張されるのは、即ち婦人の政治能力が男子に比して非常に劣つて居ることを示すものである。或は、それは男子が壓迫を加へて居たからであるといふ反駁も出ようが、その壓迫を受けて來ただけでも既に能力の劣弱を示

して居るではないか。何れの點から考察しても婦人の政治能力は男子よりも劣つて居ることは争ひ難い事實である。故に吾人は婦人が男子同様に政權に參與することは悪であると斷言する。

婦人にも政權を與ふべし

併し吾人は、曩に選舉權の章に論じた趣旨によつて、婦人の全部を少しも政權に參與させないといふ思想にも反對する。女子には總て選舉權が無いとするならば、之れ即ち女子全體の權利を平等ならしめるものであるから、之も亦一個の謬見である。然らば如何にすれば差別善の精神に適合するかと云ふにそれは選舉權の章に述べた通り、一般の女子は家族中に於て選舉代表者を選ぶ時には其の選定に權利を持つのであるから間接には選舉權を行ふ事になり、又女子にして一家族中から代表者として選ばれた場合には直接に選舉權を行使する事となるのである。併しそれは今日に於て女子にして戸主たる者が極めて少數であると同じく、女子の選舉人たる者も亦少數となる筈である。之は法律で定めらるまでもなく男女天分の相違からして自ら斯くなるべきである。また大臣其他の高官にも、女子は絶對に任命が出来ないと限るのは間違である。女子にして大臣又は高官たる能力を有する者があつた場合には之を任命してもよい。但しそれは決して男子の大臣高官と同數に達してはならぬ。否達しては

ならぬと制限するまでもなく其の天性からして決して男子と同數に達し得ることは無い。内閣員の中にも議員の中にも少數の女子が混入することは、即ち内閣なり議會なりの差別相を豊富ならしめる所以である。之は平等思想から主張するのでなく、差別善の立場から主張するのである。

婦人との職業

第二に職業に對する解放の主張は無意味である。如何に總ての職業に向つて解放しても、女子は自然に具はつた差別相を越えることは出来ないから、丁度女子に適した仕事だけしか従事する者はない。女子に適當した仕事ならば勿論何職に従事してもよい。賃錢の多寡は職業と能率とによつて決定すべき問題で、男子を標準として男子と同等なるべしと主張する理由はない。仕事によつては男子以上の賃錢を取つてもよい。

結婚離婚の自由不自由

第三に、結婚離婚の自由を主張するのは夫婦關係といふ差別相を破壊するもので、斯様な主張を出すのは婦人の墮落である。此の主張を極端に推し進める時は、人類には一定の夫婦關係が無くてはよ

いことになる。夫婦關係が無くなれば父子の關係も分らなくなつて誰が彼の子であるかも分らない。兄弟姉妹や其の他の親戚關係なども滅茶滅茶になつて人倫の道は破壊される。平等思想は推しつめて見れば茲に來ねばならぬので、之に従へば人間の健全な發達は全く望み得られず、唯相率ゐて破滅を急ぐのみである。

男女兩性は模範的相對關係にあり

男女兩性は最もよく相對的に出來て居るもので、上下、表裏、外内、陽陰、剛柔、知情、積極消極、能動受動、動的靜的、進歩的保守的、權利義務、支配服從等の相對關係を模範的に代表したものであるから、各其の特色即ち兩性の差別相を自覺して、結合協力して一家を組織し、一家の幸福、子孫の繁榮を圖つて以て國家といふ最高差別體の發達に貢献すべきものである。同様に同等にと云つて平等に近づくことは、最も完全に出來て居る差別相を破壊して自ら不幸を招くものである。寧ろ不平等に不公平にと心掛けて差別を明瞭ならしめるやうに努力してこそ個人の幸福も人類の幸福も得られるのである。此の差別を最も明らかにした夫婦は最もよく和合するものである。妻が平等を主張して夫に反抗するやうな家庭には決して幸福はない。夫が自ら平等を唱へて妻を支配しないやうな家庭に於て

は妻も亦幸福を感じない。夫は男らしく命令し支配し叱責もし愛撫もする。妻は女らしく奉仕し服從し哀訴もする甘つたれもすると云ふやうな家庭が最も圓滿幸福である。夫婦別あり、夫唱婦隨と云つたのは實に千古の名言で、人間幸福の鍵である。

夫婦の差別のよく立つて居る家庭には、子供幾人生れても雇人を幾人入れても、其の統一がよく出來て、各々の差別が立派に立つて行くが、夫婦の差別が不明瞭で、牝鶏晨を司るやうな家庭では、子供は父母を輕蔑し、雇人は主人を無視して、總ての差別が、不明瞭になつて常に不快陰鬱な空氣が満ちて居る。前者のやうな家庭が多ければ其の國家は富強優勢となり、後者のやうな家庭が多ければ其の國家は貧弱無力となつて頽廢に陥つて仕舞ふ。實に人類繁榮の基礎は男女の和合にあり、男女の和合は其の差別を明らかにするに在る。此の平易簡明な道理を悟らずして、男女を平等化して人類の家庭生活をも破壊しようとする現時の平等思想は甚だ危険なものである。

家庭界の小自由

第二十四章 自由不自由の善惡其詳

第三十四章 自由不自由の善惡批判

差別界は不自由なり

自由と云ふ言葉は平等と共に現代の標語となつて居つて、廣く人心を支配して居るが、自由なるものは果して現代人が唱へるやうに實社會に於て實現し得るものであらうか。たとひ自由が人生にとつて如何に望ましいものであるとしても、現代人が自由を實現しようとする精神、及び其の手段方法は果して人間社會の存在に有利であらうか。即ち今日唱へらるゝ所の自由なるものは善であるか悪であるか。此の點に就て明解を得るのが本章の目的である。先づ自由の意義から定めねばならぬが、自由とは平たく云へば「自分の思ふ通りにする」と云ふことである。即ち何人にも「我」といふものがある、其の我の欲する通りに自分の心や身體を支配するのみならず、他人でも物體物質でも、あらゆるものを「我」の欲するがまゝに支配することを言ふのである。故に自分の思ふがまゝに活動し、思ふがまゝに他を支配して何等の障礙も抵抗も感じないならば、それは最も完全なる自由、即ち眞の自由である。然るに此の如き眞の自由は、「我」以外に何物も無い所に於ては實現が出来るけれども、「我」以外に苟

も何物か存在する時には何の抵抗をも感じない譯には行かないので、必ず其の外界の存在物に比例した制限を受けねばならぬ。既に吾人の肉體の如きも「我」以外のものであるが故に、肉體を意識する時は吾人の自由は全く制限される。故に眞の自由は平等界に於ては存在するとしても、苟も一步差別界に入る時は、差別界は即ち相對の世界であつて、「我」があれば必ず之に反對する所の「他」即ち外界がある。然るに「我」と外界とを比較する時は「我」は僅かに外界の一分子たるに過ぎないのみならず、其の外界なるものは、天然自然の理法を楯にして、嚴然寸分も假借せざる處の權威を以て「我」を環視して居る故「我」の一舉一動は全然外界の無言の支配下に立ち、僅かに外界が夫れ／＼に備へ居る理法に順應して活路を開きつゝあるに過ぎないものである。普通吾人が他を支配する様に見える總ては「我」の欲するがまゝに無條件に支配し得るものではなく、全然外界の理法に順應することによつて僅かに支配し得るのみである。否支配したのではなく外界の理法の支配に服従したのである。言ひ換へれば支配したのではなく支配せられたのである。即ち前段に述べた自由は他を支配するといふ意味とは正反對である。依て之を名けて不自由と稱する。是を以て吾人は、

差別界には眞の自由は存在せず

と斷言するのである。尤も生存中の人間と雖も、修養によつて無我の境に入り、吾人の提唱する「宇

「宙即我」の境に入つた場合に於ては絶対界平等界を如實に悟ることが出来るから、其の時間内だけは絶対自由を得るのであるが、一度此の境を出で、存在界に復歸し「我」が肉體を具へて居ることを感ずるに至れば、忽ち其の大自在の自由は失はれて了ふ。此の無我の境に入つた場合に就ては別著「宇宙即我の實現」に詳説してあるから、本書には普通に生活して居る差別界の方面に就て立言するのである。要するに心靈なるものが、肉體や物質の制肘を蒙らないならば全く自由自在であるが、それが肉體と結び付いて存在して居る間は、吾人の心の働きだけの範圍内と雖も自分の自由にはならないものである。

自己の心身にも自由なし

自分の心の内だけにしても思ふ通りには働いてくれない。忘れたいと思ふことを却つて屢々思ひ出したり、抑へたいと思ふ雑念が湧き上つて來たり、恐れたくないとか驚きたくないとか、怒りの情を表したくないとか思つても中々容易に出来ない。まして外界との關係になれば、見たくないと思ふことも見え、聞きたくないと思ふことも聞える。外界の差別相が心に映じたものに至つては自由に取捨することは出来ない。寒く感じたくないといつても外界の温度が下降すれば寒く感じないでは居られ

ず、痛さを感じまいと思つても外界から刺され打たれたならば痛みを感じないでは居られない。全く吾々の心は忠實に外界に服従するより外に仕方がない。自分の身體を動かさうとするも思ふやうには動かない、機敏に器用に手足を働かせたいとは誰も思つて居るけれども中々思ひ通りにはならぬ。

他人を自由に支配することは不可能なり

まして他人の心や身體を支配しようとするには、唯僅かに自分の意志の一部分に従つて貰ふだけでも少からぬ骨折がある。「人を使はば使はれる」といふ諺の通り自分の思ひ通りに居ながらにして人を動かすといふやうなことが出来るものではない。他人をして自分の命令に従はしめようとするならば、先づ自分が他人の意志に従つて動いて後に命令するのでなければならぬ、自分自ら何の働きをもなさずしては他人から何物をも得ることは出来ない。此の事は今少し悉しく説明を試みねばならぬ。

天然の利用と不自由

人類の文明が進歩するに隨つて天然物を利用することが多くなつて來るので、之を見て人間は天然物に對して大なる自由を持つて居るやうに思ふ人もあらうが、吾人が天然物又は天然力を利用するの

は決して思ふままに支配して居るのではない。水を支配して蒸氣として使用したり、機械を運轉させたり電氣を起させたりするにも、先づ水性の質を明かにして徹頭徹尾之に服従して後に初めて其の働きを利用し得るのであつて、能動的の自由から來た支配力ではなく受動的不自由から産み出し得た支配力である、言ひ換へれば我意を曲けて水の性質の命令に服従したに過ぎないのである。吾人は現に多數の元素を發見して之を支配して化學工業に利用して居るが、之れも亦吾人は忠實に元素の本質に服従して居るので、其の元素の本質に至つては幾萬の人間の力を以ても如何ともすることは出来ない云はゞ吾々は嚴密に自然の命令に服従して、少からぬ努力を以て自然が自由に働く道筋を作つてやつて、そして僅かに吾々の便利を收めて居るに過ぎない。しかも其の自然の命令は頗る嚴格であつて、一分一厘と雖も違背を許さない絶對無上の尊嚴を以て吾々に臨んで居るのである。此の尊嚴なる自然の威力に服従せずして我儘ばかり云つて居たならば、汽車汽船も出來るわけではない、電信電話と云ひ航空機といひ、あらゆる文明の機關は總て人間が自由意志によつて自然を左右した結果ではなく、却つて忠實に服従した結果である。それが發明される迄に多大の努力を要したばかりでなく、出來上つた後と雖も、之を使用するには常に自然の命令に絶對に服従せねばならぬ。萬一にも一步を違背する時は忽ちにして大慘事を惹き起すことさへ珍らしくない。

斯の如く存在界の總てのものは差別的相對的であるから、一方の自由意志を以て地方を支配することとは出來ない。「我」と「他」とは相對的である以上は、我が他を動かさうとするには必ず我の自由意志のまゝにすることは出來ない。他の意志に相談した後でなければ出來ない。猶ほ一例をあけるならばこゝに一個の石があつて、人間が之を支配しようとする場合に、唯彼の石を動かしたいと思つて居るだけでは石は動かない。若しさう思つただけで石が動くものならば如何にも人間には石を支配する絶對自由が存するさ云つてよいけれども、さういふ自在力は普通の人間には無いから、彼の石を動かさうとならば、先づ其の石に相談しなければならぬ。即ち石の大きさ重さ堅さ等を見定め、其の重ささ自分の體力との關係を考へ、若し自分の體力のみで動かすことが出來ないならばテコや玄翁の力を借りる必要もあらう、さうすれば又テコや玄翁といふ相手とも相談して、彼是協力の上で漸く石に動いて貰ふことが出来るわけである結局動かしたとは云ふものゝ、随分手數のかゝる話で、自由どころか甚だ不自由なものとは云はねばならぬ。即ち存在界に於て自由と呼ばれて居るものは、皆此の通り受動的の自由で、即ち不自由である。

順應と支配

轉じて人事界に就て見ると、自分の身體をさへ自由にならないことは先にも述べたが、自己以外の
 人との關係は餘程複雑になるけれども、矢張り自然界に對すると同じく我と他とは相對のものである
 から、自分の自由に他人を動かすことは出来ない、併し之については或は次の如き疑問を提出する人
 があらう。即ち家長が命令すれば家族は之に従ひ、大將が命令すれば一軍の將士悉く其の命を奉じ
 主が一命を下げば一國擧つて之を守る所を以て見れば、家長は家族に對し大將は軍隊に對し君主は國
 家に對して絶對自由を有するではないかと、成る程一見それ／＼自由を持つて居るやうではあるが其
 の自由も矢張り受動的であることは自然界に對すると同様である。家長なればとて自由に家族を動か
 し得るものではない、家族各個の性質を考へ、老人には老人なりの待遇を與へ、子供には子供なりの
 満足を與へ、兄弟に兄弟、弟妹は弟妹と、それ／＼差別に隨つて地位を與へ、且つ自分が家長として
 の本務をよく盡して行つた上で、それ／＼の能力を考へて無理の無い處で命令を下せば初めて其の命
 令が行はれるのである。家長が氣儘な命令を下したとて決してそれが行はれるものではない。却つて
 一家中に於て最も不自由な苦勞をするのは家長である。又、如何に名譽ある將軍と雖も、其の下す命
 令は悉く不自由なものであつて、唯萬止むを得ざる場合に止むを得ざる命令を下すだけである。「皇國
 の興廢此の一戰に在り」と云ふやうな命令を、隨時隨所に發するわけには行かないので、彼の場合に

唯一度だけ適切であつたのである。もし又、君主や大統領として一國を支配することになれば其の權
 力は絶大であるけれども自由ではない。民情を審かにし内外の時運を察して最も適切な處置を取らね
 ばならぬので、決して自由に支配するわけではない。國家の意志を表す處の法律命令に至つては其の
 發布も變改も共に多くの制限を有するので不自由の模範である。

聖人偉人の不自由

古來、聖人或は偉人と稱せられて、後世にまで感化を及ぼし、其徳教が令せずして行はれるやうな
 ものは自由の模範ではないかとも思はれるが、其の偉大なる徳を積み得たのは即ち萬人の心を以て己
 が心となし自分の自由な我意を一切無くして了つたからである。即ち我を無くして他の意志に従つた
 からである。それ故に儒教には克己といひ佛教には無我といひ、耶蘇教では犠牲といつて、何れも己
 れに打ち勝つことを考へて居る。君主にしても自己の我意を無くして國家國民の爲めに一身を捧げた
 君主が最も偉大なる君徳を成すので、我國の代々の天皇は何れも其の模範であらせられるけれども殊
 に不出世の聖主明治天皇の如きは全く國家人民の心を以て大御心とせられたものと拜察し奉る次第で
 ある。故に孔孟佛耶に併せて畏くも明治天皇の如きは不自由の模範であらせられると申したい。

以上の叙述によつて次の如き結論が出来る。（一）天界は皆不自由である。其の支配力が大ならば大

存在界に於て自由と稱せられて居ることは、其の實は皆不自由である。其の支配力が大ならば大なるほど多くの不自由が伴つて居るものである。

差別界不自由の理由

此の差別界は何故に斯の如く不自由でなければならぬかと云ふに其の理由として吾人は三ヶ條を擧げることが出来る。

第一には、此の世界は一切差別相對有限の世界であるから、一が他を支配しようとする時には必ず抵抗を感じるものである事、平等界でない以上は致方の無い事である。此の點に就ては上來屢々説いた事であるから茲には簡條として擧げただけで足るであらう。（二）進化の次第を考へて見れば不自由でなければならぬと云ふ事情が領かれる。前章に述べた圓形的進化論に就て見るに、自由不自由といふ事は進化の何れの程度から始まるかと云ふに、極め

て廣く解すれば生物の初めから自由不自由といふことがあるけれども、やゝ明かにそれを感じ得るのは少くとも動物時代からである。愈々明瞭に自由不自由を感じ得るのは人類に至つてから後であらう。その人類にしても、動物にしても、それ以下の段階即ち所謂無生物の段階及び植物の段階等を経て茲に至つたものであるとすれば、即ち萬有を父母として生れ出たものであつて、外界から許可せられた條件即ち萬有が具有する天然の理法の範圍内に生育して居るものである。初めから外界に順應しなければならぬやうに造られたものである。人類に至つては初めて心の作用が複雑に進化して、我とか自分とか自由意志とか云ふけれども、斯く云ふ自分そのものが既に一個の造られたものに過ぎないので、決して自ら自分を造り出したものではない。前章にて心は外界萬有の刺戟の統一的結晶であること述べたが此意味より布演して人間は萬有の刺戟の統一的結晶であること云うても宜しい。此の鴻大無邊なる宇宙を父母として中に生れた幼小な子供が人間であるので、此の大なる父母に對して絶對服従するより外に其の生命を全うする道は無いのが當然である。殊に人間は自然界からの制限を受けるばかりでなく、人類社會からの制限をうけねばならぬ。即ち國家とか町村とか家族とか、自己の屬する社會から、幾重にも複合した制限を蒙らねばならぬ。之れとても此の家に生れ此の村に生れ此の國家に生れた以上は當然なことである。もしまた子供が成長して家族を離れて外に飛び出し、町村を離れて

他に移住し、或は生れた國家を離れて他に籍を移したとしても、人類社會と絶縁することは出来ず、隨つてまた人道といふものに制限されないわけには行かぬのである。故に人は此の不自由なるべき約束に背いて自由を發揮したならば忽ち自然の制裁を受けるか又は人道の制裁を受けねばならぬ。例へば手は物を握む能力を有つて居るからと云ふので手當り次第に刺でも刃物でも火でも握んで見よ忽ちに負傷するであらう。齒は物を嚙むためのものであると云つて砂でも石でも嚙んだならば忽ち齒を壊して了ふであらう。我が肉體は我が所有に屬するものであるから我が自由であると云つて、寒中薄着をすれば風邪に冒され、暑中帽子を用ゐねば忽ち熱に犯され、一舉手一投足も人間としての習慣に則つての動作で無ければ忽ち外部から非難せられる。また口は神から授かつたものである普聲の使用は我が自由であると云つて、外界の状態に注意せず所謂言論の自由を發揮したならば、直ちに外界の思想に影響を及ぼすものである。萬一其の言論が平等性を滯びたものであつた場合には、社會の秩序即ち統一を破壊するもので、非常な害毒を他人に及ぼし、社會は之に對して制裁を加へねばならず、發言者は其の責任を負はねばならぬ。それ故に、一言一句と雖も必ず大に慎み、言ひたいことも不自由して口外しないやうにせねばならぬ。或人は「吾は死すとも自由は死せず」と云うたが若し人間が十分に自由を發揮したならば遂には吾も死し自由も死する事となる

自然界に向つては其の制裁が頗る嚴格であつて少しも假借しないから之に違背する者が少いけれども、人道上の制裁は割合に緩漫である爲めに、之を犯して自己一生の悔を遺し或は天下後世にまで害毒を流す者がある。故板垣伯の如き晩年大に自由の弊害を認めて來たとの事であるが、實に同伯の如きも此の差別界に正反對であるべき筈の自由を標榜したが爲めに、一代を通じて非常に不自由なる矛盾と戦つて終を結んだものである。此の點は吾人の最も憂ふる所であつて、本書全體を通じて力説するつもりであるが、此の頃類々として起る疑獄事件の如きも人道上の差別を滅却して自由を發揮したもので、緩漫ながらも次第に制裁が行はれるのは人道の爲めに喜ぶべきことである。彼の露國の如く自由平等を唱へて極端に之を發揮する時は國家は混亂に陥つて忽ち滅亡するの外はない。現に露西亞帝國は直ちに滅亡して、彼の民族は一時流離塗炭の苦痛に呻吟したのである。かくて各個人も亦政治的にも經濟的にも却つて退歩を來すのである。何時でも革命の起る時には自由平等が標語となつて民衆を煽動するけれども、其の自由平等を發揮すると必ず混亂の底止する所が無い。否國家は破滅するのであるから間もなく夫々に新しい制度を立て、自から不自由な制裁を作り出して行くのである。實に自由は個人を滅し國家社會を滅すものである。之に反して秩序整然文物燦然たる國家を成して國民が幸福に生活し得るに至るには、個人も團體も先づ幾多の不自由を忍ばねばならぬのである。

第三に、人類は進化の途中にあるもので、個人としても一生の間に進化を経ねばならぬが人類としても永遠に進化を繼續せねばならぬものである。而して其の究極は圓形的進化論に述べた通り絶對の靈位に歸するもので其處に達すれば絶對自由が得られるのである。そこで未だ物質と結合して居る時代に於ては遠く彼の絶對自由を目的として活動せねばならぬやうに出来て居り、且つ斯くすることによつて人間の生命なるものが満足を感じつゝ、進化を遂げ得るやうになつて居るのである。さればこそ人間は生存中には到底實現の出来ない所の自由といふものを仰望して奮闘して居るが、面白い事には生存中の人間には新しい目的が代るゝ、出来て来る。或る一つの目的を達するか達しないうちに既に新しい目的が出来て居て、何時でも、より以上に、より以上にと高い所を目指して進んで居る。それ故に何時になつても不自由が絶えないのである。先づ金錢に不自由なものが金錢を得たとすると、まだ十分に金錢を得ないうちから既に早くから名譽が得たくなる。多少の名譽が出来て来るとまた早くも後世にまでも自己の榮譽を傳へたいとか、自分の子孫をも立派な人物にしたいとか考へると云ふやうに、何れの道を進んで居る者でも必ず次から次へと目的を作つては不自由な努力を続けようとする。そして斯くの如くすることが人類の文化を進歩せしめる爲めに頗る肝要なことで、之れ即ち人類の使命である。米國の心理學の大家であつたゼームスは、其の心理學の立場から見て「最も偉大なる

人物は最も困難なる徑路を擇んで進んだものである。」と云つたが、之れ吾人の主張する所の不自由善と見を同じうするものである。最も不自由なる途を擇んで最も大なる努力を爲すものは即ち最も偉大なる人物である。最も不自由なる途を進むとは最も多くの萬有の理法並に人道に服従したものに外ならぬからである。之に反して最も不自由の少い途を擇んで出来るだけ自由に暮し、努力勤勉をなるべく少くしようとするものは最も小なる人間で、所謂小人にして度し難い底の者である。

不自由善

さて以上の理由に基いて、自由は善であるか悪であるかを決定すれば、自由を終局の目的として立てるとは善であるけれども、此の差別界に於て自由を行ふのは悪である。何となれば自由は平等界にのみ存するもので、之を差別界に實現する時は、宇宙の差別相を滅却して總ての存在を破壊するからである。苟も存在を重んずるに於ては何處までも不自由といふ道を経なければ自由を得ることは出来ないのである。最終の目的を自由に置いて、之に達するの道は不自由の手段より外に無いことを覺悟して、不自由を愛して不退轉の勇氣を奮つて進むことだけが善である。斯くすることによつてのみ、存在を繁榮せしめ文化を進歩せしめ、差別界の真相たる差別そのものを豊富ならしめることが

出来る。即ち差別善の意義と一致する。故に

存在界に於ては自由は悪で、不自由が善である。此の結論を加へて平等界と差別界とを對照すれば左の如くなる。

宇 宙

平等界 || 絶對 || 能動 || 自由善

規範第六則 不自由の原則

- 一、自由とは拘束なくして外界を支配する事を云ふ。故に差別界には自由なし。
- 二、差別界を支配するには差別界の法則に服従せざるべからず、故に不自由なり。

第三十五章 興味と差別

生物と快樂苦痛

差別は快樂にして、平等は苦痛なり

快樂と苦痛とは總ての動物にとつて重大な意義を有するもので、極めて下等の動物から高等なる人間に至る迄快樂苦痛によつて動かされないものは無い。動物が外界の差別を認める第一歩は此の快樂の感によつたものであらう。即ち下等の動物でも自己に快を與へるものと苦を與へるものとを區別することが出来るので、此の區別を基として漸次複雑なる差別相を認め得るやうになり、遂には今日の人類文化をも生み出すに至つたものであらう。之を以て見ると、快苦を感じ分けることは生きて居ることの證據を示すものである、故に快苦の原因及び理法を説明することは古今學界の重大問題であり随つて其の學說も亦多様であるが、吾人の差別哲學から見るときは。

差別を發達増進させることは總て快樂であり、差別を減じて平等に近づけることは總て苦痛である。

と云ふことに歸着する。元來存在の本質は差別であるから、存在を有利ならしむることは即ち差別を發達増進せしめることであり、其の反對に差別を減少させて平等に近づける事は存在を削減させる方向に行くことである。故に右の定義は左の如く換言することも出来る。即ち

存在に有利なることは快にして、存在に不利なることは苦である。

と、併しながら單に存在を有利ならしめると云ふよりも、差別を明瞭豊富ならしめると云つた方が一層適切に快苦を説明し得るのである。

飲食の實例

例へば一般に飲食することが愉快であるのは飲食によつて吾人の心身の差別相を増進するからである。即ち食物は先づ口中に入つて咀嚼されると同時に唾液によつて消化の第一歩が行はれ、次で胃腸に入つて順次に消化の過程を完了するのであるが、其の咀嚼と云ひ消化と云ふは、食物に對して新しく統一作用が行はれて差別を作つて行く作用である。次で消化された新しい差別體が血管に吸収されると、其處にまた新しい統一作用が行はれ、それが體内を循環して筋肉、骨髓、皮膚、毛髮及び各種の内臟機關の組織に營養を給して之を改造することになれば、身體到る處に新しい統一差別の作用が

行はれて、こゝに身體各部の各機能が發達することになつて、即ち全身の差別相が増進するのである。斯様に身體が新しく統一作用を起して差別の増進を現はす時は、精神も亦之に隨つて其の差別相を増進するのである。故に消化に適する營養的食物を攝取する時には之を食ふ時にも之を消化する時にも、消化し終つた後にも快感が伴ふのである。之に反して全然消化に適しないもの、例へば土砂の如きものを食つた場合には、第一に口中で咀嚼することが出来ないから、味覺の快感は生じないのみならず、反對に苦痛を感じるのである。此の場合には新しい統一差別が生じないのみならず、口中の齒牙、舌、味神經等を破壊して却つて簡單なる平等に向つて進む作用を起すからである。強ひて呑み下して胃腸へ送つたとすれば其處にも亦破壊作用が行はれて、胃腸の特別な機能が損傷され、統一が破られて平等に歸する作用が行はれる。胃腸が破壊されるならば全身も亦統一を破られ、機能の差別が失はれて遂に一塊の死屍なつて斃れるに至るのである。此の際の苦痛は最も甚だしいものである。總て身體が傷害を受けたり病氣にかゝつたりする時には、身體の統一を害し組織を破壊して比較的平等なる物質に歸する作用が行はれるので、さういふ場合には一般に苦痛が伴ふものである。

心理上實例

次に心理的方面に就て考へて見ても矢張り心内の差別相を豊富にし明瞭にする事に對しては愉快を感じ、之に反する場合には苦痛を感じるものである。例へば食物の味から生ずる快苦についても、如何に自己の好んで居る食物でも、そればかりを食つて居る時は忽ちに飽きて苦痛を感じるやうになる。鯛が好きと云つても三度々々鯛料理で毎日繼續するならば遂には鯛を見るさへ苦痛を感じるやうになる。之れ繰返すから平等性を帯びるのである。そこで朝晝晩と食物も料理法も變化せねばならぬ。假令貧弱な食膳にしる、貧弱は貧弱なりにも三度は三通りの變化がなくてはならず、また毎日同じものを繰り返すのも苦痛であるから、日によつて出来るだけ變化をつけねばならず、經濟の許す限りは種々に變更して日々眼光をかへて行つた方が差別が多くなつて、愉快である。或は日本人が毎日米飯と香の物を常食として快として居るのは、何故であるかとの質問も起るであらうが、併しものゝ差別も日々とか月々とか繰返される差別のみでは矢張り其の繰返すといふ點に於て平等性を含んで來るものである。故に食物に於ても頻繁に變化して繰返される差別もあり、除々に變化して長い年月を費して差別を示すやうな種類もあつた方が一層差別相が多いことになる。日本食に就て云へば、副食物は三度毎に替るけれども必ず近く反復することになり、反復しながらも長い年月を通じて見れば種々と料理法の變化がある。米飯は日々には目立つほどの變化は無いけれども、上古に於ては玄米の堅い飯

を食つたものが、次第に變遷して今日のやうな白米の軟い飯を食ふことになつた。又稻作法の改良によつて米の質の變化したことは、實物に就て比較することは出来ないけれども必ず多大の變遷を経たものであらう。猶ほ吾人は斯様に緩やかな變化には満足が出來ず、麥飯、赤飯、茶飯、粥、餅など、と種々の變化を附して食事の興味の増進を圖つて居る。彼の吾々の耳に微妙の快感を與へる音楽にしても、餘りに長く續けて聞く時は不愉快になるし、また短かい時間の間にしても、單調な音楽では愉快でないから、成るべく複雑な變化のある樂譜を選ばねばならぬ。其他、目に訴へる色彩や形状の如きは、單調なものは一時愉快に感じてでも暫くすると不快に變ずるやうになる。例へば見渡す限り目を遮るものもない廣い野原などは、一寸見た時は廣くて氣持がよいと感ずるけれども忽ちに飽きて不愉快になる。そこで大平原に住む者は自分の周圍に樹木を植えて森のやうな形を作つたり、或は築山を作つたり池を掘つたりしてなるべく差別をつけることに努めて居る。近頃地理學者の研究によれば、人類文化の發達は、交通の便利といふことよりも寧ろ地形や氣候に變化の多い土地から充つ始まるものださうである。海岸や河口等は水陸兩方から刺戟を受けるので風土の變化が複雑であるから、其中でも特に海岸に出入の多い所へ先づ都會を造ることになるし、また大河の沿岸にしても直線を描いて流れる所へは人が集合しないで、河の屈曲した所に沿うて都會が建てられてある。是等を見ても人間

が如何に單調即ち平等を厭つて變化即ち差別を好愛するかを察することが出来る。溫度にしても熱帯地方のやうな常夏の國や、極地に近い年中次雪に鎖されて居るやうな地方よりも、春夏秋冬の變化に富んだ地方が文化の程度が高くなつて居る。また色彩に至つては最も人の目を喜ばしめるものであるが、これとても色の種類が種々あつて相對照するから快く感ずるので、若し世の中に唯一色しか無かつたならば吾々は色彩の美感を持たないであらう。其の色彩の差別相を最も豊富に實現するには如何にするがよいかといふ問題は、美術家は云ふまでもなく一般の人が常に研究して居ることで、吾人は出来るだけ豊富なる色彩の差別相を享受することを求めて止まないものである。斯様な實例を擧げるならば實に際限のないことであるが、凡そ以上の説述によつて、差別相の豊富は快感を多からしめ、差別相の貧弱にして平等に近づくに隨つて不快感を多くするのであることは明瞭になつたであらう。故に之を圖示すれば上のやうになる。



め、差別相の貧弱にして平等に近づくに隨つて不快感を多くするのであることは明瞭になつたであらう。故に之を圖示すれば上のやうになる。

興味は差別善の實現に伴ふ

併し吾人は以上の説明だけで満足することが出来ない。何故なれば

快は一般に差別相の増進に伴つて居るものではあるが、快のうちにも一時的のものと永續のものがある。一時的の享樂と雖も其の一時だけは確かに差別相を増進するに相違ないけれども、其の一時を經過すればやがて苦痛を生じて來て前後の快苦を差引すれば全く零に歸する場合もあり、或は却つて苦痛の量が多くなつて負數を示す場合もある。例へば酒色に溺れて一夜豪遊を極めたとすれば其時は如何にも差別相の豊富な状態に入るので愉快ではあるが、翌朝正氣に立ち返つた時には、身體は酒毒の侵す所となつて差別的機能を失つて破壊の方向に向ひ、精神は朦朧として差別力を失つて了ひ、加ふるに經濟的並に人道的に差別を蹂躪した結果として、悔恨の苦惱が強く起つて來る。其の極端な場合には心身共に遂に恢復の出来ない損傷を蒙るに至る。斯くの如きは、上方に向つて一尺進んだけれども直ちに下方に向つて二尺降下したやうなもので、差引一尺だけ平等の方に近づいた結果となり隨つて結局苦痛を増加したに過ぎないのである。斯様な一時的の快樂を貪る人は、前後を通算した結局に於て差別が豊富ならんことを欲するのでなく、唯一時的に眼前の快樂に耽溺せんとするのである。眼前の快樂にせよ快樂を感じて居る當座だけは差別は豊富になつて居るから、決して快樂が差別の増進に伴つて居るといふ原則に背いて居るのではないが、前述の如く之に次で忽ち大なる平等作用が行はれるので、其の時は既に快樂でなく苦痛が伴ふのである。是等は甚だ無分別の至りと云はねば

ならぬが、さて其の思慮分別が如何なる點に缺けて足るか云ふに、之れは快樂そのものを目的としたからである。差別善の旨意を心得て、人生に於ける差別善の發揮を以て目的としたならば決して斯かる迷誤には陥らないのである。よしんば假令人生の目的といふやうな大局にまでは着目しなかつたとするも、快樂を貪る心を起さずして、何事にせよ差別を正しくせねばならぬといふ心得を持つて居て、差別と云ふ事を目的に置いたならば、必ず健全な興味が伴つて来るのである。然るに短見者流は差別相のことは第二に置いて只管自己の快感に注目して之を益々大にしようとするが故に、所謂一時的の快樂に耽溺するに至るのである。即ち快樂そのものを主眼とするか、差別善そのものを主眼とするかに由つて右の如き二様の結果が生ずるのである。

興味の定義

一時的の快樂に耽溺することに反して、差別を豊富にし明瞭にすることを目的として行動する際にも、必ず快樂が伴つて来る。しかもその快樂は耽溺の快樂のやうに、次の瞬間に直ちに相殺されて却つて零以下の負數を生ずるが如きことはない。これは必ず継続的で積極的である。此の種の快樂を名けて吾人は興味と呼ぶのである。故に興味に定義を下すならば、

興味とは差別善を目的とする働きに伴ふ快樂である。
となる。

例へば富の増殖を計るに就て考察すれば、富の増殖は即ち經濟的の差別相を増進する所以であるから、之を目的として働く時は次第に富が増加すると共に、富の増殖の爲めに働くことに興味を生じて来る。溜るほど汚くなると云ふのは多々益々富に興味が多くなつて、遂には我知らず勤儉貯蓄を樂んで其の他の快樂を貪ることを欲しないやうになるからである。もし當初から富によつて得られたる快樂を目的として、少しく金が溜まれば直ちに散じて快樂に耽らうとするが如きであつたならば、蓄財に對する興味も起らず随つて富の増殖も出來ないのである。故に一時的の快樂といふ比較的平等性を滞びた快樂を追求せず、差別そのものに向つて心身の力を傾注する時は、こゝに初めて積極的の快樂即ち興味を生ずるものである。

興味は差別善實現の努力に比例す

學者の中でも眞に學問に興味を持つて居る學者は、自己専門の關しての智識の増加と明瞭を目的として居る。即ち學問の内容に於て差別相の豊富と明瞭とを増進することを目的として居るから、

之に伴ふ興味も日と共に増進して、遂には名譽の爲めにもあらず、利益の爲めにもあらず、差別そのもの、爲めに日夜研究に餘念が無いと云ふやうになる。しかるに、此の興味は彼の一時的の快感には比すべくもない継続的な積極なものである。其他政治家にしても教育家にしても宗教家にして、軍人にしても、自己の擔任の業務に於ける差別善の實現を目的として働く人には必ず強い興味が生じて來て、其の興味を爲めに眼前の困難などは物の數ともせず打克つて進んで行く、進んで行けば益々差別善が實現されて來て、また一層興味も増加して來るので、兩者は因となり果となつて段々と上進して行くのである。それ故に一面から觀察すれば、

興味は差別増進の努力に比例する。

と云ふことが出来る。即ち差別善を目的として努力すればする程事業又は學問及び自己の心身等の差別相が増進する、さうすれば同時に興味も亦増進するからである。努力の乏しい場合には差別相の増進も亦少いから興味も乏しいのである、例へば尋常一年の子供はアイウエオを覚えて之を應用することなどに多大の興味を持つて居るが、二年生になつた後に同じ片假名を書かせるだけであつたならば彼等は頗る容易に書き得るであらうけれども、最早それには餘り興味を感じない。漢字を交ぜたり平假名を用ゐたり、或は内容の複雑なことを教へるかすれば、彼等は努力しなければならぬけれども、

それだけ心内の差別が増加するから興味を以て學ぶのである。此の趣は如何なる場合にも應用の出来るもので、大人でも自分の能力に對して餘りに容易なことをする場合には興味が生起らない、却つたに努力して始めて成功を見る位の程度の仕事に對して最もよく興味を生ずるものである。併し努力の程度を超えて、如何に當人が努力しても到底成功しないやうなことに對しては、之れ亦差別相を豊富にすることが出来ないから興味は生じないのである。故にさういふ仕事に出逢つた時には他人と協力するとか、或は仕事を幾段にも區分して、自分で出来なかつた部分は後繼者をして成さしめるとか、何れか其處に判然たる差別を立て、置けば興味は隨つて生じて來るのである。

第三十六章 不自由即興味

差別善と不自由と興味とは一致す

以上の如く興味は差別善實現の努力に比例するものである。然るに差別善を實現するには前章に述べた通り、勝手氣儘の自由を發揮してはならぬ、必ず不自由を忍ばねばならぬ。自由は元來通俗に考へるやうな我儘勝手に我が思ふまゝに行動をすることに由つて得られるものでなく。苟も我以外に何物か存在する以上は必ず其の存在物の本質を調査してそれに従つて初めて其の物を利用し支配し得るものである。即ち自由は氣隨氣儘の振舞で得られるのではなく、先づ不自由を忍んで然る後に或る程度の自由が得られるのである。そして絶對的自由は此の存在界に於ては實現の不可能なものである。是等のことは既に不自由善の章に詳説した所であるが、今之れと興味との關係を考へるに興味は我儘勝手な振舞に伴ふものではなくして、自由を目的として不自由を忍んで努力する所に伴ふものである。もしも近所の状態も考へず前後の事情も察せずして、我が欲するまゝに行動するならば、そこに一時的の快樂は多少伴ふけれども、忽ちに外界と衝突したり或は後刻に至つて不愉快な結果を受け

取らねばならぬことになつて、先の愉快に比して一層大なる不快を嘗めねばならぬ。之に反して周圍の自然界並に人事界の差別相を明かに知つて、之に服従するといふ不自由を敢て爲すときは、其の結果としては相當に他を支配することが出来ると共に、繼續的積極的の愉快が伴うて来る。即ち興味が伴ふのである。故にまた

興味は不自由に比例するものである。

と云ふ事が出来る。斯の如くにして、

興味は差別善の實現に伴ひ、また差別善を實現せんとして不自由に努力することに伴ふものである。

といふ結論になる。

平等化は興味に反す

然るに今日の思潮は此の點に對して全然反對の迷妄に陥つて居る今日では一般に平等の實現が人間の幸福を増進するものゝやうに考へて居るが、之れ即ち迷妄の大なるものである、總てのものを平等化するといふことは畢竟總てのものを破壊する意味に外ならぬことは既に反復説明した通りである

が、假りに百歩を譲つて人事界に於て現在よりも少しく差別相を減ずるの意味だとするも、人事上に於ける差別を撤廢すれば、前章に述べた如く、それは不公平な所置となつて、總ての人が不平を感じ苦痛を感じることに成り、また本章に述べた通り、平等性を發揮する時は苦痛が増加して興味といふものは無いことになる。廣漠たる平原に一の草花だに無いやうな平等的な社會を實現したとするならば、人間は總ての興味を失つて、生きて居るのかさへも分らない状態になるであらう。然るに現代人が平等を以て幸福を來すかの如く考へるのは、興味といふものが必ず不自由と努力に比例するものである事に思ひ到らないからであらう、働かなくても食へる様にして貰ひたいとか、少く働いた者にも多く働いた者と同じやうな報酬が得られるやうにして貰ひたいとか、他人が勞苦を積んで築き上げた財産を苦もなく分配に預りたいとか云ふやうな無精極まつた考へを起すのは、總て興味が努力に伴ふことを知らず、たゞ所謂樂をすることが幸福であるやうに考へるからである。元來、彼の樂をするといふことは活動を少くすることを云ふことを云ふので、即ち差別を豊富ならしめずして平等性に近づく所以である、さういふ傾向は今日政治界にも實業界にも教育界にも青年少年の間にも甚だ蔓延して居て、何でも勞少くして快樂多からんことを欲して居るが、是等の人々は須らく興味の性質を考へ幸福の本質を思ひ、鰻然從來の迷誤を棄て、差別善に眼を見開き、不自由に向つて勇を鼓して進むべ

きである。かくすることによつて、個人の能力も増進し興味も振興され、現代社會は面目を一新して人類に新しい幸福が齎されるのである。

規範第七則 興味の原則

- 一、興味は差別を増進する行爲に伴ふ快感なり。
- 二、興味は不自由の多少に比例す。

第二十七章 教育改造の必要

教育の目的に關する平等思想の誤謬

現時の教育は人間を平等なものと見做して、之を教育して平等に進歩させるといふ事を目的として居る。尤も學說としては個人的差別を重要とするの説もあるけれども、今日の教育制度の下に實行されて居る教育は總て平等思想に基いて、目的も方法も皆それから割出されて居ると云つても決して誣言であるまい。小學校は云ふに及ばず、中等高等の學校でも、多數の生徒に對して同一科目を同一教科書又は同一教案によつて同一年月間教授して、同一の問題を課して試験を行ひ、同様の程度に習得した者を以て卒業とするのであるから、徹頭徹尾平等思想を以て一貫して居るのである。所で之が即ち現代教育の根本的誤謬である。

獨り教育方面のみならず、平等を貴ぶことは現代思想の全體を通ずる一大迷誤であつて、現代社會各方面の紛亂や苦悶や不安や總て皆之に基因する。速かに此の迷誤を棄て、平等の反對なる差別を尊ぶの思想の上に立つて、總てに安定を與へねばならぬと云ふ事は、吾人の夙に道破して宣傳に努力し

て居る所であるが、茲に教育の改造を提議するに當つても、先づ人間を平等なりと見る事の誤謬を指摘せねばならぬ。人間のみならず、人間よりも進化の下級にある動植物でも、礦物でも、苟も存在して居る物には決して二個と相等しいものは有り得ない。假りにも或者が存在して居るといふのは即ち其の物が他物と同一でないこと、即ち差別相を有することを意味するのである。縱令小さな石塊にしても二個相等しいものはあり得ないのであるが、進んで草木になれば、その差別相は益々明らかになつて、一本と平等のものが無い事は常識でも直ちに理解の出来る事である。猶ほ一步を進めて云へば、石を構成して居る分子、樹木を構成して居る細胞にも一々皆差別があつて平等な分子又は細胞は二つと存在しない。即ち多數の差別ある分子又は細胞の上に統一作用が行はれて一個の石又は一本の樹木を構成し、その構成された石又は樹木はそれ自身がまた一個の差別體としてあらゆる他の存在物から區別されるのである。

人間に至のては心身兩面の複雑なる無數の差別相が統一されて、他の何人とも何物とも混同する事の出来ない人格として存在するのである。故に人格とは、換言すれば存在物中で最も豊富なる差別相を含み、其の總ての差別相が十分に統一され、一個體として他の人格と差別されて居るのである。

人格は平等でない事は、二人として相等しい人間は存在しないと云ふ一言に盡きて居るけれども、

念の爲めに少しく敷衍すれば、身體に就ても、身長、體重、體質、健康状態、各機關の作用、四肢運動の巧拙遲速等の總てを通じて全然相等しい二人を發見することの不可能なるは何人も拒むことは出來ないであらう。まして知識、感情等の微妙なる作用に至つては人々の間に必ず明瞭な差別のある事は何人も認めざるを得ない事實である。既に心理學上に於ても認められて居る通り、能力には天才、俊才、凡才、低能、白痴等の區別があり、氣質には多血、膽汁、神經、粘液等の區別があり、其の他近時の實驗心理學は實驗の結果個人によつて種々の差別あることを示して居る。しかも是等の差別は假りに幾種類かに分けたとしても、其の一種類の中に程度の差が無數にあつて、到底分類し切れるものでないといふのであるから、世界人類の数が數十億あるとすれば、即ち相異つた數十億の人格が存在するので、人類の平等などは全く夢想に過ぎない。そこで、理論としては存在の原則に照らして人間も存在物の範圍に在る限りは差別體ならざるべからざる事勿論であるけれども、事實としても人間は恐く皆差別である。是に於て人間を平等なりとする思想は全然誤謬であると斷言すべきである。斯くて人間は平等なものでないことは明白となつたが、併し、人間は本來差別體であるとしても、之を教育して平等に近づかせることを目的とする事は差支ないではないかといふ問題に就いて一考せねばならぬ。

古來、教育の目的を定めるには、國家の發展といふ目的から割出す人もあり、世界人類の幸福といふ點から割出す人もあつたが、何れにしても人は孤立して生存するものでないから、社會といふものを考へねばならず、國家といふも一つの社會、世界といふも一つの社會であり、又小さくとも一郡、一村乃至一家族も社會であるから、是等總てを通じて繁榮進歩するのになければ人間の幸福は得られないわけである。然るに其の社會の發達進歩を圖るには總ての人間が平等になることが必要であるかといふに、決してさうではない。否全然平等になることは不可能だから諦めるとしても、せめて一歩でも平等に近づかせることが必要であるかといふに、それも決して必要でないのは勿論、却つて甚だ有害である。

元來、社會の進歩は社會の中の各個人の差別が豊富になつて行くと共に全體の統一が完全になつて行くことによつて出来るのである。太古遊牧の民は各個人の間の差別が貧弱で全體の統一も亦不完全であつたが、次第に各個人の差別が多くなつて、各人の才能や境遇の如何によつて種々の分業が行はれ、階級も分れて來たが、其の分業や階級が益々分化して來ると共に、其の間に組織が立つて統一が完全に行はれるやうになり、遂に今日の文明にまで進化したのである。故に今更平等を目的とするのは過去の野蠻時代に返らうと試みるもので、進化ではなく退化である。社會の進歩を望むならば社會

の各員をして出来るだけ差別相を發揮させ、差別ある人格を養成して、それが社會的に統一されるやうに指導せねばならぬ。即ち人間は本來差別相を具へた存在であるから、其の本來の差別相を助成して益々其の差別相を豊富ならしめる事が結局人間の幸福を齎すのである。之に反して出来るだけ平等ならしめようとするのは、人間本來の性質を破壊するもので、之を極端に實現する時は即ち世界人類の破滅を來すの外はないのである。古い例だが希臘の昔話に何某といふ盜賊が居て、旅人を捕へて來ては備付けの寢臺に横たへる、そして若し其の旅人の身長が寢臺よりも短かい時には頭と足を執つて無理に引伸ばして寢臺の長さに一致させる、もし身長が寢臺に餘つた時には餘つただけを斬り落したといふ事だが、教育にしても同様であつて、強ひて平等を目的とする時は此の方法が最も手取早いので、一も二もなく人間を打ち殺して了ふのである。現代の教育は多量に此の趣を有して居るので、此の話は恰も現代教育を諷刺する爲めに豫め用意された話のやうである。吾人の主張宣傳しつゝある「差別善」の思想からすれば、かゝる平等迷信には絶対に反對するものである。

第三十八章 教育の目的

吾人の主張する差別善の原理から教育の意義を定めるならば、教育とは心身の差別相の豊富に發達した成人が未だ差別相の貧弱なる兒童青年を指導して彼れ自身の差別相を豊富ならしめ、進んで社會の差別相を増進する事に貢献し得るに到らしめる働きである。

教育の目的として社會の進歩發達に貢献し得る人格を養成すべしとする點は他の教育説と異ならぬ、又其の社會に貢献し得る人格は健康、強固にして堪能なる肉體を有し、健全にして調和的に發達した十分に統一ある精神を有せねばならぬと考へる事も亦現時の教育説と一致する。併し其の肉體といひ精神といひ、萬人平等に作り上げる事を目的とすべきものでもなく、縱令それを目的としても決して實現の出来るものでなく、萬人は萬様の差別相を有すべきもので、それでなければ個人の幸福も社會の發達も期し得べきものでないとふ點に於て、吾人の主張の特色は存するのである。そこで吾人の主張は當然の結果として個性を重んずることになる。現時の教育思想界にも個性を尊重すべき事が唱道されて居り、又創作を重んずる思想も行はれて居る。併し個性と創作とを重んずるならば、それは必然に平等思想に反對して差別善の思想を以て根柢としなければならぬ筈である。然るに世の個性

主義創作主義を唱道する人が、敢て平等思想に反対を試みるでもなく、恰もそれと調和し得るものゝ如く考へ、しかも平等思想の著しい代表者たるデモクラチックの思潮とさへ一致するものゝ如く考へて居るらしく見えるのは吾人の怪訝に堪へぬ所である。一面では平等に加擔しながら一面では個性の差別相を發揮せよと主張するのは其れ自身が既に矛盾を含んで居ると云はねばならぬ。斯様な矛盾説は徹底する事は出来ない。随つて今日如何に個性創作の主義が唱へられても教育の制度も方法も一向に革新せられないのである。今日個性を重んじ創作或は創造を尊び、自由教育、自動教育等の主張を立てる人は須らく吾人の主張する差別善の思想の眞理を認め平等主義に反旗を翻すべきである。吾人は差別善の原理から演繹的に個性創作自動等の思想に下つて來たものであるが、今日の教育思想家は其の末端たる個性創作自動等の點のみを捉へて其の根本原理たる差別善には未だ思ひ到らないのであらう。苟も根本原理を逸した思想は決して徹底する事は出来ないのである。併し此の邊の議論は後日に譲つて、今は本論を進めねばならぬ。

さて差別善の立場から見るとは、教育とは教師が生徒に教授して教師と同様の智識技藝を修得させ、教師同様の人格を有するに到らしめることを目的とするものでない。もし教師を標準として多数の生徒をそれと同様ならしめようとするならばそれは平等化を行ふもので差別善の精神とは正反對である。

ある。昔は師の學說に異論を唱へる弟子を破門するやうな習慣もあつたが、さういふ時代には學問の進歩を望むことは出来ない。今日ではそれ程極端ではないけれども、矢張り教師の講義を暗記させて試験をするといふ方法は廣く行はれて居る。差別主義の教育はあらゆる平等化に反對するので、教師を標準とするのでなく、眞理を標準として生徒自身をして自ら眞理を發見し得る力を養成し、自分の義務と權利とを自ら悟つて進んで實行し得る力を養成しようとするのである。換言すれば自己の差別相を豊富にし明瞭にする事を努め、且つ自ら進んで社會の差別相増進に努力する人格を養ふことを目的とするのである。之れが教育目的の客觀的側面である。

而して上述の如き自己并に社會の差別増進に自ら進んで努力せんとする人格を養成するには、斯の如き努力を起さしめる原動力は何であるかを考へねばならぬ。其の原動力が何であるかを知つたならば、教育の實體たる兒童學生をして其の原動力を養はしめる事を教育の目標とする事が最も要を得た方法である。而して其の原動力として吾人の提示するのは實に興味といふ精神作用である。

興味については前章に詳述したから、こゝには略するが、之れが即ち教育目的の主觀的側面である。此の主觀的目的が先づ實現せられたならば客觀的目的は自ら實現される。故に教育は兒童の興味を養成することに力を注ぐべきである。

第二十九章 平等觀に基づく教育方法の誤

教育の方法を分つて、古くは體育、智育、徳育とし、近くは養護、教授、訓育として居る。分類の立場が異なつて居るから精密には一致しないけれども、大體から見れば養護は體育に當り教授は智育に當り訓育は徳育に當るのである。而して教授と訓育とは主として心を教育する事であり、養護は身體の教育であるから、教育方法を二大別して體育心育の二つとし、更に心育を分つて教授と訓育との二つとするのが最も合理的である。元來あらゆる存在は皆相對關係で成立するものであるから、分類は必ず偶數にすべきものである。

其の心育と體育との關係に就て現代の見解は甚だ誤つて居る。今日では心身の二者を平等なものと考え、何れを上位とも下位とも定めず、たゞ兩者には互に密接の關係があると云ふに過ぎず、兩者を對等の者として、何れにも偏せずして併行することを期して居る。そこで教育上、心を以て身體を支配させようともせず、身體を以て心を支配させようともせず、或時は體育を行ひ、或時は心育を行ひ兩者間に統一が行はれて居ないのである。此頃新聞紙上を賑はす運動界のチャムピオンが、多くは學問の方では優等でなく、中には幾年も落第を續けて居る者もある位に、體育と心育とは相反對するが

如き觀をさへを呈して居る。

體育と心育には上位下位の差別あり

差別善の原理から見れば、體育心育の二つは相對的のものであつて、既に相對である以上は差別があり、差別がある以上は何れか一つが上位で、他の一つが下位でなければならぬ。而して上位下位は何によつて定まるかと云ふに、之れは差別善の第三則に依つて差別相の豊富なものを以て上位とし、然らざるものを下位とせねばならぬ。然らば心と身體とは何れが差別相に富んで居るか、人間の身體はあらゆる物體中に於て最も微妙極まるもので、其の差別の豊富なことは正に物體中の第一位にあるけれども、之を心の作用の一層豊富な差別相に比較すれば下位に置かねばならぬ。心の差別相は所謂、之を放てば六合に瀰り之を収むれば密に藏るゝもので、其の作用の範圍の廣大にして變化の靈妙なるは到底身體の類ではないのである。故に哲學上でも中世以前には唯心論が殆ど全勢力を占めて居たが、近世自然科學の勃興に伴つて唯物論が高潮せられ今日に至つては物心兩者を同列に立たせた常識的二元論が一般に最も廣く行はれて居るやうである。そこで教育の方法を定める爲めに基礎となす理論に於ても、心身相關の理から推して、兩面から教育して健全な人格を作らうするが如き、差別

不明の状態に陥つたのである。

「健康なる精神は健康なる身體に宿る」と云ふ古い希臘の諺が今日猶ほ有力なものと考へられて居るのは一般に唯物思想の浸潤して居る證據であつて、身體を重んじて精神作用を其の從屬者と見做す所の未開時代の思想に一致するものである。吾人の主張する差別善の立場から見れば此の思想は全然轉倒せねばならぬ。即ち「健康なる身體は健康なる精神に屬す」と謂はねばならぬ。隨て教育方法に於ても、身體を以て精神の基礎となし、或は心身兩者を以て平等なるものとする思想は全然打破されねばならぬ。

心は主にして身體は從なり

心は人格の主であつて、身體を支配して種々の活動を爲さしめるのみならず、身體を弱くすることも強くする事も、生かすことも殺すことも出来るのである。その反對に身體が精神を支配することの出来ないのは、僕婢が主人を支配し得ないのと同様である。近代の教育では主人と僕婢とを平等又は僕婢が上位であるかの如く考へて居たので、身體に對する精神の支配力を養成する事には努めず、却つて精神をして身體に屈從せしめる方法を獎勵して居た。實に近頃の養護又は體育の方法は殆んど皆

此の位置轉倒の思想に基いて居るのである。將來の教育は宜しく此の顛倒を訂正して、心を主とし、上位とし、身體を從とし下位とするの差別を明瞭に立て、常に心をして身體を支配せしめ、身體をして精神に服從せしめるやうに養成せねばならぬ。其の一例を擧ぐれば、外界の寒暑の變動に對しても直ちに衣服や暖爐や扇風器や氷などに依頼するが如きは、精神をして物質に服從せしめる方法であるから、之を正しく直して、強い心を以て身體に命令し、寒暑の襲撃に對抗せしめる方針に改めねばならぬ。又、身體に少しの變調があれば直ちに藥劑の力に依頼するが如きも其の一例で、全く心の力を認めずして全然物質の下位に立たしめるものである。進んで心の力を大に發揮して身體の病氣の如きも決して生じないやうに、身體をして絶對に心の命令に服從させるやうに養成せねばならぬ。若し誤つて身體の病氣が生じた場合にも、心の力を以て其の病氣に打ち勝ち得るやうに、心力を確實に養成して置かねばならぬ。

心力が身體を支配し得る實例は催眠状態に於ては著しく現はれるもので、催眠中に負傷した暗示を與ふれば健康體にも忽ちにして負傷を生じ、治癒の暗示を與ふる時は病氣も次第に癒えるので、催眠治療は施術者の技術次第で相當に効果を收めて居るが、此の原理は催眠状態に限らず普通覺醒の時に現はれるのである。嘗て西洋で或る母親が幼兒を抱いて窓に倚りかゝつて居た時、偶然にも階上の

窓硝子が壊れて其の破片が幼児の腕に落ちて来たので、其の瞬間に母親は非常に驚いて、自分の腕にも幼児以上の痛みを感じたが、あとで見ると自分の腕にも負傷した幼児の腕と同じ部分が腫上つて居たと云ふ話があるが、之に近い例は吾々の日常生活の間にも見出すことが出来る。近來唱へられる精神療法の中には、催眠によらず、靜坐して精神を身體中の病患のある部分に集注して、下腹部に力を入れて呼吸して居れば自然に治癒すると云ふのがある。之れは下腹部に集まつて居る血液を患部へ送つて、其の部分に血液を多量に供給する故であるとの生理的説明も出来るので二木博士の腹式呼吸の理論とも關係があるやうだが、其の説明の仕方は何れにもせよ、心力が能く身體を支配する事が出来ると言ふ事は正確と見て宜しい。現に、醫師の珍斷によればどうしても回復の出来る筈が無いと言はれる病人でも、本人の心力によつて十分恢復した場合もあつて、普通の状態に於ても強い心力が病氣に打ち勝つ實例は決して乏しくないのであるが、たゞ其の心力の強さの程度によつて、其の効力にも相違のあるのは免れないのである。教育上にも此の原理を應用して、心力を強くして身體を支配せしめる力を養成する事が必要である。

併し乍ら多年執り來たつた方針を一朝にして全然變更することは、之れ亦差別善の第一則に照して、差別相の密度を缺くことになるから、如上の方針を以て漸次現在の教育法を改めて行く事が、現

時の教育の要務である。是等の詳論は他日の機會に譲り、茲には心身を平等に見る事、又は身體を上位とする思想の誤謬を指摘し、心身上下の差別を明瞭にすべき旨を一言するに止める。

第四十章 差別善による訓育

教育の目的が興味養成にある事は一應説明したのであるが、更に進んで興味と自由との関係を考察する時は、其處に又教育方法上の新しい意義を發見するのである。

興味と自由との関係を考へるには先づ自由の意義から定めねばならぬが、自由といふ言葉も色々の意味に用ゐられて、近頃は自由教育といふ教育主義さへ主張されて居る程であるから、一概は定め難いけれども、自由の本來の意義は欲するまゝにするまゝにするといふ意味であることは恐らく異論がないであらう。自分の精神でも身體でも思ふやうに働かせて、外界の事物をも欲するまゝに支配することが出来れば、それは完全なる自由と言つてよいのである。哲學的に言へば主觀が客觀を支配するとも言ふべく、主觀を我とし客觀を外界とすれば我が外界を支配する事を自由といふと定義してもよい。然るに我なるものが如何に有力であるとしても、外界を思ふまゝに支配することは、少くとも此の存在界に於ては不可能であるから、純然たる靈界に歸した後の事は暫く問はず、苟も生きて此の世に存在して居る間は絶対自由には到達出来ない事は明らかである。随つて吾人が通俗に呼んで自由と稱するは總て不完全なる相對的自由である事は認めねばならぬ。即ち不自由が幾分か減少した場合に

比較的自由を得るだけである。

然らば其の比較的の自由が如何にし得られるかといふ手順を考へて見ると吾々は決して思ふまゝに外界を動かす得るものでないことがわかる。例へば一個の石を動かすにしても、重力の法則を無視することは出来ないから、其の重さと自分の腕の力とを比較し、もし腕力で足りない場合には槓杆などの助けを借らねばならず、腕力で足る場合でも、自分で石を動かすだけの努力をしなければ決して石は動かない。自分の加へる力と石の重さとの關係が自然の法則に適つた時に至つて始めて石は動くのである。即ち外界の法則に完全に服従するのなければ外界の石一だに動かす事を得ないのである。此の理を推して行けば吾々日常の一擧手一投足も毫厘も外界の法則に違ふ事は出来ない譯であるから、吾々人間は頗る不自由なものといはねばならぬ。もし此の不自由を厭うて、外界の法則に向つて一々相談する事を面倒なりとして手数を省き、自分の考へで押し通さうとすれば忽ちに自然の制裁をうけねばならぬ。否十分に注意して法則を遵奉する積りで居つてさへ、其の手續に一分一厘の誤りがあつても外界は決して容赦しないのである。古語に「最もよく自然に服従する者は最もよく自然を支配する者なり」とあるが、之を云ひ換へれば、最もよく不自由をなすものが最も多くの自由を得るものであるといふ事になる。

此の關係は獨り自然界のみならず人事界に於ても亦此の通りであつて、「人を使へば使はれる」といふ諺の如く、他人を支配するには先づ他人の心理や健康状態などを見抜いて、それに相當の利益を與へた上で初めて自分の用事を命することが出来るのである。若し人の上位に立つて多數の人を支配しようとするならば、其の配下の人の個人心理團體心理を知つて其の法則に順應しなければならぬ。そこで高い地位に居る人は一見すれば頗る自由なやうであるが其の自由は決して無條件に賦與せられるのではなく、其の半面に頗る大なる不自由を耐へて居るのである。故に一國の運命を双肩に擔ふやうな重大な責任地位にある人には、個人としての自由は殆んど無いと云つてよい。一國を動かす力があるといふのは、即ち一國の國民心理に服従する力があるといふ意義に外ならぬのである。

以上の如く、吾人の自由は全く不自由の道程を経なければ得られないものである。然るに、今日自由を唱へる人々は、多くは此の道程たる不自由の價値を認めずして、吾々の世界に於て到底實現の出來ないの所絶對自由を直ちに獲得しようとするのである。そこで多數の者は、自分の義務を盡すことを忘れて權利のみを主張し、自分の責任は頗る之を輕んじて他人の責任ばかりを責めるといふ悪い風潮に陥るのである。斯様な意味に於て自由を要求するならば、社會は忽ち混亂に陥り、世道人心は全く標準を失つて終に救済し得ざるに到る事は勿論である、此の點は今日の教育が最も力を注いで矯正

せねばならぬ所である。

轉じて自由と興味との關係を考へるに、前章既に述べた通り、興味は餘りに容易に出来る事に對しては起らないもので、相當に努力を要する事に對して生ずるものであるが、其の努力といふのは即ち自由を得んが爲めに不自由の道程を経る事である。既に或る事に就て不自由の道程を経て比較的自由を獲得してしまへば最早其の事には興味が無くなつて、更に新しい不自由の道程を求めてそれに興味を感じるやうになる。故に興味は獲得した自由に伴ふものでなく却つて其の道程たる不自由に伴ふものである、これは前章と對照して貰へばよく意味が通ずるであらうと思ふ。

故に吾人は、世人の自由を唱道するに對して不自由を唱道し、又世人が安價なる快樂を求めんとするに對して不自由即興味を高唱するのである。

教育の方法の中で教授に於ては不自由の道程によらざれば自由は得られないことを明らかに知らしめ、訓育に於ては不自由を経て自由を得ることを實踐せしめるのが夫々の主とすべき事である。反復鍛鍊の方法によつて、幾度となく同様の不自由を繰り返せば初めには大なる努力を要したる事も、終には無意識になし得るに至る。斯くして善い習慣を數多く積み成さしめる事が訓育の仕事である。教授の事は世人が既に多く説き來つたのであるが、訓育の側面は亦教授よりも一層重きを爲すもので、

此の側面に誤りがあつては教授も何の効なきのみならず、却つて有害の結果を生ずるのである。訓育に於ては上述の意味によつて不自由善、不自由即興味なることを反復實行によつて體得せしめ、以て現今の惡風潮たる放縱輕薄不規律懶惰の傾向を一掃し、着實に不自由を積んで大成する所の眞面目なる美風を養成する事に極力盡瘁すべきである。此の爲めに、

（一）自由の範圍を制限する事。自由の範圍を制限する事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の範圍を制限する事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の範圍を制限する事は、自由の眞實なる養成に必要である。

（二）自由の程度を制限する事。自由の程度を制限する事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の程度を制限する事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の程度を制限する事は、自由の眞實なる養成に必要である。

（三）自由の時間的制限を設ける事。自由の時間的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の時間的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の時間的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。

（四）自由の場所的制限を設ける事。自由の場所的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の場所的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の場所的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。

（五）自由の内容的制限を設ける事。自由の内容的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の内容的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。自由の内容的制限を設ける事は、自由の眞實なる養成に必要である。

第四十一章 試験制度を全廢せよ

以上の所説に基いて現時の教育を批判すれば、總ての點に改造を要する事になるが、先づ今日の試験制度に就て特に研究を進めて見たい。最も肝要な問題は試験は果して學問に對する興味を養成し得るか否かである、試験を受けんが爲に所謂試験勉強をする者は何を目的として居るかといふに、それは例へば落第の恥辱を免れたい、上級學校へ入學したい、席次を上げたい、優等生の名譽を得たい、合格して何々の資格が得たい、そして何々の職業を得たい等の如きもので、何れも學問に對する興味以外のもので、學問はたゞ一時の方便に過ぎないのである、そこで眞理を探究するとか、根柢的に學力をつけるとか云ふことは初めから念頭に無く、理解してもしなくても兎に角試験の間に合せるために頭へ詰め込んで置かうとする。試験教育は一面壓制教育である。統一の無い混雜した知識が腦中に雜居して非常な重い荷物になつて居るから、學問の興味を起さずして却つて學問の厭ふべきことを感ずる。即ち、斯様な學問は心内の差別相を増進するの效能が無いから興味が起らないのである。尤も一時的にもてよ多くの事を詰め込まれるのだから、差別相が増進するやうに思ふ人もあらうが、さういふ無統一の知識は不消化の食物と同様で、却つて害にこそなれ、益は無いのである。その確證とし

て、斯様な試験勉強をする者は、學校を卒業するか或は或る資格を得るかすれば直ちに學問を放棄して仕舞つて、進んで研究する興味もなく、是迄に覺えた雜然たる知識(?)は忽ちに忘却されて、折角一時増進したかの如く見えたる差別相も忽ち減退するのである。此の事は世間の實際が明瞭に證明して居るので、文官試験に合格すれば政治法律の學問は止めて只管游泳術の研究に没頭する。醫師の資格を得れば醫學はそれ迄として金儲けの方に熱中する。教員試験に合格すれば最早新知識を求めると興味を失つて數年ならずして老朽する。かういふわけだから我が國では學校を卒業したばかりのポヤボヤが最新知識の所有者で、それから年を経るに従つて知識も舊くなつて仕舞ふ。若し眞に學問研究の興味が養成されて居たならば、學校卒業後も絶えず研究を持續するから、一年でも舊い方がそれだけ知識も進んで居る筈であるが、實際は右の通りに其の反對の現象を呈して居る。

試験は斯の如く學問に對する興味を養成し得ないのみならず、却つて之を減殺するもので、學問にとつての一大妨害物である。加之、試験勉強といふ無理な努力の爲に身體の健康が害せられ、それと同時に天稟の才能が減退して發明發見等の天才は失はれて仕舞ふ。其の弊害は實に多大であつて、我が國民は之によつて心身兩面の差別相を減殺されて居るのである。しかも今日の學校は、隨分多額の費用と勞力とを費して斯かる有害な教育を行つて居るのである。之を國家の立場から見れば、態々經

費を投じて人格の差別相を減退させて居るのだから、物質經濟の上と人物經濟の上と二重の損失を來たして居るのである。斯くても猶ほ試験制度を固執せねばならぬ理由は何處にあるであらうか。斯の如き弊害をも忍んで試験を行つて人格を平等に揃へねばならぬと主張するならば平等思想の害毒を蒙つて相率ゐて破滅に赴くより外に途は無いのである。吾人は一日も早く學校教育から試験なるものを全然驅逐したいのである。

然らば進級及び卒業は如何にして認定すべきかといふに、幼年の小學生に對しては教師が試験を用ゐずして認定すればよい。平素の課業の際に各生徒の進度を認めることは試験によらずとも出来る筈である。年齢の長ずるに隨つて教師の認定と各生徒自身の自覺とによつて定めるがよい。猶ほ高等の學生になれば、教師の手を煩はす迄もなく學生自身が知り得る筈である。現今の如く總て試験によつて最後の決定をなすが故に、學問に對する眞の興味が生ぜず、隨つて卒業の如きも學生自身には判斷が出来ないけれども、全然試験を廢して、眞に學問そのものに對する興味が湧いて來たならば最早生徒自身の自覺に任せてよいのである。現在のやうに多數の學科目を設けて何れも何十點以上でなければならぬといふやうな規定をする必要はないから、大體の研究程度を示して置けば、それが出來たか否か位は學生自身に判斷が出来る。

そして、小學校を卒業したものは總て中等程度の學校に進む事が出来、中等程度の學校を終つたものは總て高等學校又は大學程度の學校へ入學が出来る事にして、其の間に一切入學試験を行はず、修業年限も標準だけは示すもよいが劃一に規定する必要はない。

そこで直ちに起つて来る實際問題は、中等程度並に高等程度の學校が不足して、收容人員に限りがあるのに、志望者は年々收容人員に超過するから、是非とも選抜試験によつて入學を制限せねばならぬといふ主張である、元來、學校不足といふが如きは國家の一大缺點で、志望者があつても學ぶ場所を與へないといふのは國政に當る者の大失敗であり、隨つて國民の大恥辱である。學校は何時でも志望者を歓迎し得るやうに十分に設けてなければならぬ、其の方法を講ぜずして、學校が少いから入學試験で制限するといふが如きは文明國にあるまじき残忍なる處置である。もし國家及び地方の財力が乏しいならば、其の財力に堪へ得る程度に於て設催する方法を立てる事も出来るであらう。然るに今日では、中等校は斯くくでなければならぬといふ條件を設けて、縱令私立でも其の條件に適はなければ中學校とは認めない事になつて居る。さうして其の標準に適つた學校を設けるだけの資力があるかといへば、それは無いのだ。即ち國家は自國の財力の及ばない所の標準を自ら立て、求めて學校不足の缺陷を作つて居るのである。形式を尊び劃一を重んずる平等思想の弊害は此の點にも亦明から

に表はれて居る。吾人は差別善の立場からして、形式よりも實質を重んじ、劃一を打破して各自に特色を有せしむる事を尊ぶが故に、此の現状を坐視するに忍びず、我が國の財力に適する範圍に於て、教育の場所を十分に増設する方案を提出せんとするのである。吾人の方案によつて教育の場所が十分に備はることになれば、最早試験存置の理由は一つも發見し得ない事になるのである。

四十三章 教育の平等と差別

四十二章 研究所組織を提議す

以上現代の教育が目的に於ても方法に於ても平等思想に累せられて居ることを述べ、我が差別善の立場より見る時は教育の目的は興味を養ふにあること竝に差別善に基づく訓育法を提唱し、次に現代教育の弊害の一例として試験制度を擧げて其の全廢を主張したのであるが、試験は僅かに一例を擧げたもので、現代教育から平等思想に基づく弊害を除かうとするならば、教育方法全體の上に差別的取扱を徹底させねばならぬから、實に根本的改造を要するのである。

今日では教育を施す場所は學校で無ければならぬと考へられて居るが、一度平等思想を去つて興味目的に考へる時は忽ち其の非なるを悟るのである、學校を設け學級を設け修業年限を一定し、教科書を一定して一人の教師が多數の生徒に同様に教授するのは即ち平等化するもので、直に學生の興味を養成する所ではない。興味が出来ないから止むを得ず試験を以て威かすのであるが、威かしたとて勿論興味が湧くわけではない。之は徹底的に差別的取扱を爲し、以て眞の興味を養成することにせねばならぬ。

そこで吾人は中等程度及びそれ以上の學校を全廢して之に代ふるに研究所を以てせんことを提唱す

るのである。研究所には圖書館と實驗室とがあつて、必要な書籍と器械とが備付けてある。そこに少數の指導者があつて各科の研究方法を示し且つ生徒の質問に答へ、研究の相手となるのである。入學にも卒業にも試験を爲さず、修業年限も一定しない。三年五年乃至七八年在學する者もあらう、要するに其の研究所の書籍器械等が學生の研究に差支へるやうになるまで居ればよいので、入學と卒業は生徒個人個人の能力進歩の程度によるのである。

唯、小學校時代の兒童はまだ個人性が發達して居ない即ち差別性に富んで居ないので、學級を分ち教科書を一定する等の比較的平等な取扱をしても大した差支が起らないのみならず、一面から見れば斯かる取扱が此の年齢の兒童の進化(差別相)の程度に合するものである。故に小學校の初年級は比較的に差別の少い教育を施し、上級に進むに隨つて漸次差別的取扱を多くし、中學校程度に達すれば前述の如く全く差別的に研究せしめる方針にするがよい。

此の新しい研究所案に就ては恐らく種々の質問や批難があるであらうし、吾人も述べたい事が多くあるけれども、此の方案の詳細な點并に此の方案によつて行ふべき教育方法を逐一記述するのは一朝一夕の業でないから、茲には僅かに一端を提出するに止めたいのである。

此の新方案には少くも二つの大なる利益がある。其の一は學生をして眞の興味を體得せしめ得るこ

とて其の二は教育を普及せしめ得る事である。第一に此の方案によれば、學生は各人の個性(即ち差別相)に最も適合した學科を選んで學ぶ事が出来る、個性に最も適した學科を學ぶ時は興味は必ず之に伴つて生ずる事は論ずるまでもあるまい。又其の學習の方法及び進歩の程度の如きは丁度學生各人の性質に適つたやうにする事が出来る。従來のやうに理解が出来なくても練習が不足でも、定期の試験には是非とも應じなければならぬといふやうな無理が無くてすむから、十分に理解し咀嚼し、工夫し應用して、確實に一步一步と進むことが出来る。況して試験勉強の爲めに心の作用や神経の機能を害することがなく、頭腦の記憶力以上に多くの知識を詰め込んで置く必要も無いから、頭腦は常に健全で、彼れ自身の差別相を最もよく發揮し得る状態にあるから、發明發見乃至工夫創作の能力の如きは著しく發達して、學生社會から嶄新有益な發明を産出することも亦珍らしくない有様となるであらう。さうなれば研究所の名に背かず、初歩は初歩なりに眞の研究的態度を以て學ぶ事が出来る。或は、斯様にすれば怠惰な學生は遊んでばかり居るであらういふ批難があるかも知れないが、それは既に小學校で興味の端緒を開かれて居る事であり、且の日々自己の興味によつて研究するのであるから、彼の試験又は教師の叱責等の興味以外の事によつて鞭にされる場合は全く異なつた状態を呈するのであらう。随つて興味を重んじなかつた時代

の學校教育とは勿論同日の談でないのである。一方又學問に興味が出ずして怠る様なものには學問させる必要がない。左様のものは學問を止めてドシ／＼實務に就くを可とする。

第二に、教育を普及せしめ得る事の便利は非常に大きいものである。現今は中學でも大學でも教授時間が一定して居つて、其の時間内(例へば午前八時から午後二時迄といふやうな)に出席しなければ教育を受ける事が出来ないけれども、研究所では左様な拘子定規は用ゐない。晝夜何れの時間でも自分の都合の良い時に出席して研究すればよい。午前に来る學生もあり午後に来る學生もあり、夜間に来る學生もあり、或は深更或は早朝でも、學生各自の差別相に適した時間に来ればよい。斯様にすれば現在中等學校に入學し得ない者も大多數入學し得る事になり、又現在では僅かに資本階級の子弟のみが入學する大學などでも、無産者でも労働者でも入學が出来る事になつて、教育の普及力は驚くべきものとなるであらう。

教育の普及力と聯關して、研究所の經費と現今の學校の經費とは何れが多くを要するかといふに、現在の學校の經費には一定の額が凡そ定まつて居つて、その定額より少くは學校を置くことが出来ないけれども、研究所の經費に玉つては伸縮自在である。例へば研究所の指導者の如きは、多數なるだけ宜しいけれども、少數でも出来ないことはない。現在では三學級二教員でさへも教育が出来ない

開催す。演説會講演會等である、是等は何れも社會教育の方法としては當を得たものであるが、其の講演又は演説によつて宣傳する所の思想そのものに統一が無いのは頗る遺憾なことである。官選講師の多くが今日の自由平等の思想に反對しようと試みるのは宜しいけれども、悲しいかな其の反對の理由に哲學的根據を持たないために偏狹だとか舊弊だとか云つて聴衆に笑はれる。また勞働争闘を戒めようとしても、同じく統一した哲學から出發しないために、徒らに勞働者の反目を受けて資本家の走狗だと罵られる。民間に人氣のある辯士は、官意に迎合しない代りに俗見に迎合して、盛んに自由平等自由變愛等の流行語を連發して聴衆の喝采を買ふことに努める有様である。何れにしても其の思想に統一が無いために、眞の意味に於ける社會の指導者となることが出來ず、随つて効果を奏することも出來ない。止むを得ずして浪花節や活動寫眞の力を借りて聴衆を集めようとするに至つては寧ろ氣の毒である。尤も浪花節や活動寫眞や其の他演藝講談類を社會教育に利用するのは宜いけれども、却つてそれに利用されて主客其の位置を轉倒するに至つては即ち差別相を没却するもので頗る醜である。それと云ふも指導者の思想内容が一貫した原理を以て統一されないからである。然らば如何なる原理を以て統一すべきかと云はゞ、それは勿論差別善の原理を以て中心とすべきである。差別善の原理を以て總てを明快に解決するならば、民力涵養講演會の如き大規模を以て行ふ以上は必ずや多大の

効果を擧げるに相違ない。然らずして思想にも統一がなく態度も曖昧であつて、或時は平等善を説くが如く、或時はそれに反對するが如く、唯眼前を都合よく言ひ廻して置かうと云ふやうな煮え切らないやり方では、百回の説法も、全く説法しないよりも悪い結果を生じて來る。此の點は今日の講演會の主催者及び講演者に對して深い反省を望まざるを得ないのである。

社會教育に關係ある各種の社會的施設

次に寄席、劇場、活動寫眞館等の娛樂機關や、博物館、美術館、博覽會展覽會等の施設、及び新聞紙、雜誌、書籍等は、何れも社會教育に直接間接の影響を有するもので、總て社會教育の立場から改造されねばなぬものであり、又、料理店、旅館等の風紀に關する營業に對しては教育の立場から批判改造の鋒を向けねばならぬのであるが、是等の總てを論ずることは餘りに長篇となる處があるから以上の中、最も影響の廣大なる新聞紙に就ての意見を述べるに止めたい。

新聞紙と社會教育

新聞紙は「社會の木鐸」と稱せられたこともあつて、自ら社會の指導者を以て任じて居た時代もあ

るが、今日の新聞紙は社會教育の機關として作られて居るものではない。今日では政黨の機關たる性質も多少持つては居るが、それは甚だ少量に止まつて、寧ろ一個の商品たる性質を多量に有して居る。既に商品たる以上は成るべく多數に賣らねばならぬ、多數に賣るには人氣に投じなければならぬ、此の原則で行くから、社會に與へる影響の善悪は強ひて顧慮しないことになる。世界の出來事を機敏に報道し、百般の新知識を傳へることは賣る上にも頗る必要だから各新聞共に競うて之に努めなければども、新聞紙はそれだけでは他の同業との競争に勝てない、其の上に面白く讀まれねばならぬ。大多數の人に面白く讀ませるには俗氣に投じた讀物を載せねばならぬ。そこで曲筆もする潤飾もする。其の他あらゆる手段を盡して俗物を喜ばせようとする。善行美事を探知して特筆大書するよりも、醜惡破倫な事實を大袈裟に書いた方が刺戟が強くて俗物が喜ぶから、白蓮のやうな莫連女の三文の値もない行動を特別大活字に寫眞入で書き立てたり、妻子ある身で他の女と情死した哲學者（？）の手記（勿論悪いものにきまつて居る）を連日に亘つて掲載したり、強盜強姦詐偽喧嘩などを、得たり賢しと、さも歡迎するかのやうに大書し、或は故らに家庭の秘密を杆いて個人の面を踏み潰したり、或は事實不明のことを確實らしく傳へて當人を社會的に殺して仕舞ふことさへある。之れが果して社會の木鐸であらうか、否々一個の商品に過ぎない、有益にして、しかも有害なる商品である。無くてはならぬ

いものだが、有つても困るものであつて、所謂功過相半するものである。

國立新聞紙設置の提唱

新聞紙は實に社會生活のために必須缺くべからざるもので單に新しい出來事を知り日新の知識を得るといふ點だけでも必要な機關であるが、それが眞に社會指導の任務を盡すことは更に一層肝要なことである。然るに今日の新聞紙は半面に於て上述の如き弊害を有すとすれば、其の弊害を全く除去して其必須にして有益な方面のみを大に伸張せしめる必要がある。而して以上の弊害を除去するには少くとも次の條件を充さねばならぬ。（消極的條件）

- 一 商品たる性質を去り、賣れる賣れぬといふ問題を念頭に置かずして編纂し得ること。
- 二 政黨、團體、階級又は個人の機關とならないこと。
- 三 經濟的基礎の鞏固なること。

此の三條件を充すには、今日の如き私人の經營では出來ない。今日の新聞紙が存在するのは暫く止むを得ないとしても、別に國立の新聞紙を興して右の三條件に適せしめて以て有力なる社會教育の機關とすることは、緊急にして重大なる國家の任務である。今日の所では以上の三條件を充すには國立

とするより外に方法はないのである。其の経費としては軍艦一隻の建造費を充てれば十分であらう。而して国立新聞紙は左の條件に適せねばならぬ。(積極的條件)

- 一 差別善の實現を目的として編纂し、人間生活の總ての方面の指導に當るべきこと。
- 二 總長以下編纂擔任者には、社會各方面の優秀なる人物を網羅し、其の職權は時々の政府の方針より獨立すべきこと。
- 三 少くとも選舉有權者には悉く之を讀ましめる方法を採ること。

如上の計畫を實現して、常に國民の思想を統一すると共に思想上の差別を明瞭豊富ならしめて置けば、世界に於ける思想の亂れも恐るゝに足らず、又如何なる經濟的變動が起らうとも驚くに足らず、我が國は世界の變動以上なる宇宙の大勢に基いた國是に従つて萬國に卓絶した國家を經營することが出来る。而して此の社會教育と相俟つて學校及び研究所に於ける教育も其の効果を完成することが出来るのである。

今や世界的變動の機に際して我が國家も亦難局に立つて居ることが唱道されて、互に相戒めて居る傾向のあるのは悦ぶべき事であるが、其の難局を切り開く根本的方法是教育にあるので、今日の學校教育を改造することゝ、社會教育の最も有力なる方法として国立新聞紙を設ける事とは急務中の急務

なるものである。吾人は政府當局者並に議員諸氏が速かに此の點に覺醒して區々たる物價調節、公設市場の如きに費す勞力と費用とを轉じて此の方面に用ゐられんことを切望に堪へないのである。

第四十四章 思想取締の徹底を要望す

行動を取締るゝ共に思想を取締るべし

従來に於ても我が當局は過激なる行動や言論に對しては取締りを行つて居たけれども、それは極めて過激なる言論や行動を禁示するに止まつて其の源泉を衝いて根元を斷つことにまでは及ばなかつた。換言すれば行動は取締つたけれども、思想は取締らなかつたのである。抑も悪行動の根本は悪思想にあるので、行動は末で思想が本である事は相對關係に基づく差別である、然るに其の末節にのみ嚴格な取締を行つて其の根本思想を放任して置くのは甚だ矛盾した事と云はねばならぬ。現に破壊的行動の原因となるべき悪思想を満載した雑誌や書籍が公刊されても、其の極めて過激なる一部が削除せられるだけに止まつた實例は非常に多い。元來一編の著述又は論文は一文章として統一を有するもので、其の結論が危険であるならば其の序論の中にも既に危険を含んで居ることは勿論である。然るに其の結論の一部が削除せられたのみで序論本論の大部分が掲載されて居たならば、それは毫も取締りの効果の無いもので、寧ろ其の悪思想の宣傳力を助長するものである。斯くの如き部分的な姑息

なことをせず、悪思想として其の全部を取締ることにしなければならぬ。行文の字句の上に直接に危険な分子が現はれて居ないとしても其の背後に流るゝ思想が既に危険を胚胎して居るならば其の思想は即ち悪思想であるから斷然之を取締らなければならぬ。従來の取締は寛大に失すると云ふよりも寧ろ姑息に失したもので、全然悪思想を宣傳するものでも、直接に過激な言語を用ゐることを巧みに避けて悪い結論を暗示するやうなものは、取締を受けずして公然と公刊の新聞雑誌に公表を許されて居た。随つて一般民衆は歸趨する所を知らず、是非善惡の判斷力を失つて仕舞つて社會教育上多大の弊害を流したのである。之と同時に一方には之を憤慨する人士が出て、之れ亦自ら過激な言行を爲す様になり、悪思想に對して法律以上の制裁を加へんとするに至り、遂には甘粕事件の如きを生ずるに至つたのである。

言論は自由なるべきものにあらず

思想取締の任に當る者は、宜しく眼光紙背に透徹して、危険不良の分子を掃蕩することを努めねばならぬ。危険なる行動を禁するならば其の行動の原因となり根柢となる所の危険思想は一層嚴重に禁示しなければならぬ。斯くの如くすれば世人或は言論の自由を束縛すると云つて非難するかも知れな

いが、元來國民の言論は自由なるべきものではない。例へば最も小さい社會である所の家庭に於てさへも、其の平和を保つには家族の各員は言語を自制しなければならぬ。思ふ事や感ずる事を遠慮なく放言する時は忽ちに争論を起し不和を醸して一家の統一は出来なくなる。況して複雑にして廣大なる國家といふ一大社會の平和を維持する爲には、總ての人は言論を慎まねばならぬ事は勿論である、然るに濫りに不謹慎な言論を爲す者がある時は法律によつて之を制裁するのは當然の事である。これだけの不自由を忍ぶことは、國家的生活を爲す者、否荷も人間社會に生活する者の當然の本務である。故に「自由を得んとする者は不自由の道程を経ざるべからず」とは吾人の常に唱道する原則である。

思想批判の最高機關を設けよ

従來は思想を取締らずして行動をのみ取締つたので、言論著作の檢閲の如きも餘り重要視せられて居らず、警視廳や、警察署や内務省の一部などで檢閲されたものであるが、進んで思想の取締を行ふことになれば、一層高等の機關を設け、現代一流の思想家、學者、政治家、教育家、實業家等から適任者を選定して周到詳細に調査研究せしむる事にせねばならぬ。如何なる思想が危険で如何なる思想が有益であるかを鑑別せんには檢閲官其の人の素養が十分でなければならぬ。單に文字語句の未節を

見るだけの識見と權限としか有しないやうな機關では到底思想取締の大任を果し得ないのは當然である。吾人は帝都復興の大事業の中心をなすべき要務として思想取締の最高機關を設置せられんことを要求するものである。都市計畫の事や物資供給の事も必要なる事は勿論であるけれども、此の思想取締の一點を閑却するならば如何なる事業も總て再び破壊せられるのみである。何となれば如何なる計畫も經營も國民そのものが破壊思想を有するならば何の効果もなく、唯再び大破壊の來るを待つの外なき状態となるからである。

思想批判の標準如何

如上の思想取締の最高機關が設置せられたとしても、善良な思想と惡思想とを識別する標準が定まらないならば、其の檢閲は依然として或は姑息或は誤謬に陥るを免れない。實に現今に於て最も困難な問題は思想批判に於ける標準を發見する事である。従來のやうに民衆主義が唱へられても其の是非の批判が出来ず、勞働問題が起つても社會主義が跋扈しても其の是非曲直の判斷が出来ずして無批判のままに公表を許し公開講演に於ても學校教育に於ても、危険思想が講ぜられるが如きは、國家國民の健全なる發展を害する事甚だしいものである。是非善惡には一定の標準或は原理があつて、それに

よつて明快に批判し得る様でなければならぬ。今日に於て思想の取締が行はれないのは實に此の標準の不定である事が一の大なる原因を成して居るであらう。現代の思想家哲學者等は先づ此の標準を見する事が其の任務であらうが、多くは海外の新思想なるものを翻譯紹介することを仕事として、自ら明確な意見を發表して人心の歸趨を指導する者が無いのは誠に痛歎の至りである。

平等思想は惡思想なり

之れ吾人が思想批判の基準たるべき差別善平等惡の原理を高唱する所以である。然るに近來世界の思潮は平等を以て善なりとし、濫りに自由平等の呼聲を高くし、民本主義社會主義無政府主義等差別を徹廢して平等化を行はうとする思想が横流して、我國も亦其の例に洩れず、是非の批判をも加へず平等を善なりと考へる者が多くなつて來た。尤も民本主義の如きは直接に人命や財貨を破壊せよと唱導する者では無いが、苟も平等善の思想に基いた主義である以上は平等化、即ち破壊に向ふ傾向を有するものである。例令現在に於いては平等化の極めて初步を實現する事を唱へるに過ぎずとするも其の理想が一步實現せられた後には更に理想も亦一步を進め、漸次に破壊に向つて進む事を免れないので、結局は大火災同様の點に到達すべきものである。之を危險と認めないわけには行かない。要する

に思想の批判は平等を善とするか差別を善とするかによつて決定すべきである。思想取締機關 現代のあらゆる思想に對して差別を重んずるか平等を重んずるかを鑑別して、差別善平等惡の原則に照破して、惡思想を禁示すべきである。

差別善より見たる我が國體

差別善の原則に照して取締るべき思想は現時に於て頗る多いけれども我が國家にとつて國體に反する思想は其の最も重大なものである。凡そ各個人には個性があり才能の差異があつて、決して萬人平等であり得ないので、それが個人の差別相であるが、それを強ひて平等に取扱はうとする時は却つて各人の生命を破壊する事になる。國家にも夫々の歴史と國體とがあるので夫れが即ち國家の差別相である。然るに其の差別相を徹廢して萬國平等の國體政體に改造しようとするのは、國家の差別を減少せしめ國家を破壊する作用であつて差別善の原則に照して惡である。又國家の内部には複雑多様の差別相があるか我が國は其の差別相の最も豊富な國家である。彼の共和政體の國家には一定の君主が無いらから、我國よりも差別相が簡單であるが、又君主を有する國家であつても、我國の如き萬世一系の皇室を中心とするものはない。君臣の差別の確立して居ない國家では、君民の間に幾分平等性を帯び

て居るけれども、開闢以來君臣の分の明瞭に定まつて居る我が國體は萬國に卓絶したものである。故に等しく立憲君主政體と稱しても我國は特に高等の組織を有してそれだけ堅固なる國家を成して居るのである。斯くの如く差別善の原理から見れば我が國體の最も尊嚴なる所以が明瞭になるが、平等思想に捉はれた者は、此の國體の尊ぶべき意義を理解し得ないのである。斯くの如く國體擁護の點から見ても平等思想は極めて危険であつて嚴に取締らねばならぬ悪思想である。

行動は未節にして思想は根本なり（本末の差別を明かにせよ）

最後に思想と行動との關係を差別善の原理に照して考ふに、思想は無形であつて心的であるが、行動は有形であつて物的である。心物の兩者は相對關係にあるもので、一方が上位で一方が下位でなければならぬ。一は支配者で他は被支配者でなければならぬ。然らば何れが上位で何れが下位であるかといふに、心的のものは差別増進力に於て物的のものに優つて居るから上位を占め、之れに反對的のものとは下位に屬する事は相對關係の原則によつて明らかである。即ち心は物を支配するので、更に換言すれば思想は行動を支配するのである。此の原理によれば、當面の復興事業中の最高位を占むるは思想取締の一事ではければならぬ。然るに其の下位に屬する行動のみを取締つて、其の行動を支

配する思想を取締らないのは甚だしい誤りで恰も主人の命令によつて使用人が惡重を働いた場合に、其の使用人のみを罰して主人の罪を問はないのと同様である、斯くの如き不合理が他にあらうか。此の不合理を敢て怪まずして居たのが即ち從來の平等思想にとらはれた言論取締である。

今や大災害の後を承けて、國民が心的物的に安定を得る迄にはなほ長時日を要するであらう、此の不安にして動搖し易い時に當り、不幸にして平等思想の蔓延を見る時には、遂には大震火以上に恐るべき破壊を見るに至ることは明々白々である。物資供給以上に重要な事業として思想取締を行ふ事は現下焦眉の急務である。單に行動の上のみならず思想にも戒嚴令を要するの時である。一刻を緩くすれば民心安定に一刻の損失がある。

之を今一層具體的に述べれば、平等思想の源泉を絶滅する事である。即ち平等思想の所有者は恰も社會破壊の爆彈所有者と同様であるから、之れが一家にあれば一家から放逐し、之れが一町村にあれば一町村から放逐し、之れが一國にあれば一國から放逐せよといふのである。蓋し現行の法律では僅か一人の人體（社會國家全體に比すれば頗る小なる差別相）を破壊してさへ死刑に處せられるのであるから、此の大なる國家社會を破壊する者に對しては極刑を課すべきは勿論、未だ破壊を實行せざるも既に其の傾向あるものに對しては嚴格なる取締法を設くべきである。

第四十五章 皇室と臣民との差別相

(皇室の民衆化といふことに就て)

世界無比の君臣の差別

皇室と臣民との差別の明瞭にして然かも其の間の關係の親密なること我國の如きは實に世界古今に比類を見ない所である。諸外國に於ては、大統領と稱して人民の選舉による者は云ふに及ばず、然らずして國王又は帝王と號する者と雖も、我が日本の如く君民の差別の嚴然たるものは無い。彼に於ては、臣の間に判然たる差別が無いから、今日は臣下として雌伏して居る者、又は賤しめられて居る者も、一朝風雲に乗じて起つときは明日は忽ち君臣の地位を轉倒するに至るを常例として居る。即ち君も永遠の君にあらず臣も永遠の臣に非ず、換言すれば君臣の間に根本的差別を有つて居ないのである。然るに我が日本に於ては、開闢の初から君臣の分は判然と定まつて居て、臣下として決して君位を望むことは出来ないやうになつて居る。たま／＼此の大道を無視する輩があつたとしても忽ち天誅を蒙つて、皇室の尊嚴は千古に益々重きを加へるのみである。

嚴然たる差別と親密なる關係

斯の如く君臣の差別は極めて判然として居るけれども、君臣の間柄は極めて親密であつて、恰も慈母の赤子に於けるが如き關係である。慈母と赤子とは其の差別は極めて明瞭であつて、如何なる場合にも兩者を混同することはないが、その爲めに兩者の距離が非常に遠いわけではなく、却つて實に親密を極めて居るのである。何故に母子の間柄は然かく親密であるかと云へば、それは實に其の差別が判然として居るからである。兩者は相對的に其の特色を發揮して母は子を愛し子は母を慕ふが故に親密となるのである。其の差別が根本的でない場合、例へば繼母の如きは子供との間に故らに差別を大にせんが爲に障壁を設けるけれども、其の爲に決して親密の度を増加することは無く、却つて其の障壁を設ける事が多ければ多い程、親密の度は減少して、親子の差別を失つて平等に近づいて來るのである。君臣の間柄にしても、諸外國のやうに一時的の差別に過ぎずして永遠の根本的の差別を有しない場合には、臣民に對して特に威威をつくるひ、法を嚴にし刑を重くして人爲的に其の差別を大ならしめることを努めるけれども、斯様な人爲的の障壁は却つて差別を減少して、遂に君臣の位置を平等にして仕舞ふのである。されは我國の如く君臣の差別の明らかな國に於ては古來亂臣賊子あるも天位を

窺つた者は殆ど無いが、他の國々に於ては亂臣賊子と云へば殆ど總てが王位を望む者である。これ我國が永遠に安らかなる所以で、諸外國が永遠に紛亂を續ける所以である。即ち我が國は差別善の立場に立つて居るから、存在の原理に叶つて天壤無窮の存在を完うし得るのである。

差別は豊富にして互に密接すべし

元來、差別善の原則たる差判を豊富明瞭にすると云ふ事は、既に應用篇の初めに於け「差別善實の現の要領」に於て説明した通り、階級間の距離を大にすることを指すのではない。階級間の距離を大にする時は却つて差別相を減少して平等に近づく結果になる。例へば一つの社會に屬する人民を上下の二つの階級に分けて、其の距離を出来るだけ大ならしめるときは、其の社會は唯二つの差別相しか有しないものになる。古代に於て之に類する社會を作つたのはカバルタの國であつた。スバルタでは公民と奴隸よの二つに分れて兩者は全然征服者と被征服者との關係であつたから、兩者間の差別は極めて大であつたけれども、公民は何れも平等であり隸奴は隸奴同士で平等であつたから、會社は其の二個の差別相しか有して居らず、随つてスバルタは益々社會の差別相を豊富にして行く道がなかつた。何時までも平板單調な差別相を維持することを努めるの外に仕方がなかつたので、其の國には進歩發

達を見ることが出来ずして、遂に廢頽滅亡するに至つたのである。もし右の如き二個の差別相の中間階級を一つ増加するならば猶ほ一段の進歩を見るを得たであらうし、其の三階級の各中間に更に一階級づゝを増加して五階級とし、猶ほ其の五階級間に各一階級を増加するといふ様にして出来るだけ多くの差別相を生ぜしめるならば、其の差別相が増加するに随つて一つの差別相と他の差別相との間の距離が減少して、密接した多數の差別相を得ることになる。これが即ち差別相の豊富なる社會であつて、健全なる社會である。一つの差別相と他の差別相との間の距離が遠いのは、恰も分子と分子との間の密着して居ない物體のやうなもので、氣體の如く液體の如く渾沌不定の状態にあるものである。差別相が豊富になつて其の間の距離が接近する時は、其の社會は健全となること、恰も分子間の結合が密接となつて一個の固體を形成するが如きものである。また其の固體の中にも土塊の如く粗なる物もあり金銀寶石の如く密なるものもあるやうに、社會國家の中にも土塊の如きもあれば寶石の如きもある。少しく餘談に涉るけれども、古來日本刀を作るには、鐵を叩き延ばして之を折り重ね、更に之を打ち延ばしては折合はせて又打ち延ばす、斯様にして幾千回となく反復鍛鍊して初めて名刀を得たものである。これも矢張り分子間を極めて密着せしめる爲に鍛鍊したものに外ならぬ。國家の如きも鍛鍊を経て初めて確固不拔の國體を得るので、我國なども猶ほ差別相を密着せしめるために多くの鍛

練を要することではあるけれども、現在に於ても既に三千年の鍛錬を経て居るから、世界現存の國々に比すれば比較的堅固になつて居るのである。

今日我が國家に就て論を立てる者、或は舊弊に囚はれて階級間の距離を大にすべしと唱へ、或は西洋思想に囚はれて差別相を減少すべしと唱へるものがあるが、何れも誤謬に陥るものである。差別善の立場から見れば、差別は飽迄明瞭にして、且つ之を豊富密接ならしめることを努めねばならぬ。

皇室と臣民と親近

皇室と臣民との關係に就ては、君臣の差別は嚴然として飽迄明瞭にせねばならぬが、其の間の距離を減少して臣民も皇室に親近し奉ることを得るの道が無ければならず、また古來それが行はれて來たのである。我が歷朝の君主は臣民に對して障壁を設け給はず、頗る下情に通じ給ひて眞に慈母の如き慈愛を垂れさせられたので、君臣の差別は判然として一毫も紊れないと同時に臣民も亦頗る皇室に親近して仕へ奉つて居た。丁度彼の京都の御所が平地に建てられて隔ての堀一つも設けられてないやうに、君臣の間は密接不離の關係であつた。却つて將軍職などが自ら城廓を高くして人民を遠ざけ且壓迫したものである。

併し日本臣民なればとて、誰人も同様に皇室に近く仕へ奉るわけには行かないから、人民の間にも差別を設けて、官職位階の次序を定めて毫も紊るゝこなきを期せねばならぬ。然らずして人民が平等に君主に直接に奉仕しようと競ふときは、徒らに混亂を惹起するのみであるから、こゝにも亦差別善の原理に照して越ゆべからざる次序を定めて置かねばならぬ。高位高官にあるものは、臣子たる分に過ぎてはならぬと同時に、官職の威嚴を損せずして本務を全うしなければならぬ。

皇室は決して民衆化し給ふ事なし

昨今世間で皇室の民衆化と云ふ言葉がよく唱へられて居つて、東宮殿下の御徳を頌し奉るにも此の言葉を用ひて居るが、之は果して如何なる意味で唱へて居るであらう。もし不用意に無意味に唱へて居るとすれば、それは甚だ誠意を缺いたことであるし、また流行の平等思想に基いて唱へるとすれば、それは實に危險なる誤謬と謂はねばならぬ。

平等思想に基いて皇室の民衆化を慶賀すると云ふならば、それは皇室と臣民との差別が不明瞭になつて、次第に平等化されることを喜ぶわけになるが、皇室と臣民との差別は飽迄も明瞭にすべきもので、決して曖昧になることを希望すべきものではない。君臣の差別は益々明白ならんことをこそ望む

べきで、苟も之に反するものは、古來最も美はしく發達して來た我國の差別相を滅却して、諸外國と同列に引き下げようとするものに外ならぬ。

皇室の民衆化といふのは、言葉としても餘り善い言葉ではない。我が皇室は民衆を愛撫し給ふことは古來歷朝皆然りであるが、決して自ら民衆に化せられ給ふべき道理がない。併し皇室が民衆に化せられるとか、或は皇室が今日の民衆思想即ち平等思想を御採用になつたとか云ふ意味でなく、民衆に接近して益々親しく愛撫し給ふのであると云ふ意味で此の言葉を用ふるならば、強ひて此の言葉を排斥するにも及ぶまい。言葉の形式は兎も角も、其の意味は飽くまで差別善の立場から解しなければならぬ。

皇位の崇高と臣民の欽仰

或は又、皇室が臣民に接近し給ふ事を以て、皇室と臣民との差別相を減少する感があるやうに考へる者もあらうが、それは上にも述べた通り慈母が赤子に對して如何に親しくしても其の差別相に混雜を起さないと同様で、愛撫は如何に深くとも、その爲めに差別が減少される感は無い。現に我が東宮殿下の快活なる御態度を以て臣民に親ませ給ふことは、一層臣民の敬慕欽仰の念を高めて、益々君徳

を盛んならしめ給ふ所以である。畏けれども君徳を高めさせ給ふに随つて愈々益々益々天位の尊嚴を増し、差別相を明瞭にし給ふ事になるのである。

斯くして天位は彌々尊きを加へ給ふと同時に、益々臣民に親近し給ふことは、之を差別善の立場から見る時は、差別相を益々明瞭にして、臣民との密度をも増加し給ふ所以となるので、誠に我が天壤無窮の皇位の爲めに慶賀すべき御事である。

不用意に皇室の民衆化を唱へ、且つ皇室が卒先して平等思想を實現し給ふが如く解するは甚だしい迷妄であるから、此の一點は明瞭に差別をつけて置かねばならぬのである。

世界統一と日本の皇室

拙著『宇宙即我之實現』の中、『世界統一と吾皇室』の章より左の一節を抄録する。

——統一なるものは常に小より大に、單純より複雑に進み、あるもの故、地球上の人間界に於ける順序として早晚此の全世界の大統一はるべきものなり。而して其の大統一を來すにも矢張り順序ありとすれば其の大統一者は偶然に來るを許さず、少くも此の人類が出來て以來、統一上の最も有力なる順序經歷を踏み來りしものならざるべからず。随つて已に大體に於て一定し居るべ

善なり。

然らば世界統一の中心となり盟主となるに最も適當せる順序經歷を踏み來りたるは果して何國なるか。(中略) 球上何れの處に求むるも、數千年來精神物質共に其の統一の中心一定し、物質上の統一は金匱無缺の國土を持續し、特に精神上の統一に至りては萬世一系の大中心たる皇室を奉戴し、統一凝りて忠となり孝と化し、其餘派は美術の精華となり或は武道の蘊奥となり或は宗教の極意となり、今更何物の力と雖も之に加ふる能はず、嚴然として全世界を睥睨しつゝある底の鞏固なる統一國は吾が日本を措きて他に求むべからざるに非ずや。

統一は萬有の根本義にして同時に善意の根本義なり、完全なる統一の中心となれる我が皇室は實に萬有の精華にして同時に道德の本源なること、今更申す迄もなきこととす。云々

第四十六章 教育勅語と差別善

教育勅語は日本にして初めて存在す

善々國民が千古不磨の聖典として遵奉する教育勅語は、差別暴の立場から拜し奉ることによつて、初めて深遠なる聖旨を伺ひ奉ることが出来る。畏けれども斯く尊い教訓は、君臣の差別の無い國、又は其の不明瞭な國に於ては決して存在するわけがない。天壤無窮の皇位にあらせらるゝ我が日本の天皇にして初めて發し給ふ御言葉であり、又開闢以來の臣子たる我が國民にして初めて其の聖旨を奉體し得るのである。彼の日清戦争の時に於て日本國民の忠勇が初めて西洋文明國に喧傳された時、彼等は我が國民の斯の如き忠勇なる精神が如何にして發生したかを知るに苦んださうである。彼等の如き君臣の差別の判然として居ない國々に於ては到底日本人の『忠』の精神を理解し得ないのが當然である。其の後我が國には教育勅語と云ふものがあると云ふことも彼の國々に傳へられたけれど、それを聞いてもまだ日本の君臣の情義は十分に想像し得ないらしい。『義は君臣たり情は父子たり』といふ言葉の眞の味に至つては世界中たゞ我が同胞のみが味ひ得ることである。斯の如く、君臣の差別の最も

明瞭なる我國にして初めて教育勅語の如き人道上の聖典が得られたのである。

三二六

君臣の差別

故に勅語の初に於て

我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ爾臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥美ヲ濟セルハ是レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ是ニ存ス

と仰せられてゐるのは、我國に於て君臣の差別が明瞭であつて、常に皇室が國家の中心とならせられ、臣民は各自の差別相に隨つて皇室に奉仕し來つたことが、それが即ち我が國體の精華であつて、教育の淵源となる精神も亦之れであるとの聖旨と拜せらる。而も我國の建國たるや、不可説不可思量の統一力によつて次第に差別付けられて行へ所の萬有進化の理法に則つた最も無理の無い人道の眞髓を得たもので、斯くてこそ初めて天壤無窮の國家を成し得るのである。皇祖皇宗の國を肇め給ふことの宏遠にして千古に動搖なき世界唯一の強固なる國家を定め給へるは此の宇宙の理法に順應し給へるが故である。彼の自由平等といふが如き存在を破壊する思想を基礎として立つた國家の如きは決して永遠的であり得ないのである。

差別的の御教訓

次に臣民に對して人道を諭し給ふ御言葉には、

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

と仰せられて、各其の差別相に應じて人道を踏むべきことを示させられ、且つ其の中にも自ら輕重の差あることを示させられてある。父母を初めとし兄弟夫婦朋友等三次第せられたのは其の間に輕重あることを示させ給ふ大御心と拜し奉る。決して四海平等に何人をも同様に愛せよとは仰せられないのである。之を拜讀し奉る者は、何人と雖も大御心が差別善を教へ給ふにありて、決して平等善を説かせ給ふのではないことは解領し奉ることと思ふ。『博愛衆ニ及ホシ』と仰せられた御言葉は前にも説いた通り、決して西洋で云ふ平等善の意味でなく、近きより遠きに及ぼし、重きを先にし輕きを後にするの御心であることは、「父母ニ孝ニ」云々以下の御言葉の順序によつても拜察出来ることで、そこに何等不明な點は無いと思ふ。

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩怠アレハ義勇公ニ奉シ

三二七

と仰せられたのは國家に對する常時の道と變時の道との差別を示させ給へるものである、
以テ天壤無窮の皇運を扶翼スヘシ

と仰せられたのは、こゝに統一點を明かに示し給へるものであつて國民の總ての修養は此の點に歸一するのである。歸一といひ統一といふは決して平等化するの意義ではなく、差別あればこそ統一歸一も出来るのである。

古今ヲ通シテ誤ラス中外ニ施シテ悖ラス

と仰せられたのは、此の道が即ち宇宙の大道に一致して居ることを示させ給へるものである。

國民精神と宇宙の大道

學者或は此の御言葉に對して彼是の議を立て、日本國民の踏み來つた道は之を外國には施し難いと云ふやうな説を爲すけれども、それは宇宙の大道に基くことを忘れて枝葉にのみ拘泥した誤りである。差別は宇宙の大勢であるから、何れの國に於ても實現されぬばならぬことは勿論である。但し國民性には夫々の差別があるから、我が日本と同様の國が他に作られるものではないが、建國の初めから君臣の差別を明らかにし父子兄弟夫婦の道に夫々の差別を立て、行つたならば日本と相似た國風を

有して而かも強固に存在し得る國家が出来た筈である。今日と雖も苦し彼等が翻然平等善の迷誤から醒めて、差別善の道に隨つたならば、現在よりも一層よく存在に適する國家を成し得るであらう。故に勅語の大道は元來中外に施し得べき道であるけれども、彼等が不幸にして從來之を行つて居らず現在にも未だ之を行はないまでである。

君民一德

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ皆其ノ德ナリニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられた御言葉に至つては、君臣の差別の明瞭なる我國の天皇にして初めて下し賜ふ所である。元來自由平等を主張する國に於ては君臣の差別のあるべき筈はない、縱令一時的に君民の差別が出来たとしても其の差別は根本的でないから、君主が臣民に對して君臣共に德を一にすることを宣言するのは君主としては自家矛盾に陥るのである。我國の如く君臣の差別の判然たる國に於ては、君は君の差別相に於て人道を盡し、臣は臣の差別相に於て人道を盡すと云ふ意味になるから、君民德を一にすることが出来るのである。

第四十七章 保健衛生と差別善

誤れる現時の保健衛生

現時の生理學衛生學並に醫術は前古未曾有の進歩であると稱せられて居る。就中我國は世界に一二と争ふ迄の成績を示して居ると云はれて居る。果して然らば國民の衛生状態も日に改善されて居る筈であるが、學理的研究は進歩して居ると稱せられるにも拘らず、實際の衛生状態は毫も進歩を示さないのみならず却つて退歩を示して、識者をして文明の途歩が健康の増進と相反する事を慨嘆せしめて居る。學理の退歩と實際の改善とは果して斯の如く矛盾背反を示して可なるものか。併し或は學理の進歩は學者間に限つて其の思想が一般人に普及しない爲に實際上の改善が出来ないのであるといふ辯護説が出るかも知れぬ。然りとすれば學術の普及を計ることを目的とする教育社會に於ては先づ其の進歩した學理を應用して兒童青年の健康増進速を努めて居る筈である。然るに兒童學生の健康状態も近時大に増進した事實を認めることは出来ない。一部の學生は競技運動の獎勵の爲に多少良い結果を現はして居るけれども、全體を通じて教育ある青年の健康が増進して居るとは云へない。

醫術に關する事は暫く後日に譲り、今日の衛生思想に就て見るに、吾人の見地よりすれば敢て進歩して居ると云ふ事が出来ない。生理解剖の學が如何に微に入り精を穿つた研究を遂げたとしても、それを衛生に應用するに當つて何等かの偏見に囚はれて居る場合には却つて學理に反した實行を見ることになる、衛生保健に些の偏見もなく宇宙の眞理に徹した方法を探るならば、學理の進歩は直ちに實際の進歩と相伴ふ事になるのが當然である。然るに現時の健康状態が増進しないのは即ち保健衛生の思想に一大謬見が含まれて居ると見ねばならぬ、

現時の保健衛生は消極的である

今日の保健衛生の思想が誤つて居るか否かを檢するには先づ現代の識諸階級が如何なる衛生法を行ひつゝあるかを見ねばならぬ。現代人の保健法は全然消極的衛生法で總て強い刺戟や有害な物に對して回避したり防禦したりする方法のみを執つて居る。即ち外界の刺戟に打ち勝つ方法を講ぜずして之を回避したり防禦したりすることのみに没頭して居る。盛夏の候には煽風器を用ひたり氷を用ひたり或は避暑に行つたりして、暑熱そのものを恐れて之に遠ざかる工夫を盡して居る。寒くなれば避寒をする暖爐を焚く、外套襟巻手套足袋耳袋などあらゆる手段を講じて寒氣に遠ざかる事に努める。甚

だしいのは懷中に火を入れて居る。風が強いと云つてはマスクをかける。此の頃の軍人が打揃つてマスクをして居るのを見受けるが、敵に對して勇敢な軍人も風に對しては頗る臆病と見える。一般に自然界の刺戟に對して大事をとつて臆病に構へ、消極的に回避手段を執るといふのが現代の保健法である。

此の方針によれば、回の避手段だけは進歩するに相違ない、即ち採暖設備や衣服などは進歩する。けれども進歩するのは身體以外のものであつて、身體其のものゝ力は却て退歩することになる。例へば防寒の設備の十分に整つた所に住んで居る者は風氣に耐へる力はなくなつて仕舞つて、一旦外氣に觸れれば直ちに感冒にかゝるやうになる。常に襟巻を用ゐる人は襟巻を取れば風を引く。常にシャツ股引をつけて居る人は、それを脱げば忽ち病氣になるといふやうに、身體を保護すれば保護するだけ身體は弱くなるのである。故に現代の保健法を極端まで推し進めて行けば、人間は殆ど外氣の中に活動する力を失ひ、恰も温室の花のやうに、硝子箱の中にも這入つて居なければならぬことになる。これ果して保健の精神に適つたことであらうか、

斯様な方法手段は消極的方針と云ふよりも寧ろ逆理方法で保健法に非ずして保弱法である。されば此の如き方針を採る時は、學理が進歩すればする程益臆病に且つ劣弱に陥らねばならぬ。例へば傳染病の微菌が空中を浮遊して居る事を知れば最早外出が出来なくなると云ふやうに、知識の進歩は却つて恐怖の種子を増加することになる。そして益々引込んで活動を減少し、遂には枯草の如く萎靡するの外なきに至るであらう。之れ實に大なる誤謬で、保健衛生の目的の正反對の結果に到着したものである。

差別善から見た保健の原則

保健衛生の目的は云ふ迄もなく身體の健康を増進するに在るが、身體の健康を計るには身體の差別相の成立及び發達の次第を考へてそれに適する方法を採らねばならぬ。吾人の見る所によれば「原理篇に於ける各章各節」に於て詳述した如く人體はもと外界に於ける差別相からの刺戟によつて生じ、又外界に於ける差別相かちの刺戟によつて發達したものである。即ち無數の差別相を有する萬有界の中に人體が出来たので、萬有の差別的發動が無ければ人體もない。又萬有の差別的刺戟が無ければ人體は生長も發達も進化もしない。人體の起原は不可思量の統一作用に由るけれども、一旦人體の原始的存在物が出来てから後は、外界の刺戟に順應することによつて今日の狀態にまで進化したのである。順應といふのは、外界の刺戟を受けてそれを自己の發達に利用することである。外界からは熱が來れ

ば其の熱を用ゐて自分を發達させ、外界から壓力が來れば壓力を利用して自身を發育させる、夏季炎暑の候には其の炎暑を利用し、冬季嚴寒の候には其の嚴寒を利用して自身の體力を増進せしめることの出来る者が、此の萬有界の適者となつて生存發育し得るのである。保健衛生の原理も亦此處に存しなければならぬ。

或は外界の刺激に順應すると云ふ代りに抵抗するといつてもよいかと思はれるが、併し、嚴密な意味で云ふならば、吾人は萬有の刺激に抵抗することは出来ない。抵抗は自身の破滅を招くのみである寒暑に抵抗するやうに思ふのは實は抵抗するのではなく寒暑に順應するのである。此の意味に於て、外界からの如何なる刺激にも順應し得るやうな身體を養成することが即ち保健衛生の眞髓である。

健康とは何ぞや

今、差別善の立場から健康なる身體を定義するならば、健康なる身體とは外界の如何なる差別相に對しても順應し得る身體である。例へば衣食住の中で衣に就ては、寒暑共に裸體で生活することも出来る、又禮儀及び風俗に従つて相當の衣服を着けて生活することも出来る、或はまた必要な場合には鎧兜のやうな重い物を着て働くことも出来る。厚着から急に薄着に移つても病氣にならず、温い部屋

から急に寒風吹き荒ぶ野外に出ても直ちに順應することが出来るといふやうな身體が健康な身體である。食に就ては山海の珍味も消化し得るが如何なる粗食にも少食にも耐へ得る、空氣の稀薄な高山の絶頂へ行つても困らず、通氣の不完全な工場の中でも働き続ける事が出来、場合によつては有毒瓦斯を吸つても生きて居られると云ふのがよい。住に於ては金殿玉樓でも寒中の露宿でも石の上にも穴の中にでも住み得るやうなのが最も健康な身體である。以上の如くなり得ることを以て保健衛生の目的とすべきである。

徐々に積極的鍛練を施せ

目的は斯の如くであるが、今日現在の人體を直ちに右の如く取扱ふわけには行かない。遺傳と習慣との蓄積によつて現在だけの體力しか有しないのであるから、今日の文明人をして直ちに寒中裸體の修業をさせるわけには行かない、矢張り差別は急激を忌むので、徐々に接近した差別相の階段を踏んで進ませる手段を執らねばならぬ。即ち現代人の耐へ得る程度に於て右の理想に一步一步近づき得るやうに鍛練して行かねばならぬ。例へば從來襟巻を用ゐて居たものは今年の冬からはそれを廢する。從來綿入の重ね着をした者は今年から一枚を減すると云ふやうにして次第に如何なる寒氣にも耐へ得

るやうに進歩させるがよい。それと同じく口は如何なる粗食にも慣れ、目は總ての光線に耐へ。鼻は凡ての臭氣に耐へ、腦は如何なる蟻根錯節をも厭はぬやうにならしめると云ふ様にせねばならぬ。此の方針で遺傳と習慣を積んで子々孫々に傳へたならば、右の理想の實現も決して不可能ではない。

而して、身體鍛鍊の方法に二種の方向がある。一は自然界の刺戟に對する鍛鍊で、一は文明的刺戟(即人工的)に對する鍛鍊である。即ち一面に於ては氣候風土動植物等の自然界の刺戟に對して順應し得る鍛鍊を積むと同時に、他の一面に於ては密集生活、工場労働、市街の雜沓、學術研究、激務の處理、長時間の靜止等あらゆる文明生活に對して順應することに向つても亦常に鍛鍊して行かねばならぬ。換言すれば野蠻的鍛鍊と文明的鍛鍊とを併行せしめるのである。

右の如き方針を以て進む時は、人間の體力は必ず増進し、又労働能率も増進するに相違ない。隨つて傳染病の微菌の如きも、斯様に鍛鍊されに健康な身體に向つては害を加くることが出来なくなつて敢て恐怖するに及ばないことになる。身體を健康にして、純良なる血液に富んで居る場合には、縱令外部から有毒菌が侵入したにしても、それは直ちに撲滅されて人體に害を及ぼすことが出来なくなる。傳染病以外の種々の疾病も亦漸次跡を絶つて、人間は皆天壽を更に延長せしめ得る事になるであらう。

現在の如き保健法即ち回避的保健法は病弱者を多くする方法であるから、病弱者が多ければ多い程収益を増加し得る所の醫師に託して之を宣傳せしめるのは當を得て居る道理であるが、吾人の主張する保健法は病弱者を絶滅せしめる方法であるから、それと利害關係の相反する所の醫師に託する事は不合理である。即ち醫師以外の一般人が覺醒しなければならぬのである。吾人は現代人が速かに此の原理を悟つて、一日も早く根本的積極的保健法に向つて出發せんことを希望するものである。

第四十八章 差別善と醫藥分業

醫藥分業は既に早くから世の問題となつて、屢々帝國議會にも提出されて居るけれども、未だ通過を見ることが出来ないのであるが、差別善の立場からすれば、醫藥分業は速かに實行されねばならぬ焦眉の急務である。之が實行されるか否かは直接に吾人の生活の安全に關するので、一日も緩くしてはならぬ。今其の理由を述べて識者の批判を願ひたいのである。

差別善の原理に照せば宇宙間のあらゆる存在は即ち差別そのものであるから、存在の進化即ち繁榮を望むならば存在の差別を明瞭豊富にすることを圖らねばならぬ。随つて人間社會の健全なる進化を望むならば、人間社會の差別を明瞭豊富ならしめねばならぬ。而して人間社會の差別を明瞭豊富ならしめる方法は固より多方面から考へねばならぬことで、既に以上各章の論述の中にも幾多の方法を説いたのであるが、分業といふことも亦一つの有力な方法である。誰も知る通り、文化の幼稚な社會ほど分業が發達して居ないので、原始的の社會では各人が殆ど同様な勞働に従事して居るが、文化が進歩するに従つて農工商業の分業が出來、治者被治者の分業が出來、學者、教育家、宗教家、軍人等の種々の分業が次第に殖えて來たのである。そして、文化の進歩に伴つて商業の中にも分業が出來、農

業工業の中にも各種の分業が行はれるやうになる。併しそこに考へねばならぬ重要な問題は、分業の増加は社會の文化の程度と相伴はねばならぬといふ事である。例へば文化の幼稚な野蠻人の社會に於て學者といふ一分業を作らうとしてもそれは出來ない。或る程度まで進歩した所で始めて學者といふ一つの専門家が出現するのである。未だ其の時期に至らざるに逸早く學者を生み出さうとしてもそれは出來ないと同様に、或る程度まで文化が進んだ時には學者といふ分業はなくてはならぬ事になり、それが無ければ社會を不健全に陥らしめるものである。之と同じく如何なる分業でも、社會進化の程度々に應じて生じなければならぬ。早きに過ぎるも遅きに過ぎるも共に人間生存には有害である。猶ほ一例を擧げるならば、人間の知識即ち人民の有する心の差別相が未だ進歩しない時代には專制政治でも間に合つて居るけれども、人民の知識が相當に進歩するに至れば、立法行政司法の三權が分立しなければならぬことになる。もし人民の知識が進歩して差別相の豊富な生活をして居るに拘らず三權分立を行はなかつたならば、そこに必ず混亂紛擾を醸すに至るのである。強ひて此の差別を拵んで何時迄も專制政治を繼續しようとするならば、遂には所謂革命といふ平等化が行はれて、人間生活は非常な不安に陥るのである。

醫師と藥劑師とは、もては差別が無く、醫師は必ず藥劑師を兼ねたものであつた。否昔時に於て

は、醫師と藥劑師と宗教家と學者と教師とを總て一身に兼ねた時代もあつた。昔時に於てさうであつたからと云つて、今日でもその通りにしたならば果して如何なる結果を生ずるであらうか。祈禱や禁呪を以てコレラ病等の退治を試みるやうな不都合を生ずるのであらう。これでは到底現代に於て人間の生存を安全にすることが出来ないから、宗教家と醫師とは其の目的を差別して、一は精神的に信仰を養ふことを目的として、一は肉體的に病氣の治癒をすることを目的として、各専門に働くことによつて人間の生存を健全にしようとして試みて現代社會の進歩に適應しようとして居るのである。然るに其の醫師は猶ほ藥劑師を兼ねて居て、藥劑師といふ者が既にあるに拘らず其の者、職務を奪つて居る。もし今日僧侶又は神官が病院を建て、多數の患者を收容し、説法や祈禱で治癒を行つたならば、醫師は大に之を攻撃するであらう。そして今日既に公に認められた醫師なるものが有るに拘らず彼等が濫に醫師の仕事を奪ふは甚だ奇怪な行爲であると憤慨するであらう。然るに其の醫師が、今日既に公に認められた藥劑師なるものが有るに拘らず其の職權を奪つて平氣で居るのみならず、藥劑師が職權を主張するに對しても百方辭を設けて之に譲らないのは、之れ亦甚だ奇怪なる行動ではないか。

今日の醫師は、或は現在の我が社會が未だ醫藥分業を實行するに適する程度に進歩して居ないと主張するかも知れないけれども、現在の我が社會は、醫藥分業に適しない時代ではない。否既に醫藥分

業を要求して、其の未だ行はれない爲に非常な害毒を蒙りつゝあるのである。今如何なる害毒を蒙つて居るかの一端を説けば次の如くである。

昔は醫は仁術であると云つた。其の時代には醫師の數も少かつたから同業間の競争の必要も少く、又今日のやうな生活難も無かつたから、診察料も藥價も病家の心任せぐらゐな所で足つて居たのであるが、今日では醫師の數も多くなつて來る生活も困難になつて來たので、醫師同業が互に競争して患者を争ひ合ふ有様になつた。醫は仁術などと濟まして居ては自分の身が立たぬことになる。そこで百方手段を講じて自家の収入増加を圖らねばならぬことになり、醫術は全く商賣となるに至つた。既に商業化して仕舞へば醫師の目的は病人の治療よりも寧ろ金錢にある。金錢の収入が増加さへすれば商賣の目的は達せられるのだから、遂には種々の惡辣な手段をまで講じて利得を圖る者さへ生じた。否今日の醫師にして此の如くならざる者は殆ど無いと云つてもよい。若し有れば極めて少數の例外で却つて世間から變り者と云はれる位である。

元來醫師は病氣を治療し又は豫防を教へて社會に病人を少なからしめることを目的とすべき筈である。随つて自家の門前に雀羅を張るやうになれば、之れ即ち病人の減じたのであるとして悦ばねばならぬ筈である。然るに今日の醫師は果して如何であらう。門前に客足が乏しくなつては自家の懐中が

随つて乏しくなるから、心中常に病人の多からん事を希望して居つて、偶々流感でもあつて日々多忙を極める時は、商賣大繁昌と祝して居る。人の不幸を見て悦ぶといふのは仁の正反對たる不仁であつて、今日では實に醫師ほどの不仁術は無いと謂つてよい。しかし、流感を祝する位はまだ罪の淺い方である。何故なれば、流感は自然に出来るので醫師が故意に作り出したのでは無いからである。然るに今日の醫師は、自ら進んで病人を作り出し、或は態々病氣の長引くやうな投劑をして多額の薬價を貪るのを慣用手段として居る者がある。試みに健康體の諸君が病院を訪うて診察を受けて見られよ、大抵の醫師は何かと病名を附けて二三種の薬を呉れるであらう。時としては手術を行ふの必要に迫つて居る事を勸告され、直ちに手術臺の上に横たへられる事もあるであらう。或は入院を勧められる事もあらう。然らざるも、眞に病氣の爲に入院したならば、諸君が若し金持であつたならば其の病氣が必ず長引くことを覺悟しなければならぬ。自宅治療でも同じことで、薬は何時迄飲んでも醫師の方が止めよとは云はない。時としては多少病勢を助けるやうな薬を投ぜられたとしても、素人はそれを發見することは出来ないから、一寸した病氣でも半歳や一年位は引つ張られる事になる。斯様な不仁術であるにも關せず、法律はまだ醫士を正しいものだと假定して作つてあるから、餘程の大きい誤診があつたことを明らかに證據立てることの出来る場合の外は患者は何ともすることは出来ないであ

る患者は殆ど生命を醫師に託するの外に途が無いので、其の弱點につけ込まれて牛殺自在の怪腕を振つて思ふままに財囊を絞り取られる患者こそ誠に氣の毒なものである。

凡そ是等の弊害は其の一半は醫藥兼業に基いて居る。醫藥分業として、醫師は診斷して處方を書き手術を要する場合には其の手術だけを醫師が擔任し、必要な藥劑は一切藥劑師から買ひ取らせることにすれば、第一に不正な手段が行ひ難くなる。兼業であれば如何なる薬を投じようとも自分勝手だけれども、別人に藥劑を盛らせる事なれば、監督者が一人附いて居ると同様で、不正な事が出来なくなる。また藥劑は自分が賣るのでないから長く服薬を強ひる必要も無いことになる。

さうなれば、醫師の収入は診察料と手術料とに止まつて、薬價の利益は無くなるので、今度は診察料を高くすることになるであらうから、それは法律を以て最高限度を定めねばならぬ。斯うすれば現在の醫師の爲には、収入の一部を奪はれて差別を減少することになるけれども、國民の健康と經濟力を増進する事、即ち國家といふ大なる差別體の差別相を豊富ならしめる爲には止むを得ないのである。併しさうなれば醫師の數も亦減じて、丁度調節がとれて行くやうになるであらう。

要するに醫藥分業は、醫師にまつては自身の差別相を減少する(單に収入の點のみではない)事になるから悪であるけれども、之によつて社會の差別相を多くする事になるから、差別善の原理から見れば

ば醫師を職業とする人々全體の差別相よりも社會全體の差別相が遙かに豊富であつて、隨つて前者よりも後者が上位に在る事は勿論であるから、社會全體の福利を増進する爲には醫師の福利は犠牲に供しなければならぬのである。

併し醫藥分業が實現せられた當座には、前述の如く醫師の差別相が減ずるけれども、斯くの如く醫師の職分が明瞭になつて來れば、醫師は從來と異つて藥を賣つて利殖を圖るの念を絶つて、一意診断の正確を期し手術の熟練を努める事になるから、診断と手術は從來よりも精密周到適確となる、即ち此の方面に於ける差別相は大に増進する結果となるのである。此の點から考へれば醫藥分業が醫師にとつて悪であるのは其當座一時のことで、永遠を通覽すれば醫師にとつても亦自身の差別相を増進する所以となるのである。

第四十九章 美術に於ける統一と差別

木材石材磁材煉瓦等の種々の材料を集めて一つの目的によつて組み立てる時は家屋といふ差別體が出来来る。一の目的に叶ふやうに組み立てることは即ち統一作用であつて、家屋の場合には人間が之を行ふけれども、自然物にあつては自然が之を行ふのである。人工物も自然物も社會現象も皆斯の如く統一作用によつて生ずるものである。一本の草は土壤及び空氣の中から養分を取り、日光の作用を受けて同化作用を行つて生長するのであるが、是等の吸收同化等の作用は即ち統一作用であつて、之れ無くては種子はあつても生長することが出来ない。否其の種子も亦統一作用によらねば存在しないのである。又、人間社會に於ける家族といひ國家といふも、各個人の間には統一が行はれた結果を云ふので統一作用によつて生ずることは家屋の場合と同様である。

統一と差別とは作用と結果との關係であるから、一が完全であれば他も亦完全で、一が不完全であれば他も亦不完全である。言ひ換へれば、統一作用が完全に行はれる時は其の結果として差別は豊葦明瞭となるが、統一作用が不完全であれば差別は貧弱不明瞭となる。例へば一家の戸主がよく一家を

統一して居る時には、戸主と主婦との任務行動の差別も判然と立ち、子供等には兄弟長幼の序によつて夫々の役目を與へられ、相當の禮儀作法も亦正しく行はれ、主人と召使との差別も明瞭に出來て是等の關係が紊れることは無い。随つて一家としての獨立を保ち得て、他の家族との差別を明瞭ならしめ得るのであるが、此の反對に、戸主の統一力が足りない場合には、主婦が屢々主人の仕事を奪つたり、子供は時々親の權利を侵したり、召使が主人の命令に従はなかつたりして、一家中の各個人の差別が判然しない、随つて差別相が貧弱で平等に近い。かうなれば一家の獨立が怪しくなつて、屢々他の家族又は社會國家からの干渉を受けねばならぬことにもなる。斯の如く、統一の最もよく行はれた場合には差別は最も豊富明瞭となるのである。

書畫彫刻等の美術に於ても統一と差別との關係はよく現はれて居る。即ち統一の結果として豊富な差別を現はしたものが美であつて、之に反して平等に近いものは醜である。書は美術であるか否は議論のある事ではあるが、書と雖も美しく書いたものには美が具はる事は何人も異論はなからう。美しい書は、例へば一といふ字を書いても、着筆から終結に至るまで大小強弱に無限の差別を現して、同じ太さの所は少しも無いに拘らず一貫した筆力で統一され、其處に無限の味(即ち差別)を含んだ美の趣を現し居るのである。如何に劃數の多い文字を見ても、名手の書は決して活字の様に棒を組み合

はせたものでなく、總ての點も畫悉く差別がある。其の上に墨色の差別もあり筆勢の差別があるので一字一點悉く夫々の特色を發揮して紙面に活躍するの趣がある。一聯の詩を書くにしても總ての文字の大きさ筆勢墨色等が皆差別があつて、しかも全體としての統一(即ち差別)を見せて居る處に、筆者の書風が現はれて居る。書風は即ち其の人の書の差別相である。

繪畫に於ては變化即ち差別は一層豊富になる。併し如何に多くの差別を現さうとしても、一面の繪に中心がなく統一が無かつたならば、差別は豊富且明瞭とはならないで随つて混雜した單調なものになつて仕舞ふ。下手な畫工は道具立ばかりを多くして統一をうまく行はないから、觀る人に深い印象を與へることが出來ないが、名手になれば、統一を十分につけるから、一點一畫が悉く畫面全體の上に重要な意義を示すことになつて、觀者に印象を與へ感動を起さしめるのである。

彩色は豊富に用ゐる方が差別に富むわけであるけれども、畫の統一の爲めに不調和な色を取り入れるならば却つて全體の差別相を減殺する虞がある、唯こてこてと多種の色が塗られて居るだけでは繪畫ではない。のみならず、各種の色が總て畫面全體の調子を引き立てる上に役に立つやうに、即ち、畫面の差別相を豊富ならしめるやうに用ゐられねばならぬ。

要するに美術品に現はれる差別相は、作者の頭腦に於ける統一作用に基くので、作者が十分に統一

された頭脳を持つて居る時は、それが書畫彫刻等の上に現はれて、統一あり變化ある作品となるのである。東洋古來の墨繪の如きに、材料としては極めて單純な黒色を用ゐるのみであるけれども、しかも頗る美妙なる差別相を紙面に活寫するので、之によつて見ても墨繪に長じた人の頭腦の統一力は驚くべきものである。

統一は作用で差別は其の結果であることは美術品の上に最もよく現はれる。例へば「秋の庭」と題する、一幅の畫を描く時に、畫家の頭腦では此の畫題に適するやうに材料が取捨撰擇されて後に畫面に現はれるのであるが、出來上つた後の其の繪を見る人は、作者が之を描き上げるまでの苦心といふものは知らないで、唯畫面に現はれた差別を見るのみである。而して畫面に現はれた一つ一つの花でも葉でも小禽の毛色でも、皆春夏秋冬の頃には見る事の出來ない特別な差別相を現はして居るから、畫面全體からして如何にも秋らしいといふ感を受けるのである。即ち見る人は先づ畫面の差別相を眺めて然る後に初めに作者の頭に行はれた統一作用を知るのである。吾人が萬有の複雑なる差別相を見て、宇宙に一大統一力のあることを知るのも亦斯の如き趣きである。

第五十章 差別善の理想的人格

人の一生

人の一生は何時を以て始めとし何時を終りとするべきであるか。生れた時を以て初めとし、死んだ時を以て終りとするといふのが常識であるが、其の生れた時といふのは母體から分娩された時を指すけれども、分娩以前にも胎兒として存在し、胎兒とならない前にも卵として存在し、卵とならない前にも母體並に父體の一部として存在したものであらう。斯く次第に遡つて考へる時は遂に宇宙の太初からして存在したと云はねばならぬが、其の宇宙の太初なるものは何時であつたかは決して境界の立つ筈はないから、此の問題の境界は遂に不可思量に終るのである。

右の如く、人の一生の初まりは境界をつけることは出來ないけれども、併し個體即ち一個人としての差別の不明瞭な所から次第に明瞭な所へ進んで来て、或る程度にまで進んだ時に始めて一個の人格として認められるやうになるといふだけの事は確かである。母の受胎といふ事が個人としての差別相に一段の進歩を加へ、それから胎内に於て生長するに隨つて差別は豊富明瞭となる。胎兒を殺せば其

の母と雖も法律で罰せられるのだから、國家も既に胎兒の人格を認めて居るのである。そこで注意深い人は此時から既に胎教といつて子供を教育し初めるのである。そしていよく分曉するに至れば、母體を離れた一人の人間として戸籍にも登録される事になり、法律上の權利も生ずるのである。併し初生の頃は心身共に差別相が甚だ乏しく、即ち所謂幼弱なもので、性格の特色(即ち差別)も現れず、他の小兒との差別も明瞭でない位であるから、比較的、平等といふ状態に近いと謂はねばならぬ。然るに七八歳に至つて小學校へ入學する頃になれば、身體の機能もそれ〴〵の差別相を現はし、心の方面に於ても相當に複雑な差別が生じて来る。それから小學時代を終へて中學へ進み大學へ進む頃の所謂青年期となれば、心身の差別相は益々豊富となり、男女性の差別も判然となり、社會的の交際も出来るやうになる。此の時代は心身の差別相が長足に増進する時代である。青年期の終り頃に於て普通の人は結婚して家を持つことになつて、生活上の差別相がまた一段の増加を見る、子女を設けるに至れば又一段の進歩を見る。そのうちに社會的方面の活動に於ても次第に地歩を進めて行くので、壯年期即ち三十年代四十年代頃は人生に於ける最も差別相の豊富な時代である。併し何歳の時に於て最も豊富の頂上に達するかは人々によつて相違があるから、之れも亦差別相の原理の示す通りに、一律に決定の出来ないことであるが、先づ大體に於て三十代の終りから四十年代の中に於て極盛期に達するであらう。

家庭の方でも子供が殖えもする成長もする一門繁榮の盛時であるが、社會的にも最も盛んに仕事の出来るのは此の時代である。即ち心身共に、私的にも公的にも差別相の最も豊富明瞭な時代である。

然るに物盛んなれば即ち衰ふの語は、差別相の原則を生み出した圓形的進化論を裏書したものであつて、人生も盛時を通り越せば、また盛時のみ連續するといふ平等性を破つて、之れと異なつた下り坂に向はざるを得ない。五十を超え六十を超えれば、次第に身體が衰へて、豊富なる差別相が幾分づゝ次第に減少し行く。見易い所でも肉が落ちて皺がよるとか、髪が抜けたり齒が抜けたり、目が利かなくなつたり耳が遠くなつたりする。それに應じて心の働きにも元氣が無くなつて、われ知らず老人らしい氣分になるのを免れない。老いて益々壯なりなど云つて威張つて見た所で、所詮は夕を待たぬ朝顔のやうに萎んで枯れるに決まつて居る。併し其の枯れることも一時に突然と来るのではなく、次第〴〵に少しづつ枯れて、常識で見えていよく枯れ盡したと思はれる處で死にといふ名目を附けるが、其の死亡も何時を以て境界とするといふ判然たることはわからない。假りに最後の呼吸の終つた時を以て死亡と見做して居るのであるが、人間の一生は此の時に終るものかと云ふに、敢て然りと斷言は出来ない。何故なれば

生るゝに漸々に生れ來たるが如く、死するにも漸々に死するものなり。則假りに五十歳を以て人

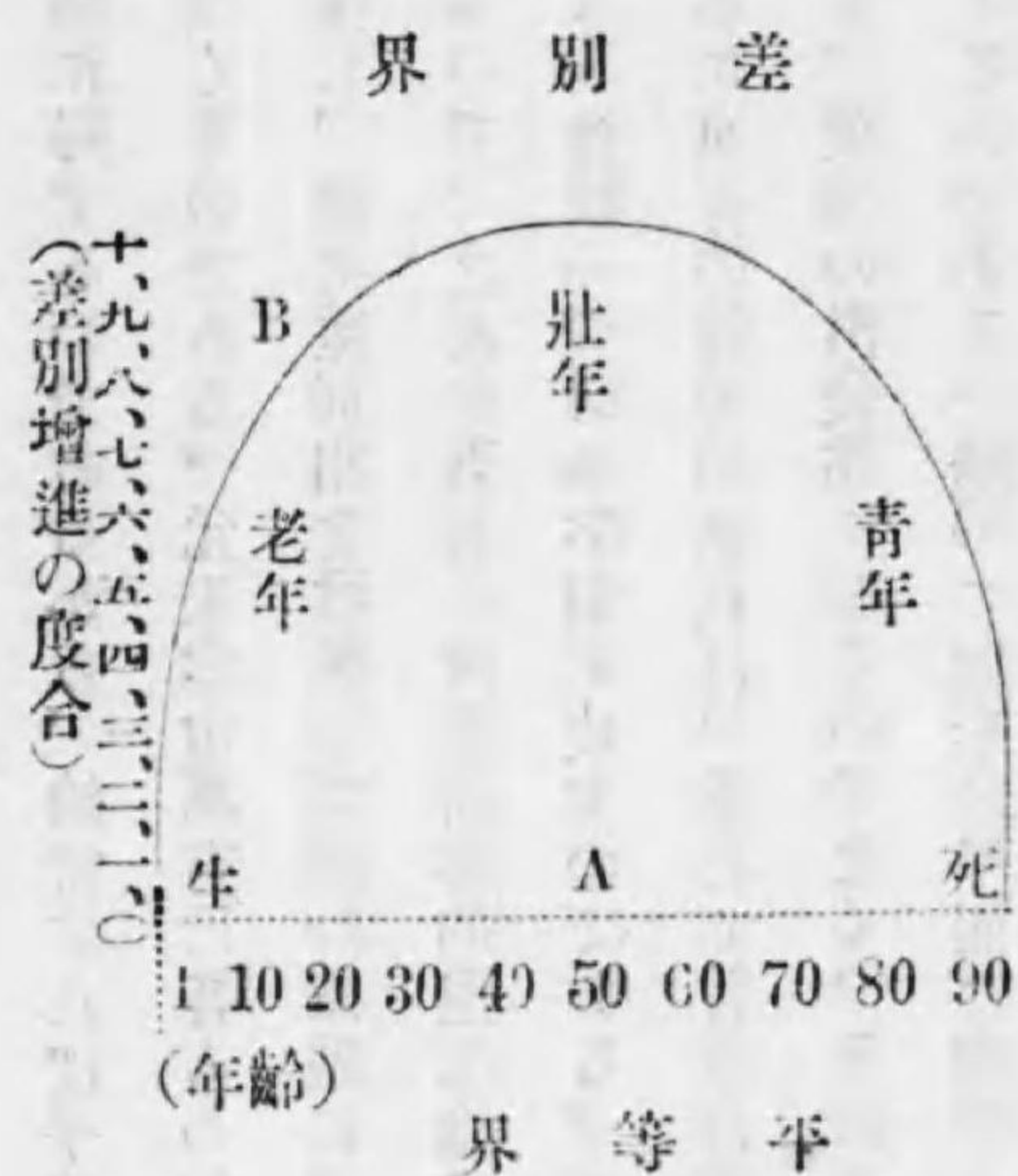
間成熟の頂上とすれば、それより後は時々形骸生命共に減退し、六十歳七十歳になれば二十歳十歳位の時の如き状態となり、八十歳九十歳に至れば五六歳の小児の如くなり、人體諸機關の要素が凡べて甚だしく減耗し行き、智慮減じ、感覺減じ、體量減じ、諸機能減じ、細胞減じ、形骸は其もあるも内容殆ど空虚となり、追々分子元子に近づき行く、其の有様は丁度岩石が風水の作用にて漸々に減耗し行くが如し。其間智覺の存否脈搏及び呼吸の斷續等は、恰も水流に於ける瀬淵又は泉瀧等がある如きものなり。而して其の減耗し行くに限界なく無限に繼續的に絶ゆることなきこととも亦岩石が如何に減耗し行くも極限なきに等し。(宇宙即我の實現より)

且つ又人は肉體だけのものではないので、肉體は死んでも其の人の精神の與へた感化は後々まで遺つて居つて、それが何時減びるかは何も測ることは出来ない。中にも聖賢と尊ばれて千年の後まで其の人の教へが勢力を有することもある。故に死亡も亦出生と同様、精密に境界をつけることは出来ないが、たゞ差別相の豊富であつたものが次第に減少して終には常識では差別を認め難いやうな平等に近い状態に歸するのである。前後を通じて見れば、人の一生は平等は近い状態から出發して差別相の最も豊富な時代を経過して再び平等に近い状態に向つて進むのである。人は老いて再び子供のやうになるとは通俗に稱へて居る事であるが、人生の初めと終りとは甚だ類似した趣があつて、何れも平等

に近い状態であると謂ひ得るのである。即ち人生の一代は宇宙の圓形的進化の模型の如きものである。其の有様を圖解すれば左の如くである。

人生各期の差別相

大局から見れば人の一生は個體としては差別を認める事の出来ない所から出發して、次第に差別相を増進して其の極點に達すれば又徐々に差別相を減少して再び個體としての差別を認める事の出来ない



Aは平等界と差別界との境界を假定した線で其の實不明なものであるから虚線を以て示す。
Bは人の一生を現はしたもので、差別の次第に増進し又減退することを示す。之は明かに差別が出来るから實線を以て描く。

い状態に歸するのであるから、約言すれば平等に始まり差別を経て再び平等に歸着する所の一つの圓形を描くものである。元來宇宙萬有は吾人の信ずる所によれば總て平等の靈位から統一の作用によつて發生し、漸次差別相を増進して其の極點に達した後は又徐々に差別相を減少して再び元の靈位に歸するもので、之れが吾人の所謂圓形的進化論であるが、人の一生も柄小さき圓形的進化を成すもので言はゞ人生は一つの小宇宙を成すのである。

然るに萬有の圓形的進化は、悉しく言へば出發點と同じ所に歸着するのではなく、同じく靈位と稱しても、最初の出發點に歸るのでなく、それよりも一段進歩した所の、換言すれば上位にある所の靈位に上るのである。随つて圓形は平面の圓形でなく、螺旋狀をなして上に昇つて行くのである。故に進化の初階を成す所の精力氣體等は、進化の高階を成す所の人間の精神に比較すれば決して同様のものでない。小宇宙たる人間の一生も亦斯の如き状態を示して居る。即ち幼少の時代と老衰の時代とは其の差別相が何れも中年時代に比して貧弱である事は相似て居るけれども、其の心の内容に於ては非常な相違がなければならぬ。若しそれが殆ど同様なものであるとすれば幼年と老年との差別は不明瞭になるわけである。差別の不明瞭なことは差別善の原則に照らして避くべきことであるから、若し老年者にして眞に元の子供時代と大差の無いやうな状態になつたならばそれは即ち惡である。世に一生

の間何等の修養の心掛けもなくして徒らに青年期を過ぎ中年期を過ぎて空しく老年に達して自然に心身が衰へて差別相が減するに任せて殆ど子供同様の状態に歸る人もある。それ等の人としても幼年時代と老年時代とは全然同一でないことは勿論であるが、併しさういふ人には幼年時代と老年時代との差別が不明瞭であることを免れない。斯様な人は所謂醉生夢死の人で、人生を極めて價值少く經過する人である。

人生を最も價值多く經過するには一生の間の各年齢に應じて其の時の特色を發揮して差別相を豊富ならしめねばならぬ。即ち少年時代には少年らしく快活で無邪氣であり、青年時代には青年らしく進取的で活動的で理想に向つて邁進するの氣象が無ければならず、中年時代に於ては思慮周到にして結果の廣大なる活動をしなければならぬ。更に細かに云へば同じく青年時代と云つても十九歳と二十歳とでは其の間に差別が現はれねばならぬ。斯様にして年一年と差別をつけて次第に差別相を増進して行くのである。今一段精しく云へば、一日の中でも其の一日を一生の小模型となして、朝目さめた時から朝食の前後迄は比較的平等的で、夫れより事務所等に出づれば尤も嚴正に一舉一動皆差別的に活動し、上下主従、貸借、立居、言語、應答——等寸分假籍する處なく、午後三時四時過ぐれば追々と又平等的になり、晚餐などは大にくつろぎて談笑の間にすまし、夜に入り寝に就いた時は殆ど平等に

一致した状態となると云ふ風になすべきである。

さて斯様にして差別相發揮の極點に達して後は相何にすべきであるか、既に極點に達した以上は差別相を減じて行くより外に方法は無いが、減ずると云つても、登りつめた坂を又後に引返して下りて来る様に、同じ所を二度通過する事は出来ないから、どうしても峠を越えて向側へ降りて行かぬばならぬ。そして差別の峠を越えたものは、人生終局の目的たる絶對平等の境に向つて一歩一歩近づく事を自覺せねばならぬ。幼年少年の時代には只管差別相の増加を目的として登つて來たのであるが、老年の境に至れば最早再び差別増加を目的とすべきものではなく、今度は平等を目的として進むべきである。幼年時代と老年時代との差別は此の點に存するのである。併し之れも亦急激に平等界に突進すべきものでなく、徐々に順を追うてばまねばならぬ。

老年期は何歳から始まるかは勿論一定してゐないけれども、何人も中年の全盛時代を経過すれば『老』の至るを感ずるものである。此し時期に達すれば自覺して差別相を徐々に減ずる事を努めるがよい。之を努めずして何時迄も中年者同様に差別増加に努むる時は、其の人一人の爲めには一時は差別相が矢張り増加するやうに見えるけれども、一家族或は社會國家等の廣い立場から見れば、全體の差別相が減少する事になつて、差別善の規範第二則によつて惡となるのである。一家に於ても老人が

何時迄も主宰者となつて中年者に活動の餘地を與へないならば其の繁榮を妨害する事になり、國家にしても老人が永く權柄を握つて中年者の活動を沮止する時は其の國の進歩發展を害する事になる。須らく老衰の期の至れるを自覺して自ら自己の差別相を減少し、引退して重要な職務及び地位を後進に譲るべきである。老人が自己の分を忘れて壯者に伍して一家或は一國の要路に立つことは、當人の差別相も永くは適合し得ない事であるし、結局一家一國の差別相を増加する所以とはならないのである。

財産に就ても、中年迄は増殖を圖る事が善であるけれども、老年に達したならば之を相続人に譲るがよい。相続人の無い場合には公共事業の爲に寄附するがよい。また相続人があつたとしても財産が多額である場合には一部を割いて公共に寄附するがよい。新様にして物質上の自己の差別相を減じて行くのが老人相當の善である。

斯様にして差別相を減じて行けば、老人は自己の負擔が軽くなつて餘生を安樂に送り、天壽を全うする事が出来る。然るに世間には斯の如き思ひ諦めの出来ない老人が多くて、自ら苦しみ、後進者にも厄介親される者が多いのは、人生の各期に差別の存すべき事を辨へず、只管壯年時代の活動又は其の蓄積した富などに執着するからである。故に老年期に入つて老年時代の幸福を全うしようとするに

は、次の二個條を實行せねばならぬ。

第一 中年時代迄は餘念なく差別増加に全力を盡すべし。

中年迄に財産も相當に作り、社會的活動も十分にしておかねばならぬ。それを十分にせずして、既に老齡に至るも未だ一家を支ふるの資産なく、社會に立つて交際する上に相當の地位をも有しないならば、安んじて老人となつて引退する事が出来なくなつて、何時迄も壯年者同様に活動する事を餘儀なくされる。丁度青年時代に學問を怠つた者が、中年に達してからも絶えず無學に苦しんで居なければならぬのと同様である。故に人は須らく中年に於て全力を擧げて活動して置き、老齡至れば安心して引退すべきである。

第二 絶對平等の眞理を悟り之れが實現に努むべし。

老人は今や既に差別の絶頂に達し得て、更に人生終局の目的地たる絶對平等の靈界に向つて第一歩を踏み出すのである。故に終局の到着地のことを前以て徐々體得して其の準備をして置かねばならぬ。靈界に入るにも一朝にして突入することは出来ないから、未だ此の身體が差別界に屬して居る内から、精神上に於ては絶對平等の眞理を悟り之れが實現に努めて居らねばならぬ。此の點が老年期の最も重んずべき特色(即差別相)であつて、之れあるが故に彼の幼年少年の時代とは明瞭な差別が出来

るのである。尙ほ徐々に此の悟りを開くときは、徐々に差別相に對する執著を減少して 自己の地位を引退する事が殘念に思はれる事なく、世間から自分の存在を忘却せられる事も苦痛とはならず、却つてさういふ状態を望ましく思ふやうになる。そして命數の終り頃には、生存に對する執着もなくなつて、喜んで絶對平等の靈界に歸するに至るのである。差別善から見た理想的の一生涯は大要斯の如きものである、之に反して、少年時代には働いたが、大に働くべき中年時代には却つて稼かず、夜は夜更かしをして晝は却つて晝寢をし、無暗に磊落振つたり豪傑振つたりして自他の區別をも立てず、起居動作などにも規律(差別)を立てず、老年に至るも自己の死後の行先も分明せず、執着煩悶の苦惱の裡に終りを告げるが如きは、人格として一向價値の無いものである。

改訂 増補 差別善の提唱 終

學識差別善の提唱

の事には、その方の心算を、人権としての一人の権利の事とする。

 學識差別善とは、學識(知識)を以て、善事をする。自己の徳の行はるべし、善の事をする。

 善事とは、人の徳を以て、善事をする。善事とは、人の徳を以て、善事をする。

 善事とは、人の徳を以て、善事をする。善事とは、人の徳を以て、善事をする。

 善事とは、人の徳を以て、善事をする。善事とは、人の徳を以て、善事をする。

 善事とは、人の徳を以て、善事をする。善事とは、人の徳を以て、善事をする。

 善事とは、人の徳を以て、善事をする。善事とは、人の徳を以て、善事をする。

大正十三年八月六日印刷
大正十三年八月十日發行

著作
所有

著者
發行者

印刷所

差別善の提唱
定價金參圓

田口精爾

東京市芝區三田
小山町二十番地

開進社

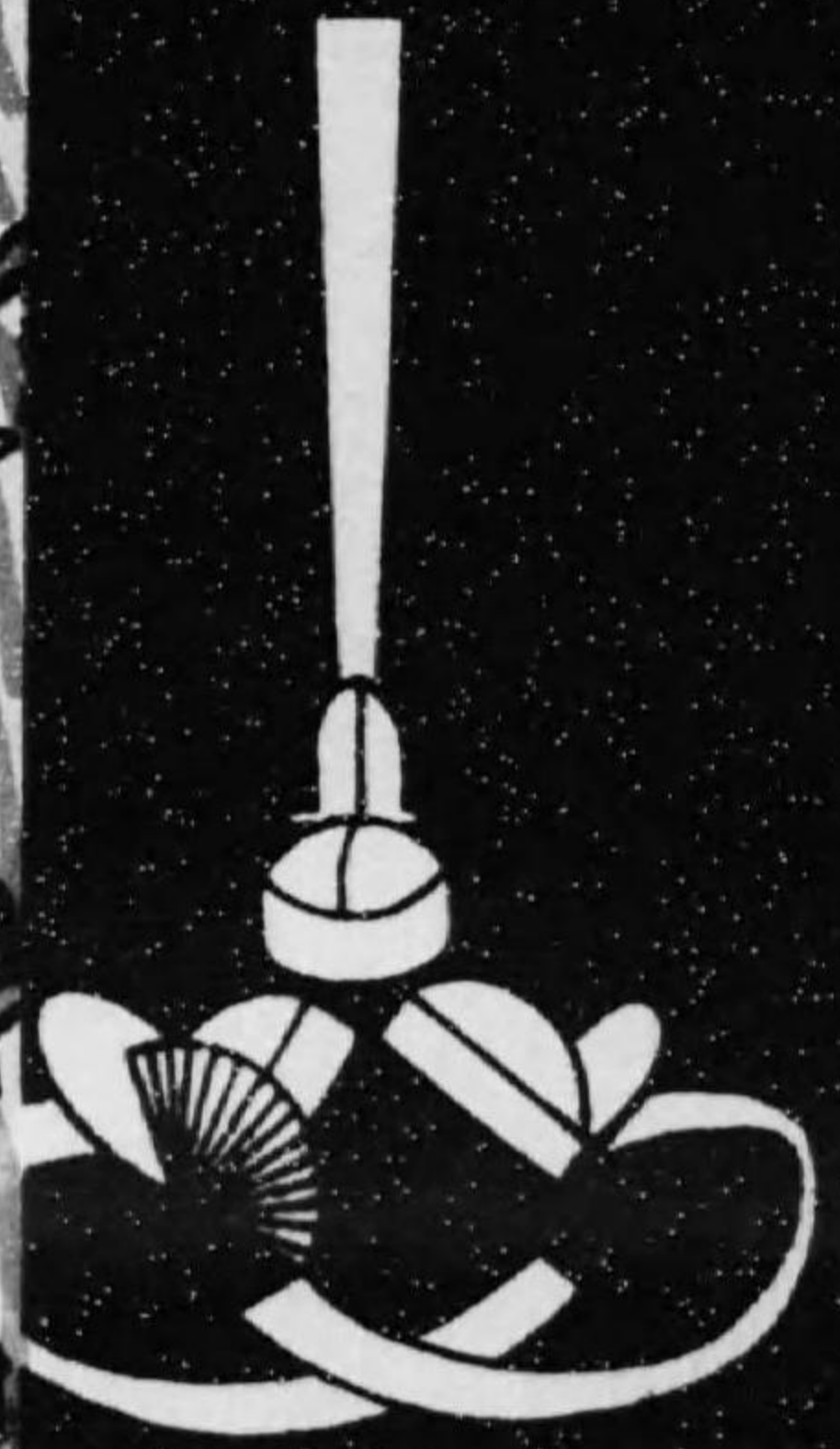
東京市神田區
西今川町六番地

發行所

差別善研究會

東京市芝區三田小山町二十番地
 電話 高輪 一四七八
 一四七九
 振替東京三〇六〇三番

3
7



天符會究研毒別差

503
1031

終